



Culture Information Research Center

Gifu Women's University

情報と人権

久世 均

岐阜女子大学

1. 「身の回りの情報化」

本時のポイント

高度情報社会とかIT革命などというまでもなく、パソコンやインターネットは急速に普及していますし、それにより、生活にも多くの変化が進んでいることは私たちが実感していることです。

(1) 家庭での情報機器の普及

(a) パソコン

ムーアの法則

初期のパソコンが出現したのは1970年代ですが、「半導体の集積度は18ヶ月で2倍になる」というが示すように、

初期のパソコンが出現したのは1970年代ですが、「半導体の集積度は18ヶ月で2倍になる」というムーアの法則が示すように、CPUの処理速度は急速に向上しており、2000年にはとうとう1GHzを突破しました。そのうちに10GHzにもなるでしょう。2000年での通常のパソコンのメモリー容量は128MB、ディスク容量は20～40GBになりました。価格も急速に安くなり、10万円を切ることも珍しくなくなりました。

パソコンの普及も急速で、2000年には約1千万台、2兆円の国内出荷がありました。これはカラーテレビの出荷台数を超えています。家庭での普及率は40%になりワープロ普及率を超え（ワープロ専用機は有力メーカーが2000年に続々と撤退しました）するなど、家庭でのパソコン所有率・利用率は急速に増加しています。

(b) 携帯電話

携帯電話の歴史は古く、当初は自動車電話として米国では1946年に、日本では1979年にサービスが開始されています。それが、1985年にはショルダ型の携帯電話、1993年にデジタルサービス、1995年にPHSサービスと進んできました。そして、1999年のiモードのヒットにより、さらに普及が急速になりました。さらに2001年にはJava対応のiモード（iアプリ）

が発表され、携帯電話は電話機というより携帯情報機器として用いられるようになりました。

みなさんの多くが携帯電話を持っていますが、1995年頃から急速に普及し、2000年では携帯電話の加入数は5000万を超えて、固定式の加入電話を超えて全人口の50%にもなりました。そして、電話の受発信全体のうち、少なくともどちらかが携帯電話である割合が1/3にもなっています。

(c) デジタルカメラ

磁気記録方式による電子スチルビデオカメラ（デジタルカメラ、デジカメ）は、1981年にソニーが試作機マピカを発表したのが最初ですが、半導体メモリーの低価格化や、パーソナルコンピュータの普及、そして画像処理ソフトの発展に応じて、1997年頃から急速に普及してきました。そしてとうとう2000年には出荷金額で通常の銀塩カメラを抜きまし。

デジタルカメラは、単に写真を撮るだけでなく、それをレタッチソフトというソフトによって、多様な加工編集ができるので、趣味の幅を広げることができます。価格も素人用としては十分な機能のものが5万円程度で入手できるようになりました。画質の面では銀塩カメラに及びませんが、1000万画素にもなる高解像度のものも現れました。

（２）インターネット

① インターネットの発展

インターネットは、米軍用から学術用に広がり、1990年から商用に利用されるようになり、さらに1994年頃からWWWブラウザが出現して爆発的に普及しました。

2000年末の世界でのインターネット利用者数は4億人、毎週利用している常用者は3億人に達するといわれています。日本での

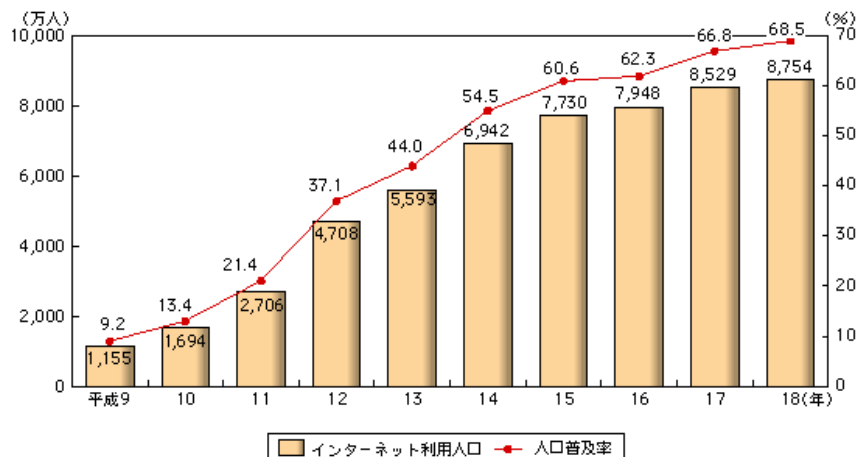


図 インターネット利用者数及び人口普及率 (総務省「通信利用動向調査(世帯編)」)

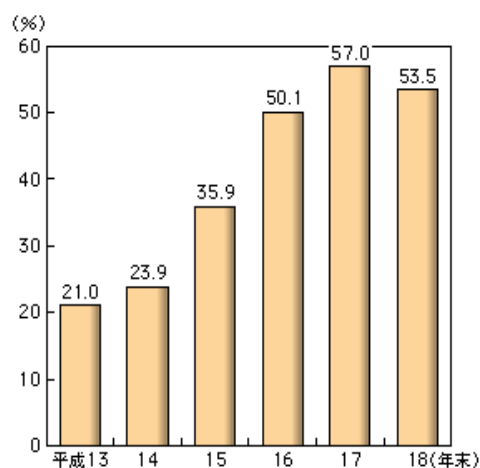
利用者は、調査方法により違いはありますが、2000年では2500万人になり、家庭での普及率も20%を超えました。インターネットの

家庭普及率が10%を超えるのにわずか5年しかかからず、電話の76年や携帯電話の15年にくらべて、まさに爆発的な普及だといえましょう。

インターネットの利用内容も大きく変化してきました。従来は、職場や学校からの利用が多かったのに、最近では自宅からの利用が増大しています。職場・学校での利用者の大部分は、自宅でも利用しているといえます。それとともに、利用者での女性やパソコン初心者の割合が急速に増えています。このように、インターネットは生活の中に溶け込んできたといえましょう。

②使いやすくなったインターネット

(a)携帯電話の利用



(出典)総務省「通信利用動向調査(世帯編)」

図 携帯インターネットの利用率

とくに、NTTドコモが99年2月に発表した「iモード」は、単に携帯用電話としてではなく、電子メールやインターネットページ閲覧の機能に人気があり、電話：メール：ページの利用時間割合が4：4：2だともいわれています。当然、他の携帯電話でも同様な機能が付け加わりました。それに対応して、

銀行，証券，旅行会社，チケット販売などで，多様なサービスが提供されています。また，営業マンなど外回りが多い社員向けのグループウェアなど業務への活用へと広がっています。

(b)高速回線・常時接続

インターネット接続回線の常時接続サービスが普及してきますと，電話料金を気にせず，つながっぱなしでインターネットを使うことができます。しかも，通信回線が高速化（ブロードバンドといいます）すると，音楽や動画などの大量データをインターネットで入手することが容易になります。それで，安価な高速回線の常時接続サービスを期待する声が高くなっていました。

そのような要望やインターネット推進政策により，２０００年からNTTは「フレッツISDN」や「フレッツADSL」を提供するようになりました。また携帯電話では，２００１年５月から，高速通信のIMT-2000への対応がなされ，動画などのより豊富なコンテンツの利用が期待されています。

本時の重要事項

1. 家庭での普及率は４０％になりワープロ普及率を超え（ワープロ専用機は有力メーカーが２０００年に続々と撤退しました）るなど，家庭でのパソコン所有率・利用率は急速に増加しています。
2. インターネットの利用内容も大きく変化してきました。従来は，職場や学校からの利用が多かったのに，最近では自宅からの利用が増大しています。職場・学校での利用者の大部分は，自宅でも利用しているといえます。それとともに，利用者での女性やパソコン初心者割合が急速に増えています。このように，インターネットは生活の中に溶け込んできたといえましょう。

2. 「ユビキタス・コンピューティング」

本時のポイント

1. 身の回りに多様な情報機器がありますし、特に情報機器とは認識せずに利用していることもあります。
2. そのような利用形態をユビキタス・コンピューティングといいます。
3. ここでは、ユビキタス・コンピューティングについて、その概念と身の回りでの事例、ビジネスの観点、日本での対応などについて考えます。

(1) ユビキタス・コンピューティングの概念と応用例

①ユビキタス・コンピューティングの概念

(a)定義

1988年に米ゼロックス パロアルト研究所のマーク・ワイザー (Mark Weiser) は、人間とコンピュータの相互作用の発展として、「TSSにより、1台のコンピュータを共同利用できる環境」から「パソコンの普及により、1人が1台のコンピュータを使う環境」へと進んできたが、将来は「ユビキタス・コンピューティングの環境」へと発展するといいました (“The Computer for the 21st Century”, Scientific American, 1999)。当時は一般には夢物語と思われたのが、ICT (Information Computer Tecnology: 情報通信技術) の急速な発展により、現実のものとなりました。

ユビキタス (ubiquitous) とは「(神のごとく) 遍在する」という意味です。ユビキタス・コンピューティング (Ubiquitous Computing) とは、どこでも、いつでも、情報機器の存在を意識せずに利用できるほど日常生活に溶け込んだ状態のことをいいます。

(b)ユビキタス・ネットワーク

この状況は、情報機器や情報家電などが至る所にあって、ブロードバンドを主体としたネットワークにつながり、いつでも好きなときに簡単に使えて、多様な情報を得たり発信したりできることだともいえます。このように、あらゆる情報機器がネットワークにつながっていることを強調して「ユビキタス・ネットワーク」ともいいます。

モバイル・コンピューティングとユビキタス・コンピューティングは似たような概念ですが、モバイル・コンピューティングは自分が情報機器を持ち歩くのに対して、ユビキタス・コンピューティングの当初の発想では、行った先々にネットワークに接続した情報機器があるので、自分で持ち運ぶ必要はないということだったようです。ところが、現在では身に着けた情報機器での利用もユビキタス・コンピューティングであり、モバイル・コンピューティングはユビキタス・コンピューティングの初期に実現した部分的なものだと解釈したほうがよいようです。

(c)ユビキタス社会

ユビキタス・コンピューティングとは、携帯電話や情報家電などの製品でもなく、コンピュータやネットワークなどの個別技術でもなく、それらをインフラとした社会を構築する環境であると認識するのが適切です。ユビキタス・コンピューティングが普及した社会は、人間と情報機器（ネットワークも含む）との共生社会であり、IT革命の目指す高度情報化社会とは、ユビキタス社会の実現であるともいえます。

ユビキタス社会では、だれもがいつでもどこでもネットワークから情報を得ることができるし、情報家電、自動車、街路などあらゆるものが情報の発信源になります。人間は、それを活用した創造的な活動に傾注できるようになり、人間の行動・価値観に大きな変革を与えるようになります。

②ユビキタス・コンピューティングの例

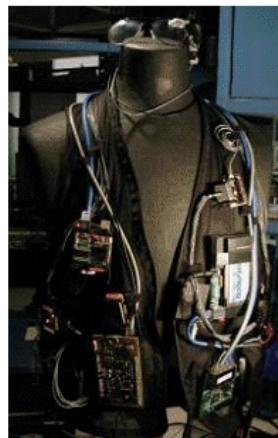
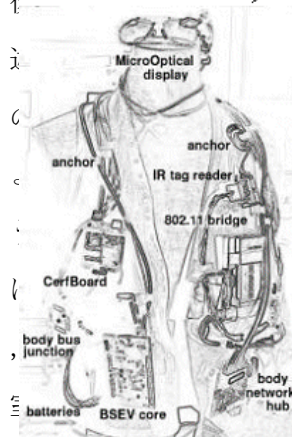
(a) 携帯電話

携帯電話は既に電話というよりも、情報端末として活用されています。個人利用の面では、急速な発展が見られます。

- ・電子メールやWeb閲覧など、インターネット端末として広く利用されています。このような利用では、日本と韓国が群を抜いています。
- ・カメラ付きになり、写真や動画を保存したり送信したりすることが一般的になりました。
- ・地域の地図情報が得られることから、地域での店舗案内や、老人や子供の位置確認などにも利用されています。
- ・携帯電話で自動販売機や店舗での買い物ができるようになりました。

・

ウェアラブル・コンピュータ



MITメディアラボ「MIThril」
<http://www.media.mit.edu/wearables/mithril/>

外出先から、情報家電を制御することも行われるようになりました。

ビジネスでは、受注情報の送信や在庫の確認、カメラを用いた工事記録など、特定の業務用機器としても活用されています。モバイ

ル・コンピューティングの機器は従来はノートパソコンが主流でしたが、携帯電話の機能が拡大してきたことから、パソコン利用の多くの分野で携帯電話が用いられるようになりました。

(b) ウェアラブル・コンピュータ

携帯電話は持ち運びに便利ですが、衣服のように身につけられればさらに便利です。それをウェアラブル・コンピュータといいます。

時計型コンピュータは、腕時計やペンダントにコンピュータを組み込んだもので、携帯電話をもっとコンパクトにしたものです。衣服に組み込んだものは、特殊なメガネをディスプレイにしています。情報機器を衣服に縫いつけたようなものが通常ですが、そのうちに衣服繊維に埋め込んだものが出現するでしょう。

なお、ウェアラブル・コンピュータの実験動画を産業技術総合研究所 Weavy（ウィービー）「人間中心インタラクションのためのウェアラブルビジュアルインタフェース」で見ることができます。

(c) 情報家電

冷蔵庫や空調などの家電機器は運転用のコンピュータチップが組み込まれていますが、それを発展させて、さらに高度な機能を加えネットワークと接続できるようにしたものを情報家電といいます。

冷蔵庫では、収納された食品を管理して、適切な温度管理をします。鮮度がおちた食品があれば警告を出します。食品の在庫が少なくなると、警告を出したり店舗に発注したりします。空調では、温度だけではなく空気の汚れを感知して自動運転します。人の位置を感知して送風の方向を制御したり、人がいなくなると自動的に停止したりします。

これらの家電は、ネットワークで情報機器と接続できます。現在ではテレビや空調はそれぞれのリモコンで操作していますが、それだけでなくパソコンや携帯電話を用いても操作できます。外出先か

ら携帯電話で制御できます。外出先から冷蔵庫を調べて買い物をするとか、帰宅前に空調を作動させて室温を制御することができます。このような利用は、防犯に効果的です。鍵がかかっているかの確認をしたり、留守の間に窓が開いたら警備会社に通報したりするなどの設定をすることができます。

(d) 情報住宅

情報家電を発展させれば、住宅全体を情報化することになります。その例として、「J E I T Aモデルハウス」を紹介します。経済産業省は1999年から2001年にかけて実施した「住宅分野の情報システム 共通基盤整備推進事業」プロジェクトの一環として、(社)電子情報技術産業協会(J E I D A)は、情報家電のモデルケースを実際の戸建て住宅に実現したものです。次の特色があります。

- ・テレビリモコンまたは、高度な音声認識システムで宅内機器をフル制御
- ・各部屋からはフリーハンド音声制御で、オートテレフォン・オートメール
- ・宅内機器・設備は、宅外からも携帯電話、モバイル端末でコントロール可能
- ・宅内情報ネットワークに最先端プラスチック光ファイバー導入
- ・上記のほか様々な最先端機器を各部屋に集約

未だ実験段階ですが、科学空想小説では一般的な環境が実現するようになってきました。

(3) ユビキタス・コンピューティングとビジネス

ビジネスの観点では、ユビキタス・コンピューティングを活用した多様な製品、コンテンツ、利用サービスなど新しい分野が期待でき、大きなビジネス・チャンスになります。

①ユビキタス・コンピューティングを実現する技術

ユビキタス・コンピューティングを実現するには、多様な技術、それを組み合わせた技術が必要になります。

(a)小型化技術

ウェアラブル・コンピュータを実現するには小型化が必要ですが、単にコンピュータだけを小型化するのではなく、データ入力装置や表示装置などを小型化することが重要です。

(b)ネットワーク環境

「どこでもコンピュータ」を実現するには、ネットワークにつながる環境を整備することが重要です。たしかに携帯電話網や公衆無線LANは広いエリアで利用されるようになってきた。しかし、ノートパソコンをホットスポットで利用したとき、その情報をプリンタに印刷することができないとか、接続したまま外で利用することはできないなど、不便な状況になっています。情報家電を相互に接続したり、携帯電話で制御したりするには、それらの情報家電の通信プロトコルが標準化された方式になっている必要があります。

また、カーナビは車載システムへと発展し、画像の配信なども増えてきました。これに対処するには、少なくとも幹線は超高速のネットワークが必要になります。

(c)RFID

RFID (Radio Frequency Identification) とは、RFIDタグといわれる微小な無線ICチップで、無線により情報を授受することにより、商品などを識別したり管理したりする仕組みです。流通業界では従来からバーコードが用いられていましたが、それでは個々の商品のバーコードをスキャナで読取る必要があります。RFIDタグでは、商品に触らず数センチ～数メートル離れたところか

ら無線で読取ることができます。また、品質向上や消費者の安心のために、生産や加工の履歴を確認できること（トレーサビリティという）が重視されるようになり、記録内容が多くなりますが、RFIDタグはICですので、大量の記憶容量があります。

商品に付けられたRFIDは、冷蔵庫での在庫確認や鮮度確認にも利用できます。また、人（IDカードなど）につければ、その人が近づいた時点で認証できますので、入室を制限したドアの自動開閉もできますし、パソコンの自動パスワード確認もできます。

(d) IP v 6

情報家電もコンピュータですから、インターネットで接続するときには、機器を一意に認識できるIPアドレスが必要になります。個々の情報家電にそれを付番するには、膨大なIPアドレスが必要になります。これまではIP v 4というIPアドレスを4バイトで表現する方式でしたが、これでは既に不足状態ですので、IP v 6という方式が使われるようになりました。

(e)情報セキュリティ対策

自宅の情報家電を他人に操作されたら困りますし、情報家電からの誤った信号が送られたら事故になるかもしれません。個人情報記録したRFIDタグが他人に知られる危険もあります。このように、ユビキタス環境になると、さらに情報セキュリティ対策が重要になります。

②新しいサービスの出現

ユビキタスの環境は技術だけでなく、それを活用したサービスが普及することによって実現されます。そのサービスのいくつかを紹介し、

(a)スポット情報の提供

携帯電話は自分が現在いる場所を示すものです。街角や駅の改札口にセンサーを設置することにより、その近辺でのその時間帯に限定した情報を提供することができます。道順も示した店舗や催しの案内、交通状況などを伝えることができます。しかも、その人のニーズに限定した情報提供も可能になります。観光地では、観光スポットの案内、駐車場の空き状態なども効果的です。これらを各企業が行うのではなく、それを総合的に収集し提供するサービスが発展するでしょう。

(b)情報家電管理サービス

携帯電話から異なるメーカーの情報家電を個々に操作するのは、その操作方法も多様で面倒ですし、他人に操作させないセキュリティ対策も重要です。これらを全体的に支援するサービスが必要になります。

(c)情報統合サービス（Webサービス）

例えば旅行をするときに、切符の予約や宿泊の予約を個別にしたのでは面倒ですし、宿泊は取れたのだが切符が取れなかったというようなことも発生します。切符も宿泊も一つのサイトで行うことができれば簡単ですし、総費用を指定すれば交通機関とホテルの組合せた候補が表示されるならば便利です。このような個々のサイトのサービスを統合して、ワンストップ・サービスを実現する仕組みをWebサービスといいます。ユビキタス社会が進むにつれて、ますます発展するでしょう。

③消費者との関係の変化

従来は生産者や販売者のほうが消費者よりも多くの情報を持っていました。それがユビキタス社会になると、消費者が多様な情報を得るようになります。食品のトレーサビリティが重視されていますが、それが不十分な商品は売れなくなるし、そのような企業は信用されません。そうすると、企業としては消費者の信頼を得るために

も、自社の不利な情報も含めた情報提供が必要になります。ユビキタス社会は「透明性の高い社会」であるといえます。

しかし現実には、消費者がすべての情報を得ることはありません。トレーサビリティにしても、そのデータが正確であるかを確認する手段がないのです。そうすると、生産者や販売者が消費者にどれだけ信頼されるかが、現在以上に重要になります。

逆に、消費者にはこれらの情報の真偽や隠された情報を見抜く能力が求められますが、現実には限界があります。第三者の評価を提供するサービスが、現在以上に求められるでしょう。

④日本のユビキタス・コンピューティング関連技術

(a)TRONプロジェクト

「ユビキタス」という言葉はともかく、そのような概念での研究は、日本が先行していました。1980年代に坂村健東京大学教授（当時助教授）をリーダーとする産学官協同で国産のリアルタイムOS開発を目標とした「TRONプロジェクト」が行われました。このTRONこそ「どこでもコンピュータ」の実現を目標としたものであり、いうなればユビキタスの先駆的な思想であり取り組みでした。TRONは、実際に組み込みシステムOSとして情報家電や携帯電話などに広く使われており、1989年に作成した「TRON 電脳住宅」はユビキタスの典型的な例といえます。

(b)日本のユビキタス・コンピューティング関連技術

現在の世界における情報通信機器のマーケットシェアでは、パソコンは弱いし、携帯電話の生産量も低いのですが、液晶やプラズマのディスプレイ、コピー機、デジタルカメラ、カーナビなどは世界の過半数を生産しています。

また、ユビキタス・コンピューティングでは、ロボット、ディスプレイ、モバイル端末、情報家電、電子タグなどが重要な技術ですが、これらは日本の技術が優位になっています。

このように、ユビキタス・コンピューティングの分野では、研究分野での産業分野でも日本は先端的な立場にあります。この立場を活用して、ユビキタス社会への国際競争で優位に立つことが期待されます。

（４）ユビキタス・コンピューティングに関する国の政策

①u-Japanとは

「2005年までに世界最先端のIT国家となる」というe-Japan戦略の目標は、インフラ面を中に達成が目前に近づいてきたが、一方、2006年以降に到来する本格的な少子高齢化社会では、解決すべき課題が山積みしています。そして、それらの課題解決には、社会基盤として定着しつつあるICTの利活用が切り札となると期待されています。

総務省は、ユビキタスネット社会の実現に向けて、その具体的な姿や実現のための政策について検討を行うために、2004年3月から「ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会」を開催してきましたが、2004年12月に最終報告書として、「u-Japan政策」をとりまとめました。これは、2010年をターゲットとして、次世代ICT社会（u-Japan）を明確に打ち出すとともに、その実現へ向けて必要な政策パッケージ（u-Japan政策）を示したものです。

これまでのe-Japanでは、2005年までに世界最先端のIT国家になるためのキャッチアップが目標でしたが、u-Japanでは2010年までにフロントランナーとしての先導的立場になることを目標としています。

そして、u-Japanは、次の特質を備えた2010年の次世代ICT社会であるとしています。

Ubiquitous（ユビキタス）：あらゆる人や物が結びつく

Universal（ユニバーサル）：人に優しい心と心の触れ合い

User-oriented（ユーザー）：利用者の視点が融けこむ

Unique（ユニーク）：個性ある活力が湧き上がる

②u-Japan政策パッケージ

2010年までにu-Japanを実現するための国の政策を次の三本柱にまとめ、それらをパッケージとして総合的に推進するとしています。

- ・ユビキタス・ネットワークの整備：国民の100%が高速または超高速を利用可能に
- ・ICT利活用の高度化：国民の80%がICTは課題解決に役立つと評価する社会に
- ・利用環境整備：国民の80%がICTに安心感を得られる社会に

これらの実現には、民産学官の有機的な連携が必要になります。

(a)ユビキタスネット社会はわが国の活力を創出

→ 民産学が主役となって社会経済を牽引、官は環境整備や市場原理の補完を適時適切に実行

(b)ICTを活用して多様な社会的課題を解決

→ 民産学官の多様な主体が政策実施に参画しオープンなガバナンスを形成することが不可欠

(c)インフラ整備や標準化等での多面的連携が鍵

→ 階層毎に適切な役割分担を考慮

特にu-Japan実現に向けたICT産業には、ユビキタス技術の基盤を抜本強化することにより、日本が先進的ビジネス創出の最先端のテストベッドになるとともに、波及性の高いICTの技術基盤を高度化することで、日本の産業全体の技術基盤を底上げをすることができます。また、ICT活用により、医療・福祉、治安・防災等の様々な社会的な課題が解消されると期待されています。

③ユビキタスネット社会憲章

健全なユビキタス社会を構築するために、総務省は2005年5月にユビキタスネット社会に向けた基本原則や共通認識を総括した「ユビキタスネット社会憲章」を策定しました。ユビキタスネット社会の進展に伴い、今後、適切な対処が求められる影の部分等の諸課題を解決する上で、ユビキタスネット社会特有の性質を踏まえた「ユビキタスネット社会憲章」を参考ととしています。

(a)ユビキタスネット社会憲章

前文

ICTの潜在的可能性、未来社会に向けての役割等

「ユビキタスネット社会」の定義、目的、意義等

自由で多様な情報流通と安心で安全な情報流通の調和

憲章の位置づけ

第1章 自由で多様な情報流通

第1条 情報の受発信に関する権利

ネットワークへのアクセス、公開情報へのアクセス、ネットワークを通じた情報の発信、地理的デジタル・デバイドの解消

第2条 情報内容の多様性

コンテンツの多様性の確保，アクセス手段の相互運用性の確保，自由に利用できるコンテンツの充実，公的機関の情報公開の促進

第3条 経済社会の情報化

I C Tの利活用の推進，利用者の利便性を高める基盤の整備，電子商取引の健全な発展，公的分野における情報化の推進

第4条 情報活用能力（リテラシー）

I C Tによる利益享受の機会均等化，専門家の育成，ユニバーサルデザインの確保，分かりやすい言葉や表現の利用

第2章 安全で安心な情報流通

第5条 プライバシー

ネットワークからの独立，個人情報の保護，プライバシーの確保，適正な機器利用等の確保

第6条 情報セキュリティ

ネットワークの安全確保，ネットワークの適切な利用，セキュリティ技術の開発

第7条 知的財産権

著作権等の保護，技術による権利保護

第8条 情報倫理

情報倫理の確立，違法・有害コンテンツ等の回避，コンテンツ制作者の倫理，科学技術倫理

第3章 新たな社会基盤の構築

第9条 現実社会とサイバー社会の調和

情報化に対応した柔軟な制度整備，新たな社会規範の確立，持続可能な社会への配慮

第10条 地域的・国際的な強調・協力体制

政策立案等への多様な主体の参画，適時適切な政策の実現，地域社会における協調・協力体制，国際社会における協調・協力体制

本時の重要事項

1. 1988年に米ゼロックス パロアルト研究所のマーク・ワイザー（Mark Weiser）は，人間とコンピュータの相互作用の発展として，「TSSにより，1台のコンピュータを共同利用できる環境」から「パソコンの普及により，1人が1台のコンピュータを使う環境」へと進んできたが，将来は「ユビキタス・コンピューティングの環境」へと発展するといいました（“The Computer for the 21st Century”，Scientific American, 1999）。
2. 総務省は，ユビキタスネット社会の実現に向けて，その具体的な姿や実現のための政策について検討を行うために，2004年3月から「ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会」を開催してきましたが，2004年12月に最終報告書として，「u-Japan政策」をとりまとめました。



総務省（<http://www.soumu.go.jp/>）より引用

ユビキタスネット社会憲章（案）

ICTを「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」

安心・安全に利用して快適に暮らせる社会を目指して

前文

1990年代から急速に普及してきた情報通信技術（以下「ICT」という）は、われわれ人類が夢のある未来社会を形成していくための原動力となりうるものである。ICTによる社会・経済や生活・文化への影響は目を見張るものがあり、さまざまな国において経済成長の源泉となり、社会システムの効率化を促し、また才気ある個人や企業がその能力を開花させることを可能にしつつある。

21世紀に入ってICTの可能性はさらに広がりを見せ、インターネット、モバイルネットワークやデジタル放送などの多様なデジタルネットワークから、情報家電や電子タグなどの多様なデジタル機器まで、その付加価値や応用性は高まりつつある。この技術革新の流れを、利用者の視点を重視しつつさらに進化させていくことにより、2010年には次世代のICT社会である「ユビキタスネット社会」を実現することが可能となる。

ユビキタスネット社会は、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」簡単に情報通信ネットワーク（以下「ネットワーク」という）につながり、複雑な操作なしに機器やサービス等を利用し、多様な情報を発信または利用することによって人類がこれまでに培ってきた知識や情報を容易に共有し、新たな価値を創造することができる豊かな社会、あらゆる人が便利で快適に暮らすことのできる社会を意味する。高齢化や環境問題など21世紀のさまざまな課題が顕在化する中で、このユビキタスネット社会を実現することにより、社会や地球環境との調和のもと、精神的にも物質的にも豊かな生活や平和で活力ある明るい社会を実現し、個の尊厳や力の発揮（エンパワメント）にも寄与していくことが可能となる。

あらゆる人がネットワークにつながるユビキタスネット社会は、従来の社会と異なり、時間と距離を超えて自由に情報交換したり、交流することが可能な社会である。したがって、自由な意思に基づく多様な情報流通を尊重する一方で、信頼性の高い安全な環境下で安心な情報流通を確保する必要があり、両者の調和を図ることがこの新しい社会の健全な発展のために不可欠となる。そのためには、すべての人がユビキタスネット社会における権利や利益を平等に享受できるようにすると同時に、その役割や責任を十分に理解し、認識できるような社会的枠組みを形成しなければならない。

この憲章は、以上の理念のもと、すべての人に対し、ユビキタスネット社会の実現に向けてICTの潜在力を有効な手段として利用するための基本原則と共通認識を呼びかけるものである。地域社会や国際社

会の協調体制を構築し、関係者間の効果的な連携を通じて、本憲章に符合する政策や行動を実行していくことが、グローバルなユビキタスネット社会の健全な発展の鍵になると確信する。

第一章 自由で多様な情報流通

第一条 情報の受発信に関する権利

（ネットワークへのアクセス）

1. すべての人が、いつでもどこでも自由かつ容易にネットワークにアクセスし、情報や知識を入手・共有できることが、ユビキタスネット社会の本質的な要素である。

（公開情報へのアクセス）

2. 一般に公開された情報や知識の共有はユビキタスネット社会の発展のために重要であり、ネットワークにアクセスするすべての人が自由にこれらの情報や知識を利用できるようにすべきである。

（ネットワークを通じた情報の発信）

3. 公共の福祉に反しない限り、すべての人がいつでもどこでも自由かつ容易にネットワークを通じて情報を発信し、表現することができることを保障すべきである。

（地理的デジタルディバイドの解消）

4. 地理的要件によらず、すべての人がネットワークにアクセスするために、地理的なデジタルディバイド（情報格差）の解消に向けたあらゆる努力がなされねばならない。

第二条 情報内容の多様性

（コンテンツの多様性の確保）

1. 社会・文化の多様性は人類共通の財産であり、ネットワークを流通するコンテンツ（情報内容）における独自の文化や伝統、言語等の保護を積極的に奨励していくことが必要である。

（アクセス手段の相互運用性の確保）

2. 媒体（メディア）、様式（フォーマット）、機器等に依存しない、相互運用性の高いアクセス手段を可能な限り確保することにより、旧式又は低速の接続環境下の利用者を含むあらゆる人々に配慮し、幅広いコンテンツの創作活動を促進すべきである。

（自由に利用できるコンテンツの充実）

3. 利便性の高いオープンソース形態等の良質なソフトウェアその他の自由に利用できるコンテンツを質・量ともに豊富に蓄積し、活用できる環境を促進すべきである。

（公的機関の情報公開の促進）

4. 国や地方の行政機関及び国際機関は、それらの保有する公的情報を率先して公開し、透明性を高めなければならない。

第三条 経済社会の情報化

（ICTの利活用の推進）

1. ICTの持つ可能性を最大限に引き出し、多方面における利活用を促進することにより、既存システムや効率化や新事業・新サービスの創出を図ることが重要である。

（電子商取引の健全な発展）

2. 経済社会活動の広範な情報化を、ICTの基盤整備と利活用を調和させつつ推進し、現実の取引と同様に不自由なく電子商取引を行うことを可能とするため、健全で秩序ある環境を整備すべきである。

（公的分野における情報化の推進）

3. 行政サービス、教育、医療、司法等、公的分野における情報化を積極的に推進し、民間における情報化を牽引し、補完することが重要である。

（利用者の利便性を高める基盤の整備）

4. ユビキタスネット社会が実現するための基盤として、利用者の利便性に配慮し、異なるネットワークや機器が相互に接続し、容易に利用できるような環境を整備すべきである。

第四条 情報活用能力（リテラシー）

（ICTによる利益享受の均等化）

1. すべての人が、ICTのもたらす利益を享受するために必要な技能や知識、マナー等を身につけることのできるよう、ICTを活用する能力を向上させる機会が確保されるべきである。

（専門家の育成）

2. ICT分野やその関連する分野における専門家の育成に努め、ユビキタスネット社会の発展に資する知識・能力・資質の増進を図ることが重要である。

(ユニバーサルデザインの確保)

3. 高齢者や障害者等を含め、誰でも元気に社会参画することを促すため、機器やサービスの開発・提供についてユニバーサルデザインを確保するとともに、個別のニーズに応じて必要な支援が受けられるように努めるべきである。また、すべての人が、ICTに関する高度な知識や操作を要さず簡単に機器やサービスを利用することができるよう、ICTの安全で快適な操作性の向上に努めるべきである。

(分かりやすい言葉や表現の利用)

4. 難解な専門用語や外来語の使用を可能な限り避け、分かりやすい言葉や表現の利用を促進すべきである。

第二章 安心で安全な情報流通

第五条 プライバシー

(ネットワークからの独立)

1. すべての人が、ネットワークへの本意としない接続を免れ、情報や知識の望まない流出を回避できることが、ユビキタスネット社会の備えるべき要素である。

(個人情報の保護)

2. すべての人が安心してネットワークに接続できるよう、個人の属性や行動履歴等に係る情報の漏えいや不正使用等を防止するなど、個人情報の保護を徹底する必要がある。

(プライバシーの確保)

3. 通信の秘密や表現の自由との調和を図りつつ、肖像権やプライバシー権を侵害する内容の情報を多数が知りうる形で発信されることを回避し、またはこれに速やかに対抗できるようにすることが重要である。

(適正な撮影の確保)

4. 撮影機器の設置及び利用に関し、その有用性に配慮しつつ、撮影の事実を誰もが分かるようにする等、適正かつ慎重な運用に努めるべきである。

第六条 情報セキュリティ

（ネットワークの安全確保）

1. あらゆるものが相互につながり、波及性の高いユビキタスネット社会では、サイバーテロや大規模災害等に対し安全で強固なネットワークを構築・維持することに努めなければならない。

（不適切な利用の回避）

2. ネットワークを利用するすべての人は、コンピュータウイルスや迷惑メール等ネットワークの不適切な利用が社会に及ぼす影響を正しく認識するとともに、これを回避し、被害の拡大を防止するよう努めなければならない。

（セキュリティ技術の開発）

3. 取引の安全性を確保するための電子認証、電子署名、暗号その他のセキュリティ技術の開発を促進するとともに、高度なセキュリティ知識を有していなくても容易に安全性を確保できる仕組みを整備することが必要である。

第七条 知的財産権

（著作権等の保護）

1. デジタル化が進展し、ネットワークに簡単につながるようになるにつれ、情報の複製や頒布の費用が劇的に低下することにより、コンテンツを誰もが容易に利用できるようになる一方、著作権者等の権利を侵害する可能性が高まる。ユビキタスネット社会の健全な発展を促すためには、利用者の利便を図りつつ、著作権等を尊重する枠組みを整備しなければならない。

（技術による権利保護）

2. コンテンツの複製や頒布等を技術的に管理することによって著作権等を尊重しつつ、利用者の利便確保と、創作者の意欲の両立を図る技術の開発・普及を促進するとともに、著作権等の侵害を誘発するような技術の利用について、慎重な取扱を心がける必要がある。

第八条 情報倫理

（情報倫理の確立）

1. すべての人は、差別、犯罪、暴力、児童虐待等につながる I C T の濫用に対し適切かつ予防的な措置を講じ、公共の福祉の増進及び社会的一体性の強化に資するための情報倫理の確立に努めなくてはならない。

（違法・有害コンテンツ等の回避）

2. 誹謗中傷等を伴う違法・有害コンテンツの発信や、迷惑メール等ネットワークの不適正利用についてはこれを慎むとともに、第三者の発信した違法・有害コンテンツの媒介やネットワークの不適正利用の助長については、これを避けるよう努めなければならない。

（科学技術倫理）

3. I C T 分野の技術者等は、取り扱う技術が人や社会の安全性に大きな影響を与える可能性があることを認識して、良心に従って研究開発を行い、技術の安全性と信頼性を確保すべきである。なお、研究開発の中で、安全に関わる社会的影響の大きな事柄が生じたときは、原則として、速やかにその事実関係を公開しなくてはならない。

（コンテンツ制作者の倫理）

4. コンテンツの制作者は、ネットワークを流通するコンテンツが社会に対して多大な影響を与えることを認識し、良心に従って制作を行い、コンテンツの安全性と信頼性を確保しなければならない。

第三章 新たな社会基盤の構築

第九条 現実社会とサイバー社会の調和

（サイバー社会に対応した柔軟な制度整備）

1. 社会の情報化を法制度が妨げることのないよう、すべての人が安心して利用できる視点を重視しつつ柔軟な制度整備に努めるべきである。ユビキタスネット社会は、現実社会とサイバー社会とが異なりつつも相互に深い関連性をもつ存在であるという認識のもと、現実社会における既存の制度との調和を図りつつ、サイバー社会の利益を最大限享受できるような環境を整えなければならない。

（新たな社会規範の確立）

2. 新しい技術やサービスの登場に伴い、従来の枠組みでは対処することが困難な場合には、必要に応じて I C T の利用に関するマナーやルールの社会的合意を図り、社会規範の円滑な定着に努めなければならない。

（循環型社会への配慮）

3. ICTの活用によって、環境負荷の低減作用を社会システムに内在化させていくとともに、リサイクルや省エネルギー等を促進することによって、地球環境や人体への影響を最小限にとどめ、持続的な循環型社会の実現に努めなければならない。

（適時適切な政策の実現）

4. 政策の目標や実現時期を明確化し、総合的な視点に立って全体最適を図るとともに、客観的な評価をフィードバックすることにより、政策の柔軟な見直しを担保すべきである。

第十条 地域的・国際的な協調・協力体制

（政策立案への多様な主体の参画）

1. ICTを活用することにより、政府、自治体、産業、大学、市民社会、NPO等、産官学民にわたる多様な主体が政策立案過程に参画し、多角的な協調関係を築くことによって課題に対処していくことを重視すべきである。

（地域社会における協調・協力体制）

2. 政策の遂行の過程において、ICTを活用することによって地域社会の多様な条件やニーズを十分にとりいれ、関係者による協調・協力体制を形成するとともに、全国的な参加を呼びかけていくことが重要である。

（国際社会における協調・協力体制）

3. ユビキタスネット社会は本質的にグローバルな性質を有しており、国際社会における効果的な協力を必要とする。世界のすべての人がネットワークにアクセスし、ユビキタスネット社会の実現による恩恵を得られるよう、国家間のより良い相互理解の下に、本憲章と整合性の取れた取り組みを世界的に連携して進めていくことが望まれる。

3. 「企業での情報化」

本時のポイント

1. 情報化を推進してきたのは産業活動であり、産業活動の担い手は企業ですから、企業での情報化は活発です。
2. ここではオフィス業務だけを対象にしますが、中堅以上の企業ではオフィス業務のほとんどにコンピュータが使われています。

（１）企業での情報機器の普及状況

企業での情報化の状況は、企業の規模や業種・業態により大きな差がありますが、現在急速に進んでいるので、数字的に把握するのは困難ですが、ここでは2000年頃の公表されたデータで企業での情報機器の普及状況を見てみましょう。

①パソコンの保有状況

企業でのパソコン装備では、大企業ではほぼ全企業が導入していますし、中小企業製造業でも6人以上の従業員では過半数、20人を超えれば80%以上が導入しています。その配備率も、ほぼ半数の企業が事務部門の各人にパソコンを配置していますし、2～3人に1台の配置まで入れれば80%以上に達します。なお、企業では大量のデータを迅速に処理するために、大型コンピュータも多く設置されています。

②インターネットの利用状況

インターネットも広く利用されています。特に電子メールの利用が盛んであり、40%の企業が事務部門の各人にメールアドレスを与えています。特に大企業および中堅企業では、電子メールの利用はむしろ当然のようになっています。なお、社外とのネットワークでは、特に大量のデータ通信には専用回線の利用していることも多く、それが次第にインターネットへと移行しています。

③ LAN・CSSの普及状況

建物内のパソコンなどを接続するネットワークをLANといい、そのような形態をCSS（クライアント・サーバシステム）といいます☆が、これは既に大部分の企業が導入しています。また、インターネットの技術を社内用に使うことをイントラネットといい、これも急速に普及すると思われます。そのLAN環境も、回線の通信速度が10Mbpsから100Mbpsへ、さらには1Gbpsへと高速化が進んでいます。

CSSの目的はグループウェアやEUC（後述）の推進であり、その面での効果は実現できていますが、逆にシステム運用の費用がかかるなどの問題もかかえています。

（2）情報システムの利用形態

現在の企業における情報システムは、「基幹業務系システム」「情報検索系システム」「コミュニケーション系システム」のように区分できます。なお、ここでの名称は主に日本の実務界で慣習的に用いられて名称で、かならずしも学術的に定義されたものではありません。

①基幹業務系システム

基幹業務系システムは、簡単に「基幹系」ともいいます。販売システムや会計システムなどのように、受注処理や伝票処理のような反復的な業務をシステム化（コンピュータで処理すること）することにより、業務を迅速に正確に行なうこと、それによる省力化（コンピュータで人間の仕事を代行して、より少ない人員で仕事ができるようにすること）を図ることが目的です。このようなシステムの開発は、情報システム部門中心となって設計してプログラムを作ります。そして、その運用では、販売部門や経理部門などの利用部門の人が、システムが指定するパソコンの入力画面によりデータを入

力して大型コンピュータに送り、情報システム部門が処理をして、結果を利用部門へ送ります。

ですから、基幹業務系システムは、利用部門の仕事の仕方を規制するともいえます。また、システム化をするときには、単に従来の仕事の仕方をコンピュータに置き換えるのではなく、より合理的になるようにシステム化するので、BPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリングー業務改革ー仕事の仕方を抜本的に変えること）を実現する基盤になります。

大企業では、業務の合理化・効率化や社内情報の共有化を目的とした情報化は、ほぼ完成しており、サービスの向上、企画力等の向上、意思決定の早期化、新サービス等の開始などの分野へと進んでいます。中小企業でも、財務・会計や販売管理への適用は80%以上であり、日常的な業務処理や業務管理は過半数の企業で導入されています。

②EUC（エンドユーザ・コンピューティング）

基幹業務系システムは、正確性や迅速性が重要ですから、専門家である情報システム部門がシステムを構築して運用するのが通常です。それに対してエンドユーザ（情報システム部門以外の人）が自主的に活用する利用形態をEUCといいます。

（a）情報検索系システム

情報検索系システムは「情報系」ともいいます。基幹業務系システムで収集・蓄積したデータを、エンドユーザが利用しやすい形式のファイルにして公開し、エンドユーザが使いやすいツールを用いて、多様な切り口で検索加工できるようにした利用形態です。

基幹業務系システムが定期的（毎日とか毎月などに）・定例的（決まった形式でデータを入力し決まった様式の帳票を出力する）な処理をするのに対して、情報検索系システムでは、必要な人が、必要

なときに、必要な情報を容易に入手できるようにして、業務の改善や計画の立案を支援することを目的としています。

このような利用を発展させたのがデータウェアハウスです。データウェアハウスを必要とする企業の割合は比較的少数ですが、必要とする企業ではかなりの普及が進んでおり、営業支援や各種分析に活用されています。

(b) コミュニケーション系システム

コミュニケーション系システムは電子メールや電子掲示板のような利用形態です。それを構築するソフトウェアをグループウェアといいます。文章や画像の情報を迅速に伝達すること、情報の共有化（多くの人が同じ情報を知ること）を進めることにより、組織の活性化を図ることを目的としています。電子メールの利用内容は、社内・社外の一般連絡だけではなく、顧客からの意見を受け、他企業との受発注に使われています。

インターネットでも同様なことができますが、企業では重要な情報を確実に伝えたり、多様な検索ができるようにする必要があるので、それに合致したグループウェアを用いることが多いのです。電子メールや電子掲示板のような基本的な利用段階からワークフロー管理システムやナレッジ・マネジメントなどの高度な利用へと発展しつつあります。

企業業務を知らない学生は、パソコンでワープロ、表計算、インターネットを使うことが情報技術と思っているかもしれません。ところが企業では、これらの利用知識は個人業務の生産性向上に役立ちますが、それよりも情報検索系システムで取り出したデータを表計算ソフトでさらに加工するとか、コミュニケーション系システムのためにはワープロソフトの利用が基本になるなど、情報検索系システムやコミュニケーション系システムの基礎的な能力だと位置づけられるのです。企業での情報技術とは、基幹業務系システムを設

計できる技術, 情報検索系システムで問題を発見・解決できる技術, コミュニケーション系システムで情報の入手・発信ができる技術のことなのです。

③ネットワークの発展と情報システム

情報システムの発展には, コンピュータ技術の発展も重要ですが, それにもましてネットワークの発展が大きな影響を与えています。その影響は, 社内でのEUCの普及と社外とのデータ交換の2つの面があります。

(a) EUCの普及

コンピュータの発展の歴史は, コンピュータ利用の大衆化の歴史, すなわちEUCの発展の歴史だといえます。現在ではEUCがコンピュータ利用の大半を占めるようになりました。従来は, 基幹業務系システムで提供しきれない出力帳票を情報検索系システムとしてエンドユーザが取り出すという補完的な位置づけであったのが, むしろ情報検索系システムが主目的であり, それに正確なデータを提供するのが基幹業務系システムであると考えられるようにもなりました。また, コミュニケーション系システムは, 従来は「計算機」としての「コンピュータ」から「情報伝達機」としての「コミュニケーター」へと利用分野を広げたといえます。

(b) 社外とのデータ交換

情報システムは, 昔は自社内でのデータ処理をするだけでしたが, 企業間ネットワークにより他社とのデータ交換をするように対象範囲が広がりました。さらにインターネットの急速な発展により, EC (Electronic Commerce: 電子商取引, 一般的にはインターネットを利用した受注業務や調達業務を指します) が普及し始めています。企業間での取引をBtoB, 対消費者との取引をBtoCといいますが, 2005年での取引額は, BtoBでは110兆円, BtoCでは13.3兆円にもなると予測されています。

本時の重要事項

1. 企業での情報化の状況は、企業の規模や業種・業態により大きな差がありますが、現在急速に進んでいる。
2. コンピュータの発展の歴史は、コンピュータ利用の大衆化の歴史、すなわちEUCの発展の歴史だといえます。現在ではEUCがコンピュータ利用の大半を占めるようになりました。

4. 「情報化社会とIT革命」

本時のポイント

1. モノと情報の特質に着目して、工業化社会と情報化社会との違いを理解します。
2. 情報化社会への移行は、産業だけでなく社会一般に大きな影響を与えていますし、その移行への変化が急激なために、IT革命といわれていることを理解します。

（１）情報化社会

①工業化社会から情報化社会へ

18世紀の蒸気機関の発明を発端とした機械工業技術の進歩は、それまでの農業社会から工業化社会に移行させ、個人の生活から国家や社会の経済活動まで広い分野を大きく変化させました。それを産業革命といいます☆。モノ（工業製品）の大量生産やエネルギーの大量消費を中心にした工業化社会は現在まで継続して発展してきました。

1970年頃になると、特に先進工業諸国では消費経済が成熟化して、大量生産・大量消費の経済が限界に近づいてきました。それに替わって情報技術の進歩と発展により、情報の価値がモノやエネルギーと同等あるいはそれ以上に重視されるようになりました。情報の価値を中心に社会経済が発展していく社会になってきたことが認識され、脱工業化社会とか情報化社会といわれるようになりました。

②情報化社会の特徴

工業化社会はモノが中心の経済でしたが、情報化社会では情報が中心の経済になります。モノと情報では、経済原則が大きく異なります。

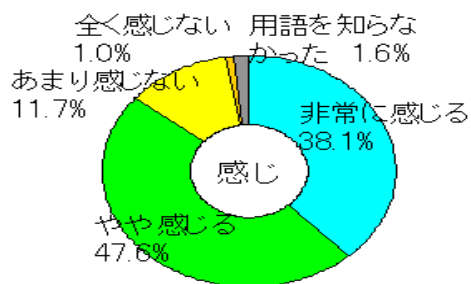
モノは他人に渡せば自分の持分は減ってしまいます。工業化社会では大量生産と大量販売が価値の源泉でしたが、互いの競争が激し

くなるのに伴い、業界全体としての利益価値は低下してしまいます。すなわち、収益通減の法則に従います。ところが情報（知識）は、他人に渡しても減るものではありませんから、1個だけ作れば無限の需要に応えることができます。しかも、メットカーフの法則「情報の価値は端末数（利用者数）の2乗に比例する」ことになり、収益通増の法則に従うようになります☆。

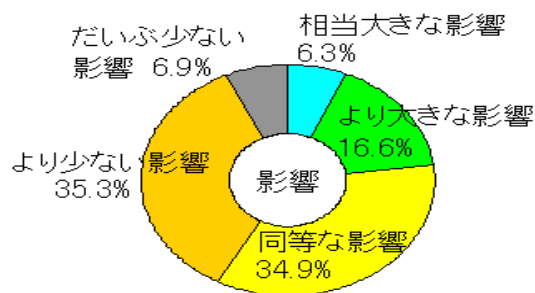
また、モノを貯蔵したり移動したりするには大きな流通コストがかかりますが、米経済学者ジョージ・キルダーの仮説「Virtually Free：ハード・ソフト・通信の費用対性能の向上により、情報の発信や受信にかかるコストは実質的に無料に近くなる」のように、情報では時間・場所・空間の制約を解消することができます。インターネットの普及により、世界中がリアルタイムに情報を安価で送受信できるようになりました。

「IT革命」の認識

現在日本でIT革命が進行中であるといわれていますが、あなたもそのように感じますか。



あなたはIT革命は、産業革命と比べると、どちらが大きな影響を社会に与えると思いますか。



NTT-X, 三菱総研: gooリサーチ「IT革命に関する1万人の意識調査結果」
gooの自由参加。有効回答者数13,474名。
<http://research.goo.ne.jp/Back/0006op13/01.html> 2000/08/10

(2) IT革命

①「革命」の意義

1990年代後半からは、インターネットに代表される情報技術が急速に発展しています。情報流通の費用と時間を劇的に低下させて、企業活動、個人生活、国家経済など広範囲に大きな影響を与えています。その変化があまりにも急激で広範囲に影響を及ぼすことから、この変化をIT革命（IT=Information Technology：情報技術）と呼ばれています☆。そして、IT革命が産業革命と同等な影響を及ぼすと認識している人も多いのです。なお、IT革命が進んだ社会を高度情報化社会といいます。

フランス革命やロシア革命などの政治的な革命と同じように、IT革命も従来の秩序や考えかたを根本的に覆します。その詳細については別章で取扱いますが、次のようなことが発生しています。

(a) 産業構造が変わる

工業化社会では大量生産・大量販売が効率的であり、それには巨大企業が適していました。インターネットの普及により情報を製品とする産業が出現しますが、この分野の産業は必ずしも巨大企業である必要はなく、ベンチャービジネスが多く出現します。情報流通の円滑化・低廉化により企業間での分業が容易になります。広い分野を自足的に行なう巨大企業よりも専門の分野で高度な能力を持つ企業が連携するほうが効果的なこともあります。しかも、インターネットの普及は、提携相手を全世界的に求めることができます。

インターネットの普及により世界は一つになると市場も競争も国際化します。そうすると各国の事情による個別の法的規制が問題になります。また情報化以前の法的規制の不合理な面も問題になってきます。このような観点から規制緩和が行なわれますが、それにより新しい業態が出現したり、異業種から参入したりするのも容易になります。

このように、従来の産業構造を支えてきた秩序が大きく崩れてきたのです。それをデ・コンストラクションといいます。

(b) 経済が変わる

米国経済は1970年代から1980年代にかけて低迷していましたが、1990年代になると急速に回復し、2000年までの長期間にわたり繁栄を続けました。その大きな原因に情報化への積極的投資があります。その投資が経済に刺激を与えたこと、しかもその時期が集中処理から分散処理への移行やインターネットの普及など、情報技術の変革期に合致して世界的な競争優位を確立できたこと、情報機器の低廉化により経済発展に伴うインフレを回避できたことなどがあげられます。すなわち、米国はIT革命に早期に取り組んだために経済を発展させることに成功したのです。

情報ネットワークによる優位性は、世界全体を対象にした優位性ですし、情報に伴いモノも動きますので、世界の経済活動の中心地になります。これは単に経済効果があるだけでなく、自国の国際的地位の向上にもなります。しかも工業化社会とは異なり自国の地下資源などに影響されることが少ないという特徴があります。それで各国がIT革命を推進する政策をとっています。

(c) 暮らしが変わる

すでに若い人は携帯電話のない生活は考えられないでしょう。次世代携帯電話では電話機というよりモバイル情報端末になります。高速通信回線が低価格の固定料金制になるので、家庭でも企業と同じように通信費用を気にしないでインターネットを使える環境になります。すなわち、どこからでもいつでも無制限にインターネットが使えるし、動画や音声も自由に扱えるようになるのです。

そのような環境になると、自分の好きなテレビ番組をインターネットで見たり、インターネット店舗でじっくり品定めをしたり、授業をインターネットで受講するなどが日常的になります。また、公共サービスの面では、道路の混雑状況をナビゲータに表示するなど

が現在よりももっと容易になりますし、遠隔医療により僻地でも最高の医療を受けることも可能になりましょう。

(d) 教育が変わる

公立小中高校では、2001年には全学校で2005年には全教室でインターネットが利用できる状況になります。2003年には情報科目が高校の正課になります。パソコンやインターネットは国民的常識になるのです。

そうすると大学の教育も大きく変わってくるでしょう。パソコンの操作を教えるのではなく、パソコンやインターネットを活用して学習することを教えるなど、コンピュータリテラシの教育ではなく情報を活用し情報を発信する情報リテラシの教育が主になるでしょう。遠隔授業により他大学の授業を受講するとか、自宅で大学の授業に参加するなど、授業の形態も変わってくるでしょう。また、科目選択や証明書発行のシステム化など大学生活の中に情報活用が増えてくるでしょう。

本時の重要事項

1. 18世紀の蒸気機関の発明を発端とした機械工業技術の進歩は、それまでの農業社会から工業化社会に移行させ、個人の生活から国家や社会の経済活動まで広い分野を大きく変化させました。それを産業革命といいます☆。モノ（工業製品）の大量生産やエネルギーの大量消費を中心にした工業化社会は現在まで継続して発展してきました。
2. 1990年代後半からは、インターネットに代表される情報技術が急速に発展しています。情報流通の費用と時間を劇的に低下させて、企業活動、個人生活、国家経済など広範囲に大きな影響を与えています。その変化があまりにも急激で広範囲に影響を及ぼすことから、この変化をIT革命（IT=Information Technology：情報技術）と呼ばれています☆。そして、IT革命が産業革命と同等な影響を及ぼすと認識している人も多いのです。なお、IT革命が進んだ社会を高度情報化社会といいます。

5. 「ITで産業構造が変わる」

本時のポイント

1. 産業界では、インターネットの活用、経済のグローバル化への対処とそれに伴う規制緩和などにより、すでにIT革命が進んでいます。

(1) いくつかの用語

ITの企業に与える影響に関するいくつかの用語・概念を掲げます。

(a) グローバル化

「世界は一つ」ということですが、単に国際化というよりも、世界が同じ基準によってビジネス活動をするをグローバル化といっています。これにはインターネットが大きく影響しています。

(b) メガ・コンペティション

「大競争」ともいいます。グローバル化により、世界中が競争相手になり競争が激しくなったことを指します。

(c) デ・コンストラクション

従来の秩序を破壊して新しい秩序を建設することです。IT革命に乗り遅れた大企業がその地位を失い、新しい業種や業態が大発展するなどの変化により、これまでの産業体制が破壊され、新しい産業体制になることです。「IT革命」と同じような意味です。

(d) デジタル・オポチュニティ

このような変化は、企業にとって脅威であるとともに機会でもあります。企業経営での機会をビジネス・チャンスといいますが、特にITに関係するビジネス・チャンスをデジタル・オポチュニティといっています。インターネットの世界は中小企業が大企業と互角に戦える環境だともいわれています。

(e) e ビジネス

電子商取引により顧客との関係を変えるなど、インターネットを中心とした情報技術を用いて企業の業務を改革すること。IBM社が提唱しているコンセプトですが、一般用語として広く用いられています。インターネット・ビジネス、サイバー・ビジネスなどともいいます。その対象により、e コマース、e CRMなど多様な派生用語があります。

(f) 規制緩和

従来の法律や行政での適用基準は、情報化の発展がなされていない時代に設定されたものが多く残っており、それが企業活動の活性化や情報技術の高度活用を妨げていることが指摘されてきました。また、グローバル化が進むと日本だけが特別なルールを持つのは不都合であるとの指摘が国内・海外から強まってきました。それに対応して、各種の法律の改訂や運用方法を見直して制限を緩やかにしようという動きになってきました。それを規制緩和といいます☆。規制緩和は産業の活性化には重要ですが、これまで規制による保護を受けてきた業界には、メガ・コンペティションの競争激化になります。

(2) インターネットによる業種・業態の変化

インターネットの普及と規制緩和により、新規業種の創出や異業種からの参入が盛んになってきました。

「業種」とは、自動車メーカーとか銀行など、企業の事業内容の分野による区分です。「業態」とは、同じ小売店でもデパート、スーパー、コンビニ、通信販売などがあるように、事業の仕方による区分です。なお、ここでの「規制」とは、たとえば銀行業を行なうには厳しい条件があり、銀行が証券や保険の業務をしてはいけないなど、法律やその運用により、自由な競争を制限していたことを指します。

①新規業種の出現

Y a h o oのようなポータルサイトや楽天市場のようなインターネット店舗は、インターネットが普及したから出現した業種だといえます。このような分野は、若い人が個人ではじめて大きく成長したケースが多いのが特徴です。新しい分野に挑戦して創業することをベンチャビジネスといいます。インターネットはベンチャビジネスに適した分野です。

ベンチャビジネスを創業するには、優れた創造性や技術力が必要なのは当然ですが、それと共に、資金力や市場開拓力などと経営能力が求められます。それらをすべて創業者が持つことは困難です。で、比較的容易に資金を調達できる投資方法や株式市場ができてきましたし、ベンチャビジネスを支援する手段も整備されてきました。逆に安易なブームに乗っただけのベンチャ企業もあり、それがITバブルを生み、ITバブルの崩壊による経済混乱をもたらしたことは反省すべきことです。

②既存業種の業態変化

通信販売は従来からもありましたが、通常な手段はカタログを配布したりテレビなどで広告して、手紙や電話で注文を受けるという方法でした。ところがインターネットを利用すれば、インターネットのサイトにカタログを掲載して、その画面で注文させることができますから、従来とくらべて格段に多様な取引ができます。それにより、いままでにも存在していた業種でも、インターネットの普及により、新しい方法でビジネスを行なう新業態が発生してきました。

(a) オンライン書店

アマゾン・コムは、インターネットが普及しはじめた1995年に創立したオンライン書店ですが、1996年の売上高が1,675万ドルだったのが1999年には16億ドルになるなど劇的な成長を遂げ世界最大の書店になりました。図書だけでなく、音楽CD、

ビデオ／DVD，ゲーム，ソフトウェア，ギフト，家電など多彩な商品を取り扱う総合オンライン小売店になっています（アマゾン・コム
の成長と現状について）。

(b) パソコン販売

デル・コンピュータは、1984年当時大学1年生であったマイケル・デルがカスタムメイドのパソコンを直接エンドユーザに販売する会社を創立したのが始まりです。インターネットが普及すると、インターネットで注文を受け、そのデータを部品メーカーや宅配業者と情報共有して納期短縮とコスト削減を図る「デル・モデル」を構築して、世界第2位（第1位はコンパック）のコンピュータメーカーに躍進しました。このデル・モデルは、現在ではSCM（サプライチェーン・マネジメント）として、製造業で広く採用されています。

(c) 金融業界

銀行（信金なども含む）、証券、保険（生命保険や損害保険など）などを金融業界といいますが、この業界ではカネというモノよりも情報の性格の高い商品を取り扱っていますので、従来からネットワークでの商取引が広く行なわれていました。しかし、対個人の取引ではせいぜいATM利用の程度であり、オンラインとは遠いものでした。ところが、現在では銀行での振込業務や残高確認がインターネットでできるとか、株の取引をインターネットで行なうことは、既に一般化されています。

③ 異業種からの参入

インターネットの世界では、店舗規模に関係なく業務ができますし、業務の仕方が新しいので既存のノウハウよりも新しいアイデアが重要になります。そのために、その業界では考えられなかった企業が参入してきました。異業種参入の典型的な業界が銀行・証券・

保険などの金融業界です。すでに参入したもの、参入が話題になっているもののいくつかの例を掲げます。

ソニー損保, ソニー銀行 (電器メーカー)

イーバンク銀行 (伊藤忠=商社)

ジャパンネット銀行 (さくら銀行と富士通=コンピュータメーカー)

新生銀行, イー・トレード証券 (大手出資者がソフトバンク=情報企業)

アイワイバンク (イトーヨーカドー=小売スーパー)

④既存企業の業態拡大

従来から店舗で販売していた小売業が、インターネットで注文を受けるようになったのは、むしろ一般的であるといえましょう。バーチャルな世界店舗とリアルな世界での店舗での戦略をうまく組み合わせることを「クリック・アンド・モルタル」といいますが、これがこれからの販売戦略の基本になると思われます。

製造業でも、インターネットを用いての販売や調達の幅が広がりました。自社単独で行なうのではなく、同業者や業界全体が共同してインターネット取引をするようになってきました。このように多くの発注者や供給者が共通のサイトでオンライン取引をするサイトをマーケット・プレイスといいます。

(3) 業界の変化

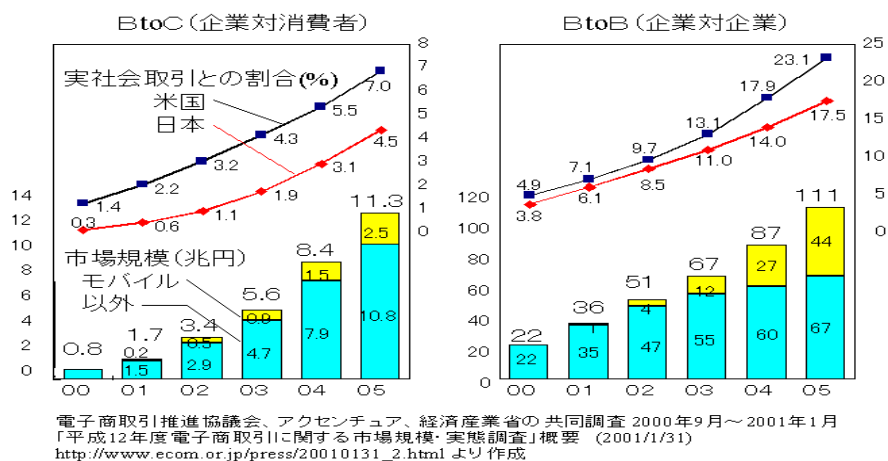
①電子商取引の発展

インターネットなどのネットワークを用いて商取引をすることをEC (Electronic Commerce) といいます。それには企業間での取引 (BtoB : Business to Business) と、企業対消費者での取引 (BtoC : Business to Consumer) に区分されますが、BtoBが大部分を占めています。どちらも今後急速に成長されると予測されています。

②過去の資産が負債に

たとえば銀行では、従来は預金額が大きいことが銀行の能力を表す尺度であり、全国に多くの支店や店舗を持つことが預金者獲得に効果があり、有力な銀行であるとされていました。ところが店舗窓口、ATM、インターネットでの処理の費用を比較すると、インターネットによる処理が非常に安価ですから、店舗を少なくしてインターネット取引を増加させることが銀行経営で重要な戦略になります。既に店舗を多く展開している銀行は、店舗を閉めるには顧客への説得や行員の人員整理を伴いますので、どうしてもインターネット化に遅れることになります。証券会社や保険会社でも同じことがいえます。

EC (電子商取引) 規模予測



③系列・下請構造の崩壊

自動車業界で顕著ですが、日本の製造業では下請によるピラミッド構造になっていました。下請企業では親企業から継続的に仕事もらえるし、資金的な援助や技術的な指導も得られました。親企業では品質の高い部品を安価で得られるし、ある程度の無理も聞いてもらえます。それで、この下請構造はグループとしての競争力を高めてきたのです。日本自動車業界が世界的に優位に立てたのも、この下請構造が効果があったといわれています。また、販売分野では車種や地域で指定した関係会社を持つことにより、効果的な販売、価格の維持などを円滑にすることができたのです。このような下請とか関係会社などをまとめて「系列」といいます。

ところがインターネットで部品調達ができるようになると、世界中の部品メーカーを対象にして品質・価格・納期などの取引条件が最も適切なメーカーと取引ができるようになります。そうすると、従来の利点であった系列内取引がかえって不利になってきます☆。しかも、不況のときには下請に一定の仕事を提供することもできません。下請構造の崩壊は、日本の土地や人件費の高騰時代に親会社の海外進出が進んだ頃から進んでいましたが、インターネットの普及により決定的になりました。

④系列を超えた提携・合併

規制緩和やインターネットの普及により、世界中が一つの市場、一つの競争相手になりました。いままでは規制により参入できなかった分野にも、外国資本が続々と参入してきましたし、いままでは国内基準で事業をしてきた業界も世界的な基準に従うことが必要になってきました。

その顕著な分野が金融分野です。三菱系とか住友系というように大きな銀行は系列の頂点にあり、その系列を超えた提携などはどうも考えられないことでした。ところが、バブル崩壊やそれに伴う

不良債権問題，一定の自己資本比率などを要求する国際基準，外国金融会社の進出などにより，日本の金融業界はもはや系列などをいってはいられない深刻な状況になってきました。また，金融技術・情報通信技術の著しい発展に対処するには多大な費用が必要です。このような背景から，系列を超えた提携・合併が行なわれ，「ビッグ4」に統合されるようになりました。このような金融業界での大変革を「（日本版）金融ビッグバン」といいます。

三菱東京フィナンシャル（東京三菱銀行，三菱信託銀行，日本信託銀行）

みずほフィナンシャル（第一勧業銀行，富士銀行，日本興業銀行）

三井住友銀行（住友銀行，さくら銀行）

UFJグループ（三和銀行，東海銀行，東洋信託銀行）

本時の重要事項

1. インターネットの普及と規制緩和により，新規業種の創出や異業種からの参入が盛んになってきました。

6. 「ITで経済が変わる」

1. 1990年代に米国経済は急速に発展しましたが、その原動力になったのがIT（情報技術）の積極的な活用にあるといわれています。
2. そのように、IT革命は経済に大きな影響を与えられています。
3. ところが日本では、その肝心な1990年代に不況に見舞われITの活用に乗り遅れてしまい、アジア諸国にも遅れている状態であり、早急に対応することが期待されています。

（1）経済とIT

①米国経済の復活

それまで比較的順調に発展してきた日本経済は、1990年代になるとバブル経済の崩壊、それに続く金融不祥事や不適切な政策などによる長期的な不況に陥りました。それに対して、1970年代から1980年代にかけて低迷していた米国経済は、1990年代になると急速に復活しました。米国経済復活の原動力になったのが積極的なIT（Information Technology：情報技術）投資であるといわれています。

当然、ITの活用は大量の人事整理を発生しましたが、それによる企業の立ち直りやインターネットの急激な普及によりIT分野での求人が増大して、比較的短期間に失業率は急激に低下しました。しかも、失業率が低下したり経済が急速に発展したりすると、一般的には物価が上昇するのですが、情報機器価格の急速な低下や情報を活用した合理化のために、「インフレなき経済発展」が見られたのです。それを「ニューエコノミー」とか「デジタルエコノミー」といっています。

経済とIT投資の関係を日米比較すると、一般的に米国のIT投資は日本より高く、しかも米国の不況期であった時期も一貫してIT投資を増大してきました。それに対して日本では、景気が低下すると他の投資に先だってIT投資を縮小したのです。ちょうどその

時期が I T の変動期でもあり、日本はその変化に乗り遅れて、その後の日本経済が低迷を続けている原因の一つであるとされ、「失われた 10 年」といわれています。

② I T の効果

I T が経済に与える効果は、次のように考えられます。I T の発展により情報の伝達や加工に要する費用が非常に安価になる（キルダーの仮説）ことにより、I T を利用した分野が急速に発展します。しかも、情報の価値は規模が増大するにつれて急速に高まるのですから、I T 環境を整備することは、経済効果を急速に高めることになります。

I T 投資が企業の収益力に与える影響については、以前から多様な研究が行なわれてきました。従来は、統計的に見る限り I T 投資が収益改善の間に明確な関係がつかめないとの説もあったのですが、最近の統計では、他の投資にくらべて I T 投資の効果が大きいと指摘されています。少なくとも国の経済レベルでは I T 投資が経済発展に効果があることが広く受けいれられており、2000 年に開かれた九州沖縄サミットやそれに先立つ G 7（主要 7 カ国の蔵相会議）でも、それを前提として政策が話し合われています。

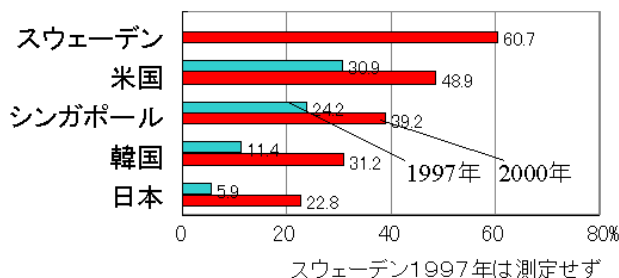
(a) (米国 I T バブルの崩壊)

I T により米国経済は復活したのですが、それが行き過ぎてしまいました。I T 関連のベンチャ企業（ドットコム企業ともいいます）への投資が企業の現実の実力以上の高値になり「赤字収支での株価上昇」が続きました。しかも、個人が自宅からインターネットを用いた株取引（デー・トレード）がブームになり、それがバブルを増長させたこともあります。

このようなことが長続きするはずがありません。2000 年春頃からドットコム関連企業にバブル崩壊のきざしがあり、同年暮には急速なドットコム企業の倒産が続きました。またバブル期では盛ん

インターネット個人利用率の国際比較

自宅のパソコンでインターネットを利用する人の割合



韓国では、高速回線の利用が進んでいる(DSL回線が過半数)

出所: NRI 野村総合研究所『情報通信利用に関する第2回国際比較調査』2000年12月
<http://www.nri.co.jp/news/2000/001220/index.html>

であったIT機器の需要も、ある程度まで達すると限界があります。そのために、米国経済全体も大幅な下方修正をするようになりました。

しかし、このような動きをもってITと経済の基本的な関係が誤っていたと指摘するのはいいすぎです。むしろ、一時的なバブルが崩壊したのであり、安

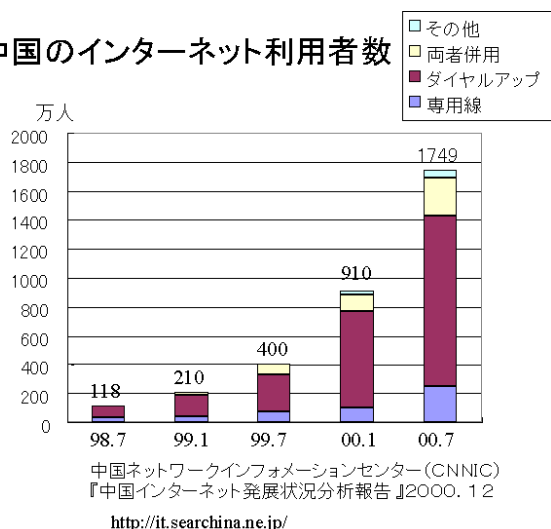
定した関係になったと理解するべきでしょう。

(2) 日本のITレベル

1980年代頃までは工業化のレベルが経済力のベースでしたので、日本は国際的に重視された存在でした。ところがIT革命の進展に伴い、IT化が経済に大きな影響を与えるようになってきました。ところが日本は「失われた10年」により、米国だけでなくアジア諸国にも遅れをとっています。このままでは日本は国際社会での地位を失うことになりかねません。

①日米の比較

中国のインターネット利用者数



米国と比較して日本のIT化が遅れていることは以前からもいわれていたことです。国民の貧富の指標であるGDPはほとんど同じレベルであり、米国の生活を特徴づける自動車の普及率ですら米国は日本の1.3倍程度であるのに、家庭でのパソコン所有率では1.69倍、インターネット利用率では2.75倍もの差があります(2000年頃)。インターネットの家庭普及率は米

国では既に50%を超えたのに対して、日本では20%に過ぎません（2000年）。

インターネットに接続する通信回線は、米国では常時接続で安価なのに対して、日本ではやっと2001年から諸外国に近づいてきた段階です。これはインターネットの利用形態にも影響があり、消費者を対象にしたインターネットでの商取引（BtoC）が、米国では2000年に実社会での1.4%がBtoCになっていますが、日本では0.3%に過ぎません。2005年には、米国で7.0%、日本で4.5%になるといわれています。

②アジア各国との比較

ITでは、米国が最も進んでいるように思いがちですが、インターネットの普及率ではスウェーデンやフィンランドなどの北欧諸国のほうが進んでいるのです。

アジアでは、シンガポールと韓国がIT化が進んでおり、日本は両国に比べて遅れをとっています。単にパソコンやインターネットの普及率だけでなく、情報リテラシーの分野でもそれが指摘されているのは残念です。情報リテラシーの遅れは、一般家庭での利用だけでなく、企業経営者についても同様です。

1980年代まではアジアでの経済の中心は日本でした。欧米の多くの企業が日本にアジア統括の拠点を持っていました。それが、日本の物価、特に事務所費用や人件費が高いことにより、撤退するようになりましたが、最近ではITの基盤（英語国であることも影響）によりそれが顕著になり、シンガポールがアジアの経済および情報のハブ（出入りの中心地）になってきました。

韓国では、ブロードバンド（高速通信網）の整備が進み、一人あたりの平均利用時間は日本の約2倍、平均閲覧ページビュー数は2.6倍であるといわれています。そして、小学生の42.2%が毎日インターネットを利用しているといわれます。

中国でのインターネット利用は、2000年から急速に普及が始まりました。その点では遅れているのですが、その普及は急激であり、しかも人口が大きいことから絶対数は急速に伸び、2001年には3500万人になり、2004年には日本のインターネット人口を追い越すだろうと予測されています。

本時の重要事項

1. ITが経済に与える効果は、次のように考えられます。ITの発展により情報の伝達や加工に要する費用が非常に安価になる（キルダールの仮説）ことにより、ITを利用した分野が急速に発展します。しかも、情報の価値は規模が増大するにつれて急速に高まるのですから、IT環境を整備することは、経済効果を急速に高めることになります。

7. 「ITで教育が変わる」

本時のポイント

1. 健全な高度情報化社会を維持発展させるには、情報技術や情報リテラシーに関する教育が重視されます。
2. 「e-Japan」では、教育及び学習の振興並びに人材の育成の目標として、インターネット個人普及率を向上させることやIT関連の修士、博士号取得者を増加させることもあげていますが、ここでは小中高等学校及び大学等のIT教育体制を強化する分野を重点的に扱います。

(1) 初等教育の情報化

小中高校などの初等教育での情報教育の重要性は、以前からも認識されており、「ミレミアム・プロジェクト」などの国の政策、「こねっとプラン」などの民間の支援などが行なわれてきました。国の情報教育の推進スケジュールは次のようになっています。

①パソコンやインターネットの利用環境

2005年度末を目標に、「全ての小中高等学校等」からインターネットにアクセスでき、「全ての学級」の「あらゆる授業」において、教員及び児童生徒がコンピュータ・インターネットを活用できる環境を整備する計画です。全ての公立小中高等学校等では、次のスケジュールになっています。

2001年度末：インターネットへの「学校接続」ができるようにする。

2004年度末：「校内ネットワーク(LAN)」を整備して、インターネットへの「教室接続」を推進する。

2005年度末：すべての普通教室に各教室2台ずつ、特別教室などに各学校6台のパソコンを設置して、児童生徒5.4人/台の水準にする。これらの教室

ではプロジェクタを使えるようにする。小学校の「コンピュータ教室」を1人1台の環境にする。

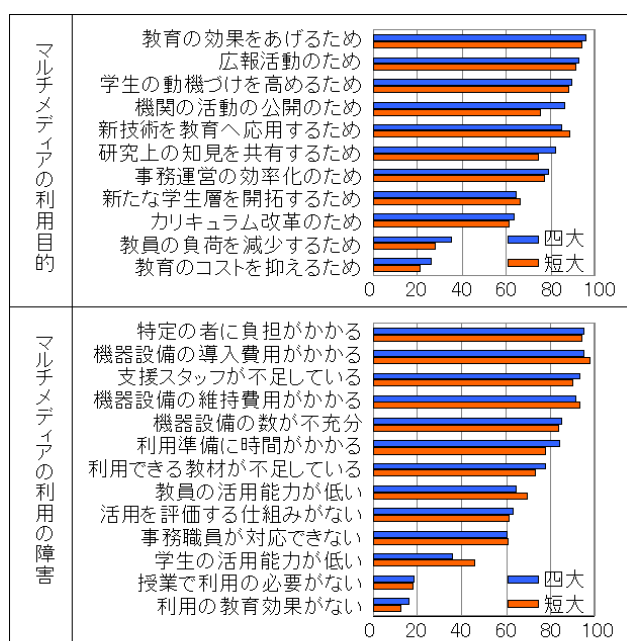
私立学校では2004年度末を目標に公立学校と同程度の水準の整備を目指して整備することを計画しています。

②情報科目の正課化

1999年3月に高等学校学習指導要領が改正になり、2003年からは高校で情報科目が正課になります。普通教育では、「情報及び情報技術を活用するための知識と技能の習得を通して、情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てる」こと、専門教育では「情報の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、現代社会における情報の意義や役割を理解させるとともに、高度情報通信社会の諸課題を主体的、合理的に解決し、社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる」ことを目標としています。

(2) 大学の情報化

初等教育とは異なり、大学（短大も含む）での情報教育は、文部科学省などの指示による改革ではなく、大学独自の考えによる改革が求められています。大学での情報教育には、情報分野での研究者・技術者を育成するための高度な情報技術の教育と、一般社会人あるいは情報の活用者として必要な基本的な情報技術と情報リテラシーの教育がありますが、ここでは後者を対象にします。



MINE(マルチメディア教育開発センター)2000年度
<http://www.nime.ac.jp/report/report2000.html> より作図

①改革を迫られる大学

高校まででかなりの情報教育が行なわれるようになると、大学にはそれ以上の内容が要求されます。また少子化の影響で、学生確保をめぐっての厳しい競争に勝つためには、他学との差別化を図る必要に迫られています。また、IT革命の中にあって企業は情報技術・情報リテラシ能力のある社員を求めています。就職難の時代では学生は就職に有利な能力を修得することを望みます。それに、若い人は情報関連の能力修得に高い興味を持っています。そのために、多様な差別化手段のうちでも、情報関連分野を充実することが重視されています。

②授業での改革

そのような事情により、授業などでのマルチメディア利用が行なわれるようになってきました。その効果は高いと認識されているのですが、活用する環境には多くの課題が残っています。

(a)授業科目の充実

従来から行なってきたパソコンやインターネットの実習を強化することは、これからも重要です。さらにマルチメディアやデータ処理など、従来よりも進んだ内容の科目の充実が期待されます。しかも、「情報機器の操作を教える」のではなく、「情報機器を用いて学習することを修得させる」ことへと向上させる授業が求められます。また、健全な情報化社会を実現するための情報倫理、企業などでの情報活用の状況、経営と情報の関係など幅広い情報リテラシーを修得する科目も期待されます。

(b)情報技術を用いた授業

先生が黒板にチョークで板書きして学生がそれをノートに書くというような授業から、学内LANやインターネットの情報を、プロジェクタあるいは学生の机におかれたモニタに映写しながら講義をする授業が一般的になるでしょう。また、学生が自分のノートパソ

コンを持参しているので、必要な資料はノートをとるように自分のパソコンに取り込むようになります。

(c)家庭学習・遠隔授業

高速回線が安価に使えるようになれば、授業を自宅で受けることも可能になります。授業の教材がインターネットにあり、それで練習問題を行なうことができたり、質問を電子メールでできれば、自宅での学習が充実します☆。A大学の授業を高速ネットワークによりB大学で映写し共同授業をすることは、既に実験的に行なわれていますが、さらに多くの大学間で行なわれるようになったり、定例的な授業になったりするでしょう。

③授業以外の情報化

(a)学生への連絡サービス

学生に最も人気のあるサービスは、休講情報をインターネットサイトに登録して携帯電話からアクセスできることでしょう（場合によっては登校しないで済みますからね）。休講情報や大学からの通知サービスは既に多くの大学が実施しています。セキュリティの工夫をすれば、期末試験の結果も携帯電話で知ることもできます。

(b)事務の合理化

シラバスや時間表をデータベースにして履修計画をコンピュータ支援で作成できるようにしたり、各種証明書の自動発行など多様なサービスが試みられています。学生証をICカード化して、学内の食堂や売店の支払をしている大学もあります。このように、生活を通して情報化社会を体得できるようなサービスが普及してきました。

(c)進学希望者や社会へのサービス

シラバス、先生の研究報告、専門分野のやさしい解説、大学生活の情報などを大学のWebサイトに登録して公開することは、大学のPRにもなり進学希望者へのサービスになるだけでなく、社会へ

の貢献の観点からも重視されています。適切な指導のもとで、学生
の研究論文、サークル活動あるいは学生個人のページなどを提供する
ことは、P Rや社会貢献の観点だけでなく、学生の情報発信能力
の向上やそれに伴う情報倫理への関心を高めることにも効果的です。

本時の重要事項

1. 小中高校などの初等教育での情報教育の重要性は、以前からも認識されており、「ミレニアム・プロジェクト」などの国の政策、「こねっとプラン」などの民間の支援などが行なわれてきました。
2. 1999年3月に高等学校学習指導要領が改正になり、2003年からは高校で情報科目が正課になります。普通教育では、「情報及び情報技術を活用するための知識と技能の習得を通して、情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てる」こと、専門教育では「情報の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、現代社会における情報の意義や役割を理解させるとともに、高度情報通信社会の諸課題を主体的、合理的に解決し、社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる」ことを目標としています。

8. 「デジタル・デバイド」

本時のポイント

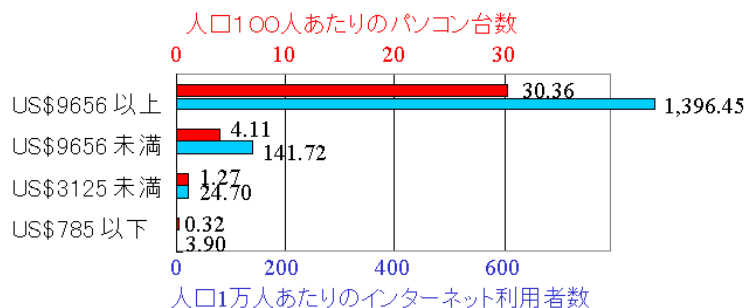
1. 社会が急速な変化をするときには、それに乗れない層が発生しがちですが、そのような弱者を作らないようにすることは社会の責任です。情報弱者を作らないことが健全な情報化社会を構築するために必要です。
2. 情報活用環境の格差をデジタル・デバイド (Digital Divide : 情報格差) といいます。
3. その格差を生む要因には、所得や地域などの社会的な要因があります。なお、視覚障害や高齢などの身体的な要因による格差もデジタル・デバイドということもありますが、ここではバリアフリーとして別章「バリアフリー (it-barrier)」で取扱います。

(1) デジタル・デバイドの状況

①世界あるいは米国でのデジタル・デバイド

パソコンを購入するには、ある程度の所得が必要です。インターネットを利用するには、通信回線などの社会的基盤が必要です。当然ながら、先進国ではパソコンの所有率やインターネット利用率は高く、発展途上国では低くなります。

デジタルデバイド(国比較) 国民1人当たりのGNP額と情報化(1998)



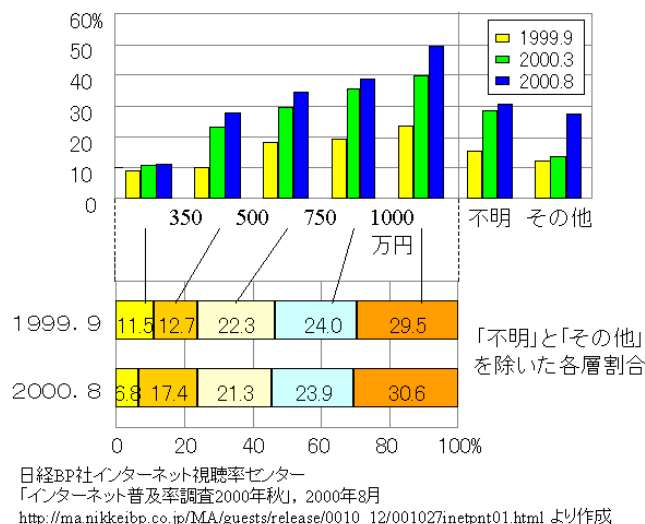
ITU「World Telecommunication Development Report 1999」
郵政省「21世紀の情報通信ビジョン - IT JAPAN for ALL -」
http://www.mpt.go.jp/pressrelease/japanese/tsusin/000329j501_1.html より

一国の中でもデジタル・デバイドの要因は多様です。米商務省は、定期的に「Falling Through the Net」という報告書を公表していますが、家庭でのパソコン保有率やインターネット利用率に大きな関

係がある要因として、人種、所得、学歴、地域などをあげています。

②日本でのデジタル・デバイド

世帯収入とインターネット普及率



日本でも、多くの機関が同様な調査が行なわれています。家庭でのインターネット利用率は急速に増大していますが、2000年8月では、所得1000万円以上の家庭では50%であるのに対して、350万円以下では10%、350～500万円では28%というように、所得による大きな格差が存在します。携帯電話の所有率でも大きな格差があります。しかも、1999年10月～

12月では、所得1200万円以上の家庭では、全家庭の8%がパソコンを購入したのに対して、400万円以下の家庭では1%程度であり、格差はますます増大しています。

インターネットの普及には、高速低価格の通信回線が利用できるか、プロバイダのアクセスポイント（家庭からの電話のかけ先）が同一局内に設置されているかなどによる地域間格差もあります。2000年6月における府県別インターネット個人利用率では、最高の神奈川県では23.4%であるのに対して、最低の沖縄県ではわずか1.2%です。都市間でも、市部では35%なのに対して郡部では20%になっています。年齢や性別による格差も大きく、1999年では30代の男性の約40%がパソコンを持っているのに、50代の男性は約20%、50代の女性は10%にもなりません。

(2) デジタル・デバイドの縮小

情報化社会では、情報の収集加工や情報の発信の技術は、生活の多くの分野で求められます。その技術が不十分だと、就職にも不利だし就職しても業務を十分にこなせないのです。高収入への途が閉ざされます。そのようにして、新しい貧富の階層が発生し拡大するこ

とになります。個人の努力が不十分なために習得できないのならば、その人の責任でしょうが、習得する機会にハンディがあるのは困ります。それは一種の身分制度や人種差別ですから、デジタル・デバイドを縮小するのは社会の義務であるといえます。

その対策には多様なことが考えられますが、政界、財界、学界、地域そして個人がそれに向けて努力することが必要です。

①国レベルの格差対策

これは、九州沖縄サミットでも重視された課題です。先進国からの経済援助や技術移転などが、政府や民間により行なわれています。

②地域格差対策

高速回線網の整備をして安価で利用できる社会基盤が必要です。営利的には、どうしても利用者の多い大都市からサービスを開始することになりますが、短期間で全国に普及させることが望まれます。また、離島や僻地対策として衛星通信も期待されています。

③教育による対策

初等教育における情報教育は、機会均等の観点からも重要です。情報科目の正課化やインターネット接続環境の整備が行なわれています。

④所得による格差対策

これは深刻な問題であるとも、楽観できる問題だともいえます。楽観的な面では、パソコンの価格は急速に下がっていますし、従来から他国に比べて高いといわれていた高速回線の通信料金もかなり下がってきましたので、比較的所得の低い層でも利用できるようになってきました。米国でも価格の低下と公共施設のアクセスポイント普及により、所得による格差が急速に縮小しているといっています。しかし、いかに安くなっても、低所得者にとっては高額です。安価になることにより、高所得者はより高速で常時接続の環境が得

られ、ますます情報化社会の効果を得るようになり、数字では把握しにくい面での格差は、むしろさらに大きくなるともいえます。

本時の重要事項

1. 情報活用環境の格差をデジタル・デバイド (Digital Divide : 情報格差) といいます。

9. 「バリアフリー」

本時のポイント

1. 高齢者や身体障害者が社会に参加し日常生活をおくるには、それには多くの障壁（バリア）があります。
2. その障壁を取り除くことをバリアフリー（Barrier Free）といいます。ここでは、パソコンやインターネットの利用におけるバリアフリーを考えます。

（1）バリアフリーの概念

情報化社会はマルチメディアの活用のためにパソコンなどの情報機器の利用が基礎になります。ところが、高齢者や身体障害者にとって、現在の情報機器は使いにくいとか、電子メールやWebページが利用にくいといった障壁があります。

高齢者や障害者も含むすべての人が様々な情報にアクセスできることをアクセシビリティ（Accessibility）といいます。すべての人に平等にアクセシビリティを保障するために、使いやすい製品やサービスを設計することをユニバーサルデザインといいます。すなわ

バリアフリー

高齢層

利用機会の提供
操作の容易化

身体障害者

肢体不自由者

音声入力ソフト

聴覚障害者

携帯電話での文字通信

視覚障害者

点字変換ソフト

文章読み上げソフト

ホームページ作成でのエチケット

情報機器の利用能力の有無は、社会生活のなかで大きな格差を生じる。「情報弱者」を作ってはいけない。特に、高齢者や身体障害がその原因になってはならない。

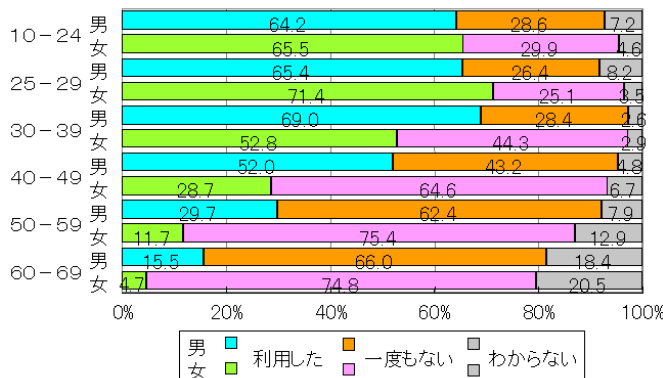
ち、バリアフリーとは、アクセシビリティを向上させるためにユニバーサルデザインを考慮して、情報機器やWebページなどを作成することだといえます。

バリアフリーは、健常者が障害者に対する思いやりだと考えるのは不適切です。思いやりも必要ですが、あくまでも障害者の基本的な権利であり、

社会の義務であると認識することが必要なのです☆。

(2) 高齢者へのバリアフリー

インターネットを利用した経験



(株)リサーチ・アンド・ディベロプメント, 2000. 9
首都圏(600人) 大阪圏(400人)
<http://www2.rad.co.jp/eM/report/012wm200009/detailed/01.htm>
より作成

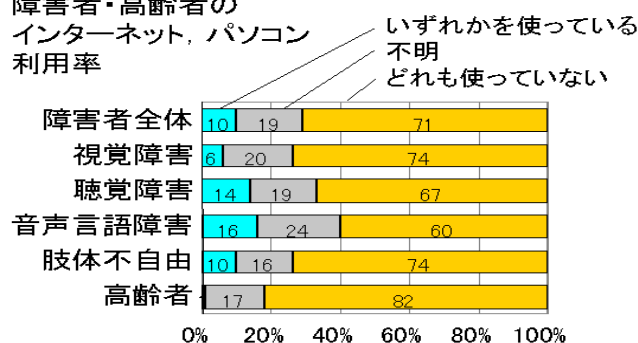
一般に高齢者は新しい変化に取り残されがちですが、特にパソコンやインターネットなどは、今までの生活ではなじみが薄かったために、年齢による情報格差が生じています。最近急速に解消されてきましたが、2000年時点では、50歳代では、今までインターネットを一度も利用していない人が10%近くいますし、半数近くがキーボードをほとんど使えない状況です。携帯電話の所有率も

低く、あまり利用したいとも思っていないようです。

しかしこれからは、少子化の影響もあり高齢者の社会進出が必要です。職業につかない人も交際を広げたり趣味や暮らしの情報を得るのには、インターネットの利用が効果的です。ところが、高齢者がパソコンやインターネットの技術を習得し活用するには、目が疲れるとか記憶力が低下しているなどのハンディキャップがあります。そのために若い人とは異なる習得の機会が必要であり、ボランティアや有料の教室も盛んに開かれています。

(3) 障害者へのバリアフリー

障害者・高齢者の
インターネット、パソコン
利用率



郵政省「通信利用動向調査」1999
<http://www.mpt.go.jp/policyreports/japanese/group/tsusin/90531x51.html> より作成

障害者のパソコン・インターネットの利用は、健常者と比較してかなり低いことが統計的にも示されています。特に視覚障害者の利用が低くなっています。

障害者がパソコンやインターネットを利用するには、目の不自由

な人はディスプレイが見えませんが、手の不自由な人はキーボードやマウスの操作が困難です。このようなバリアを解消する必要があります。また、従来は耳が不自由な人は電話を利用できませんでしたが、携帯電話での電子メールにより活用できるようになるなど、積極的な面での情報機器の活用を考えることも重要です。

①情報技術による支援

障害者は、街に出向くことが困難であったり、長時間をとられたりしますので、電子メールや電子図書館などにより、自宅にいて情報を入手したり発信することができると便利です。また、携帯電話と道路標識や信号などと組み合わせることができれば、視覚障害者が街を歩くのが、今よりも容易になりましょう。

パソコンや周辺機器も情報技術の発展により、多くのバリアフリー支援ツールが出現してきました。そのうちの代表的なものを列挙します。

(a) 音声読み上げ機能

電子メールやWebページを音声で読み上げる機能です。これはかなり実用的になっています。

(b) 音声入力機能

キーボードやマウスの操作をする代わりに、音声で入力する機能です。視覚障害者だけでなく、肢体障害者の支援になります。

(c) フォントの切り替え機能

視力の弱い人や高齢者にとって、ディスプレイに表示されるディスプレイ的に小さ過ぎます。通常のパソコンでも文字を拡大する機能はありますが操作が複雑です。その解決のために、大きなアイコンをクリックするとかハード的なキーを押せばよいという機能も出てきました。

(d) 点字機能

点字キーボードだけでなく、点字で出力する特殊なディスプレイもあります。また、通常のディスプレイのアイコンやボタン上にカーソルを合わせると振動する「触覚マウス」もあります。

②ネチケット

上記のような情報技術による支援や、それらのハード・ソフト購入の費用面での支援も必要ですが、それにもまして、Webページを作るときに、高齢者や障害者を考慮した工夫をすることが重要です。

本時の重要事項

1. 情報化社会はマルチメディアの活用のためにパソコンなどの情報機器の利用が基礎になります。ところが、高齢者や身体障害者にとって、現在の情報機器は使いにくいとか、電子メールやWebページが利用にくいといった障壁があります。
2. すべての人に平等にアクセシビリティを保障するために、使いやすい製品やサービスを設計することをユニバーサルデザインといいます。

10. 「WEBアクセシビリティ」

本時のポイント

1. 高齢者・障害者が閲覧しやすいWebページにすることをWebアクセシビリティといいます。ここでは、次の2点について考えます。

2. Webアクセシビリティとは何かを類似語との比較で理解します。

Webアクセシビリティ（もっと広義に情報通信利用でのアクセシビリティ）の確保・向上は社会的義務であることを、海外および日本における施策動向により理解します。これは、次の「ウェブコンテンツJIS」への布石でもあります。

3. 2004年に「ウェブコンテンツJIS」（JIS X 8341-3）が制定されました。府庁省や地方公共団体はこれに準拠することが求められていますが、一般のWebページでも準拠することが望まれます。それがどのようなものを理解します。

（1）Webアクセシビリティ周辺概念

①ユーザビリティ（usability）

ユーザビリティとは人間工学では古くから用いられてきた用語で、従来は、使いにくさや判りにくさなどのマイナス面がどれだけ小さいかを表す概念でしたが、現在ではむしろ、使いやすさや判りやすさというプラスの面を積極的に求める概念になってきました。

ISO 9241-11では、「特定の利用状況において、特定のユーザーによって、ある製品が、指定された目標を達成するために用いられる際の、有効さ、効率、ユーザーの満足度の度合い」であると定義して、次の尺度をあげています。

（a）Effectiveness（有効さ）

ユーザーが指定された目標を達成する上での正確さ、完全性

（b）Efficiency（効率）

ユーザーが目標を達成する際に、正確さと完全性に費やした資源

(c) Satisfaction (満足度)

製品を使用する際の、不快感のなさ、及び肯定的な態度

(d) Context of use (利用状況)

ユーザー、仕事、装置（ハードウェア、ソフトウェア及び資材）、並びに製品が仕様される物理的及び社会的環境

②アクセシビリティ (accessibility)

アクセシビリティとは「アクセス」のしやすさですが、「会場へのアクセス」というように、アクセスとは「接近する」という意味です。JIS X 8341では、情報アクセシビリティを「高齢者・障害者が、情報通信機器、ソフトウェア及びサービスを支障なく操作又は利用できる機能」と定義しています。

Web ページでいえば、目的の情報をいかに容易に得られるかということになります。通常は、身体障害者や高齢者などに優しいWeb ページを作成することや、Web ページの読み上げソフトや身体障害者用のマウスやキーボードなど技術的な支援のことを指します。そして、Web ページ作成でのアクセシビリティをWeb アクセシビリティといいます。

③バリアフリー

高齢者・障害者が社会に参加し日常生活をおくるには、多くの障壁（バリア）があります。その障壁を取り除くことをバリアフリーといいます。音楽付きの交差点信号機や道路の段差をなくすことなどです。以前は、情報通信関係でも以前はバリアフリーという用語が使われていましたが、最近ではアクセシビリティのほうがよく用いられています。

④ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、1970年代に建築分野で障害の有無や年齢に関係なく誰もが利用できて、使いやすい製品や環境にしようという設計方法から始まりました。身体障害者や高齢者などハンディを持つ人の障壁を取り除くことをバリアフリーといいます。ユニバーサルデザインは設計のときからバリアフリーを考慮した設計にすることです。

アクセシビリティとユーザビリティは同じような概念ですが、アクセシビリティのほうが、対象を限定しているようにも思われます。また、ユーザビリティでは特定の人が特定の利用をするときに限定したのですが、その対象や用途を広げたものだといえますし、アクセシビリティを高める設計方法だともいえます。

すなわち、Webアクセシビリティとは、Webページ作成におけるユニバーサルデザインであるといえてよいでしょう。

(2) Webアクセシビリティの意義と動向

アクセシビリティに考慮することは、障害者や高齢者への「思いやり」ではありません。すべての人が平等に社会生活をするための「権利」であり「義務」なのです。

憲法では基本的人権として「第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」「第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」としています。現在の社会において、インターネットによる情報の受発信は、日常生活や社会活動をするのに不可欠なものになってきました。それにおける機会均等の環境を保障することは、国民の権利・義務といえましょう。

①世界でのアクセシビリティ保障の動向

欧米でのアクセシビリティに関する取組みに関しては、J E I T A「「欧米諸国におけるアクセシビリティ標準化に関する調査報告書」に詳しい説明があります。

②米国の「リハビリテーション法508条」

米国では、1973年にリハビリテーション法504条により、障害者の権利が法律として保障されました。当初は行政機関にのみ適用されていましたが、1990年の「障害を持つアメリカ人法（ADA）」により、民間にまで適用が広がりました。さらに1998年には、連邦政府における電子情報技術を障害を持つ職員が障害を持たない職員と同等に利用できるようにすること、連邦政府が提供する情報・データに障害を持つ国民が障害を持たない職員と同等に利用できるようにすることを義務づけ、2001年から施行されています。これは、連邦政府に取引を持つ民間企業にも大きな影響を与えています。

③EUの「Design-for-all」

EUでは、1999年に全ての欧州市民の為の情報社会を構築することを提唱するeEuropeという文書を採択しました。eEurope2002のなかに「知識経済における全ての欧州市民の電子的な参画」があり、障害者や高齢者の参画を保障する「Design-for-all」というコンセプトを掲げています。このDesign-for-allは、EUが1990年から進めてきたTIDE（Technology for the Integration of Disabled and Elderly people）プロジェクトの一環として研究開発されてきたものを引き継いだものですが、情報関連製品やサービスを障害者や高齢者を含む全ての人々にアクセシブルにしようというものです。これらの取組みは、各国での個別の政策に反映されています。

④W3C/WAIの「WCAG」

W3C (World Wide Web Consortium) は、HTMLの標準仕様などWWWに関する技術の標準化をすすめる団体で、WAI (Web Accessibility Initiative) その下部組織でアクセシビリティを検討しています。WAIは、1999年にWCAG「Web Contents Accessibility Guideline 1.0」を策定し、その後2005年に改訂が行われています。

WCAG (2.0) (ワーキングドラフト) では、アクセシビリティを次の4原則

- ・ Perceivable : 利用者がウェブコンテンツを認知できる
- ・ Operable : 利用者がウェブコンテンツのインターフェース要素を操作できる
- ・ Understandable : 利用者がウェブコンテンツやコンテンツのコントロール要素を理解できる
- ・ Robust : ウェブコンテンツが現在のみならず将来の技術に渡って利用できる

に区分し、それぞれにガイドラインがあり、ガイドラインごとにレベル1からレベル3までの達成基準の定義をしています。

(3) 日本でのアクセシビリティ保障の動向

(a) 通商産業省「障害者・高齢者等情報処理機器アクセシビリティ指針」

通商産業省（現経済産業省）では、1995年に「障害者等情報処理機器アクセシビリティ指針」を告示し、2000年に「障害者・高齢者等情報処理機器アクセシビリティ指針」に改訂しています。同指針の目的は次の通りです。

「情報化社会の進展に伴い、情報作成、情報伝達、情報収集等のために個人において情報処理機器の活用が一層浸透し、国民一人一

人の日常生活において情報処理機器は 必要不可欠な手段となりつつある。このような中で、情報処理機器を障害者・高齢者を含めて誰もが容易に利用できるようにすること（アクセシビリティ）は、極めて重要となっている。

現在、障害者・高齢者等において、障害による操作上の障壁、加齢に伴う心身機能の低下による操作上の障壁、病気やケガ等に起因する一時的な心身機能の低下（＊）による操作上の障壁、暗所、騒音下等の特別な環境（＊）における操作上の障壁のような機器操作上の障壁により、情報処理機器の利用に支障をきたすケースがあるが、本指針は、このような課題に対処するため、キーボード及びディスプレイ等の標準的な入出力手段の拡充や専用の代替入出力手段の提供を促進し、もって障害者・高齢者等の機器操作上の障壁を可能な限り低減し、使いやすさを向上させることを目的とするものである。」

(b) IT戦略本部「e-Japan」

IT基本法に基づき設置されたIT戦略本部は、2005年までに世界最先端のIT国家となることを目標に、2001年の「e-Japan戦略」を発表し、その後、その重点政策や見直しを続けてきました。そこでも、「ITは障害者や高齢者の社会参加を促進するツールであることから、年齢・身体的な条件等に起因するITの利用機会や活用能力に格差が生じることがないように、障害者や高齢者のIT利用の促進に、十分に配慮する。」（e-Japan 重点計画- 2002）、「高齢者、障害者を含めて全ての者がITを利活用できるよう、情報活用能力の向上、誰もが使いやすい機器・システムの開発・普及の促進等情報バリアフリー政策を推進する。」（e-Japan戦略 II）というように、アクセシビリティを重視した政策がとられています。

(c)総務省「ウェブ・アクセシビリティ実証実験」

総務省は、２００１～２００２年度に「高齢者、障害者等が利用しやすいホームページの普及に向けた支援システムの実証実験」（ウェブ・アクセシビリティ実証実験）を実施しました。地域の高齢者・障害者と、ホームページ担当者との交流の場を設けて、地方公共団体、高齢者・障害者団体、民間企業等が、各自のホームページのアクセシビリティを点検・修正することを通して、その後の政策に取り組もうとしたものです。その内容は、「みんなのウェブ」により公開されました。なお現在は、実証実験の終了により、情報通信研究機構（NICT）が運営する「情報バリアフリーのための情報提供サイト」の中の「ウェブコンテンツ・アクセシビリティ（副題：みんなのウェブ）」のコーナーに移行しています。

(d)内閣府「障害者基本計画」

１９８２年に「国連障害者の十年」の国内行動計画として「障害者対策に関する長期計画」、１９９２年にその後継計画として「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、これは１９９９年に改正された「障害者基本法」により同法に基づく障害者基本計画と位置付けられました。この障害者基本計画においては、新長期計画における「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るために、２００３年から２０１２年度までの１０年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めたものです。

そのなかで、「情報・コミュニケーション」の分野では、基本方針として「ＩＴの活用により障害者の個々の能力を引き出し、自立・社会参加を支援するとともに、障害によりデジタル・デバイドが生じないようにするための施策を積極的に推進するほか、障害特性に対応した情報提供の充実を図る」とし、施策の基本的方向として、「情報バリアフリー化の推進」「社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及」「情報提供の充実（点字図書、字幕付きビデオ

など)」「コミュニケーション支援体制の充実」の分野での施策が掲げられています。

(e)「障害者基本法の一部を改正する法律」

2004年に「障害者基本法の一部を改正する法律」が改正され、以下の条項が盛り込まれました。

(f)「(情報の利用におけるバリアフリー化)」

第十九条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示できるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、社会連帯の理念に基づき、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。」

(4) ウェブコンテンツ J I S

2004年に、Webアクセシビリティに関する J I S、JIS X8341-3:2004『高齢者・障害者等配慮設計指針—情報機器における機器、ソフトウェア及びサービス—第三部：ウェブコンテンツ』が制定されました。上記の障害者基本法では原則が示されているのですが、それを実行するために国及び地方公共団体の担当者が参照すべき具体的な指針が、JIS X8341-3 であるといっていよいでしょう。

①ウェブコンテンツJISの概要

(a)ウェブコンテンツJISの位置づけ

JIS（日本工業規格）とは、工業製品（サービスも含む）の標準規格です。どのナットにもボルトが入るのは、それらがJIS規格に準拠した寸法になっているからです。JISに準拠していることは、他の製品・サービスと互換性があり、一定の品質を備えていることを示すものでもあります。

JISのなかに「高齢者・障害者等配慮設計指針」のシリーズがあり、そのなかに「情報通信における機器、ソフトウェア、サービス」のシリーズX8341（「やさしい」と覚えるとよい）があり、さらにそのなかの第3部（X8341-3）が「ウェブコンテンツ」になっています。

ウェブコンテンツJISは、前述のW3C/WAIのWCAGをベースにしています。JIS化したのが2004年ですので、WCAGは1.0版です。しかし、JIS X8341-3（2004）では、WCAG 1.0にない部分も取り込んでいます。

(b)ウェブコンテンツJISの目的

ウェブコンテンツJISの目的として、本規格の序文を掲げます。

「この規格は、主に高齢者、障害のある人及び一時的な障害のある人が、これらの情報通信における機器、ソフトウェア及びサービスを利用するときの情報アクセシビリティを確保し、向上させるために、ウェブコンテンツを企画、設計、開発、制作、保守及び運用するときに配慮すべき事項として明示したものである。」

このように、単にWebページだけでなく情報通信一般を対象としていること、制作だけでなく企画や運用など幅広いプロセスを対象にしていることがわかります。すなわち、「Webアクセシビリ

ティ」よりも広い概念なのですが，ここでは，Webアクセシビリティに限定して話を進めます。

(c) ウェブコンテンツ J I S の構成

序文

- 1 適用範囲
- 2 引用規格
- 3 定義
- 4 一般的原則
- 5 開発及び制作に関する個別要件
- 6 情報アクセシビリティの確保・向上に関する全般的要件

附属書 1（参考）ウェブコンテンツに関する例示

附属書 2（参考）関連規格

②ウェブコンテンツ J I S の内容

「4 一般的原則」と「5 開発及び制作に関する個別要件」について，どのようなことが書かれているのかを紹介します。本文は，日本工業標準調査会（J I S C）「データベース J I S 詳細表示から閲覧できますので参照してください。

(a) 「4 一般的原則」

ここでは，ウェブコンテンツの情報アクセシビリティを確保し，向上させるために，基本方針，基本的要件，推奨要件を示しています。

「4. 1 基本方針」では，次の3つをあげています。

ウェブコンテンツを企画・制作するときに，可能な限り高齢者・障害者が操作又は利用できるように配慮する。

ウェブコンテンツは、できるだけ多くの情報通信機器、表示装置の画面解像度及びサイズ、ウェブブラウザ及びバージョンで、操作又は利用できるように配慮する。

ウェブコンテンツの企画から運用に至るプロセスで情報アクセシビリティを常に確保し、更に向上するように配慮する。

「4. 2 基本的要件」では、どのような障害を持つ人の利用を想定するべきかを示し、「～でなければならない」ことをあげています。

視覚による情報入手が不自由な状態でも利用できる

聴覚による情報入手が不自由な状態でも利用できる

特定の身体部位だけでの入力方法に限定しない

身体の安全を害することなく利用できる

「4. 3 推奨要件」では、さらに進んで「～することが望ましい」ことを示しています。

認知及び記憶への過度な負担をかけずに、ウェブコンテンツを操作又は利用できる。

利用する情報通信機器及び利用環境を限定せずに、多様な環境でも、ウェブコンテンツを操作又は利用できる。

情報通信機器及びウェブブラウザの操作及び利用に不慣れな利用者でもウェブコンテンツを操作又は利用できる。

「5 開発及び制作における個別要件」

「4 一般的原則」を実現するために、「5 開発及び制作における個別要件」では、次の9つのパートにわけて、それぞれの留意点を示しています。

規格及び仕様への準拠

構造及び表示スタイル

操作及び入力

非テキスト情報

色及び形

文字（大きさを閲覧者が変更できること，背景色を考慮することなど）

音（音声だけで情報を伝えるのではなく代替手段も必要です）

速度（ページの自動移動や，画像の置換速度など）

言語（文字化けの防止，日本語ページに外国語を多用しないことなど）

例えば「5. 2 構造及び表示スタイル」では、次の留意点をあげています。これらをチェックリストとして用いることができます。「～ならない」と「～望ましい」を使い分けていることに注意してください。

ウェブコンテンツは、見出し、段落、リストなどの要素を用いて文章の構造を規定しなければならない。（HTMLのタグを体裁のために使うのではなく、論理的な意味で用いよということです）

ウェブコンテンツの表示スタイルは、文書の構造と分離して、書体、サイズ、色、行間、背景色などをスタイルシートを用いて記述することが望ましい。ただし、利用者がスタイルシートを使用できない場合又は意図的に使用しないときにおいても、ウェブコンテンツの閲覧及び理解に支障を生じてはならない。

表は、わかりやすい表題を明示し、できる限り単純な構造にして、適切なマーク付けによって、その構造を明示しなければならない。

表組みの要素をレイアウトのために使わないことが望ましい。

ページのタイトルには、利用者が識別できる名称をつけなければならない。

フレームは、必要以上に用いないことが望ましい。使用するときには、各フレームの役割が明確になるように配慮しなければならない。

閲覧しているページがウェブサイトの構造のどこに位置しているかを把握できるように、階層などの構造を示した情報を提供することが望ましい。

本時の重要事項

1. ユーザビリティとは人間工学では古くから用いられてきた用語で、従来は、使いにくさや判りにくさなどのマイナス面がどれだけ小さいかを表す概念でしたが、現在ではむしろ、使いやすさや判りやすさというプラスの面を積極的に求める概念になってきました。
2. アクセシビリティに考慮することは、障害者や高齢者への「思いやり」ではありません。すべての人が平等に社会生活をするための「権利」であり「義務」なのです。

11. 「IT革命への国の政策」

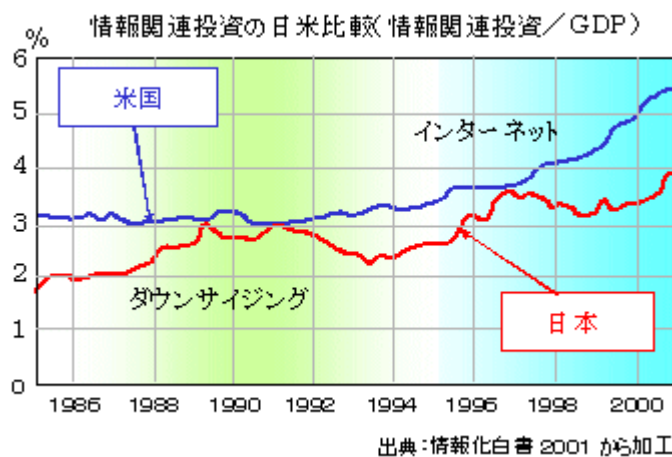
本時のポイント

1. IT革命が社会や国際関係に大きな影響を与えることから、国も多様な取り組みをしています。
2. ここでは、その概要として、国の基本方針を示すIT基本法、2005年までにIT先進国家を目指して取り組んできたe-Japan、さらに、2010年に向けて日本をフロントランナーにしようとするu-Japanについて学習します。

(1) IT基本法

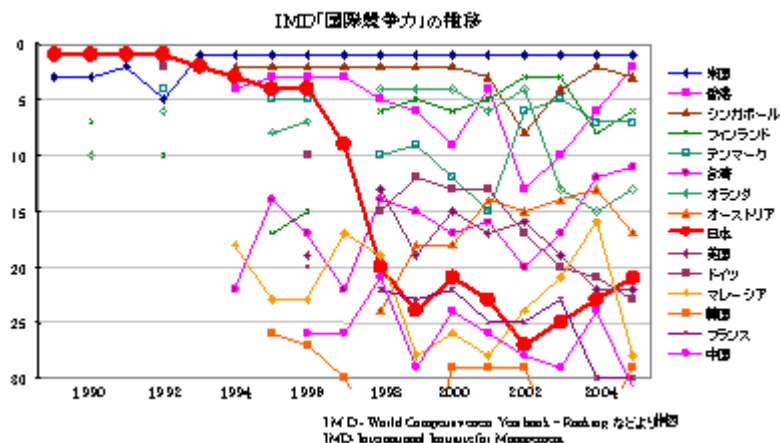
① IT基本法制定の背景

工業化社会から情報化社会へと移行しつつあることは1970年



代頃からも指摘されていましたが、1990年代中頃からのインターネットの爆発的な発展は、身の回りの生活環境から産業や経済にいたる広範囲な分野に急激な変化を与え、IT革命といわれるようになりました。そしてIT革命により、高度情報化社会へ移行するといわれました。

ところが日本経済は、1990年からのバブルの崩壊とそれに続



く平成不況により、産業界はIT投資に消極的になり、このIT革命の波に乗り遅れてしまいました。それが、国際競争力の低下につながり、「失われた十年」といわれるように、米国どころか東南アジア諸国諸地域に

比較しても遅れをとってしまいました。

このような危機に及んで、日本政府も I T 革命に積極的な政策をとるようになりました。いろいろな検討や提言が行われましたが、本格的な政策として I T 基本法が制定されました。

② I T 基本法の概要

2000年11月に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(I T 基本法)が成立、2001年1月から施行されました。

(定義)

第1条

この法律は、

(状況認識)

- ・ 情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、

(施策)

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、
- ・ 国及び地方公共団体の責務を明らかにし、

並びに

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（I T 戦略本部）を設置する

とともに、

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成について定める

ことにより,

(目的)

- ・高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において

「高度情報通信ネットワーク社会」とは,

手段：インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて

方法：自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し，共有し，又は発信することにより，

結果：あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう。

総則

(あるべき社会)

すべての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現

経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化

ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現

活力ある地域社会の実現及び住民福祉の向上

利用の機会等の格差の是正

(そのために)

社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応

国及び地方公共団体と民間との役割分担

国及び地方公共団体の責務

施策の策定に係る基本方針

高度情報通信ネットワークの一層の拡充等の一体的な推進

世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成

教育及び学習の振興並びに人材の育成

電子商取引等の促進

行政の情報化

公共分野における情報通信技術の活用

高度情報通信ネットワークの安全性の確保等

研究開発の推進

国際的な協調及び貢献

(2) IT戦略本部とe-Japan

① e-Japan戦略

IT基本法により設置されたIT戦略本部は、2001年1月に「e-Japan戦略」を取りまとめました。これは、IT基本法の目的を実現するために、2005年までに世界最先端のIT国家となることを目標に、基本理念と重点政策分野を示したものです。

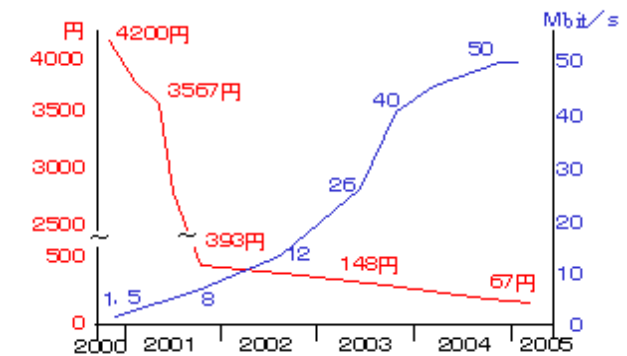
(a) 超高速ネットワークインフラ整備

2005年までに、世界最高水準のネットワークを整備し、国民にとって安価で使いやすいネットワークインフラ環境を実現する。少なくとも3000万世帯が高速インターネット網に、また1000万世帯が30～100Mbpsの超高速インターネット網に常時接続可能とする。そのために、電気通信事業における大幅な規制の見直しや独占禁止法上の指針の策定等を通じた公正競争条件の整備、光ファイバ等の敷設の円滑化等の施策を推進する。

(b) 電子商取引の促進

2002年までに、電子商取引を阻害する規制の改革や電子契約ルールや消費者保護等に関する法制整備を行い、誰もが安心して電子商取引

ADSLの月額料金(1Mbit/s当り)と最大速度の推移



情報通信総合研究所「成熟期に入りつつあるブロードバンド回線サービス」
<http://www.icr.co.jp/newsletter/onkochoishin/2005/anko2005008.html>より

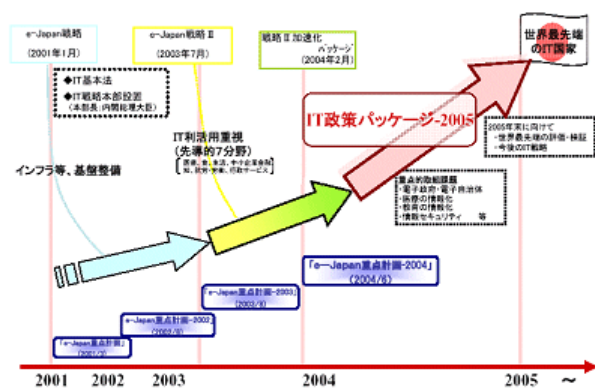
引に参加できるようにして、電子商取引の大幅な普及を促進する。

(c) 電子政府の実現

2003年までに、行政（国・地方公共団体）内部の電子化、官民接点のオンライン化、行政情報のインターネット公開・利用促進、地方公共団体の取組み支援等を推進し、電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現し、幅広い国民・事業者のIT化を促す。

(d) 人材育成の強化

2005年までに、米国水準を上回る高度なIT技術者・研究者を確保する。インターネット接続環境の整備による国民の情報リテラシーの向上を図る。



IT戦略本部「IT政策パッケージ-2005」概要(2005.02)
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/keiai/050224/gyouyou.pdf>

この「e-Japan

n 戦略」を各府省が実施する具体的施策に落とし込むのが「重点計画」で、毎年それを策定してきました。そして、実現の動向に合わせて、e-Japan 戦略を発展させてきました。

2001年1月 e-Japan 戦略

2001年3月 e-Japan 重点計画

2001年6月 e-Japan2002 プログラム

2002年6月 e-Japan 重点計画-2002

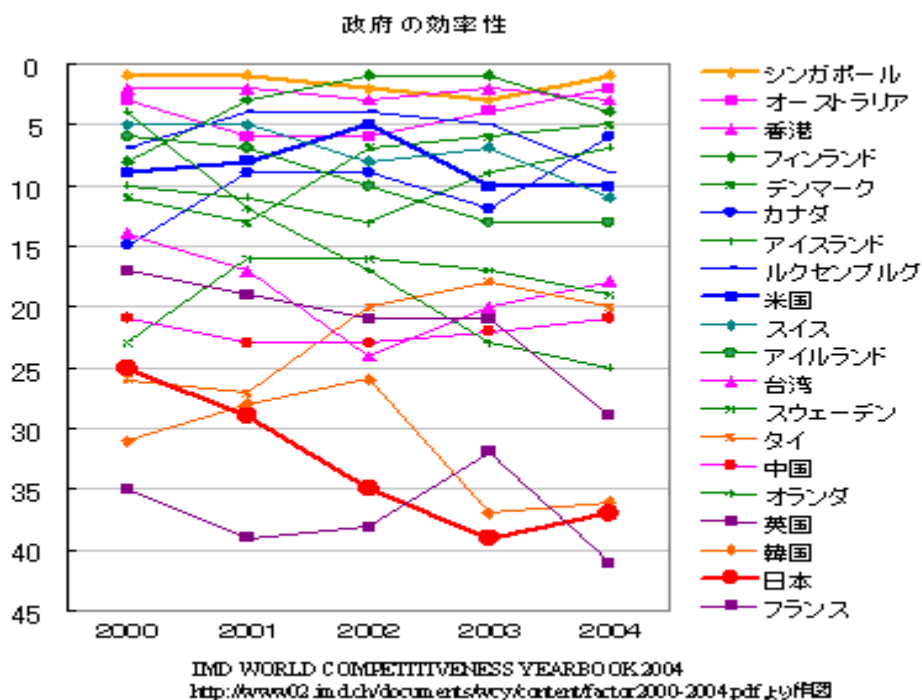
2003年7月 e-Japan 戦略 II

2003年8月 e-Japan 重点計画-2003

2004年2月 e-Japan 戦略II 加速化パッケージ

2004年6月 e-Japan 重点計画-2004

2005年2月 IT政策パッケージ-2005



②

②e-Japan戦略Ⅱ

2003年になると、「e-Japan戦略」で目標とした高速・超高速ネットワークの普及は、ADSLなどのサービスが低価格になり高速化したことにより、既に達成されました。また、電子政府の構築は、総合行政ネットワーク（LGWAN）、認証基盤などインフラ整備、申請・届出手続きなどの電子化の取り組みが進められている状況で、インフラ整備は順調に進んでいると認識されるようになりました。

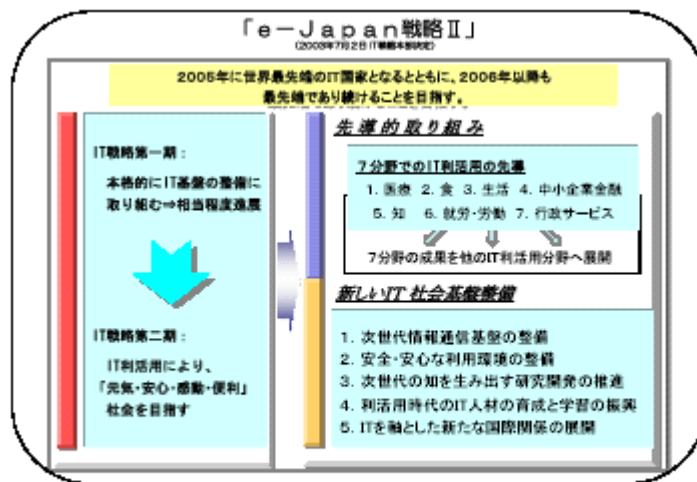
目標（2005年まで）		2003年時点での実績	
高速	3,000万世帯	DSL	3,500万世帯
		CATV	2,300万世帯
超高速	1,000万世帯	FTTH	1,770万世帯
総務省・ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会			

「u-Japan政策～2010年ユビキタスネット社会の実現に向けて～」2004年12月

このようなインフラは整備されたのですが、行政の効率性の分野では未だ国際的に遅れており、ITインフラだけでなく経営全般の改革・推進が必要になっています。

それで、「e-Japan戦略Ⅱ」では、これらのインフラを活用して、国民が便利さを実感できる仕組みを構築することを重視しました。具体的には、「医療」「食」「生活」「中小企業金融」「知」「就労・労働」「行政サービス」の7つの分野で先導的な取り組みを実施する目標を掲げました。また、利用者の視点に立って便利ならこれらの仕組みを実現しつつ、重複投資や無駄の排除を進めることが、新たな価値を創造する社会・経済システムへの移行の基盤となると指摘しています。

③ e-Japan 戦略Ⅱ 加速化パッケージ



総務省・ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会
「u-Japan政策～2010年ユビキタスネット社会の実現に向けて～」2004年12月
http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/041217_7_bt2_all.pdf

2004年になると、目標の2005年までの期間が少なくなり、問題点と優先すべき施策を明確にすることが必要とされ、次のA～F（語呂合わせになっている）について、各府省の連携を一層強化して取り組むことを重視した「e-Japan 戦略Ⅱ 加速化パッケージ」が決定されました。

(a) (A : Asia) アジア等 IT 分野の国際戦略

日－ASEAN東京宣言の「相互に利益をもたらす情報通信技術協力計画の実現を通じ、アジアにおける情報通信網及びその流通量の拡大及び深化に協力する」及び日－ASEAN行動計画の内容を踏まえ、より一層強力に、国際政策を推進する。

(b) (B : Block and Back-up: Security) セキュリティ（安全・安心）政策の強化

公共分野・重要インフラの情報セキュリティ強化と人的基盤の充実、ITの活用による国民生活、社会・経済活動の安全・安心の確保を図る。

(c) (C : Contents) コンテンツ政策の推進

著作権法上の裁定制度の利用促進など既存コンテンツの再利用の促進、著作権制度では放送とインターネット配信の位置付けの明確化、プロデューサーやクリエイターの育成などを図る。

(d) (D : Deregulation) IT 規制改革の推進

法令により民間に保存が義務付けられている文書・帳票の電子保存が可能のように法律改訂，診療情報の電子化など医療分野での I T 利用促進などを図る。

(e) (E : Evaluation) 評価

これまでの取組み状況を民間の立場からの評価を e-Japan 重点計画-2004 に反映させるとともに，利用者の視点に立った成果重視の観点で評価することを基本方針とし，P D C A のサイクルを e-Japan 戦略の中に定着させる。

(f) (F : Friendly e-government and e-local government) 電子政府・電子自治体の推進

I T の活用による国民の利便性の向上，行政の効率化や電子自治体構築に向けた取組みの促進などを図る。

④ I T 政策パッケージ-2005

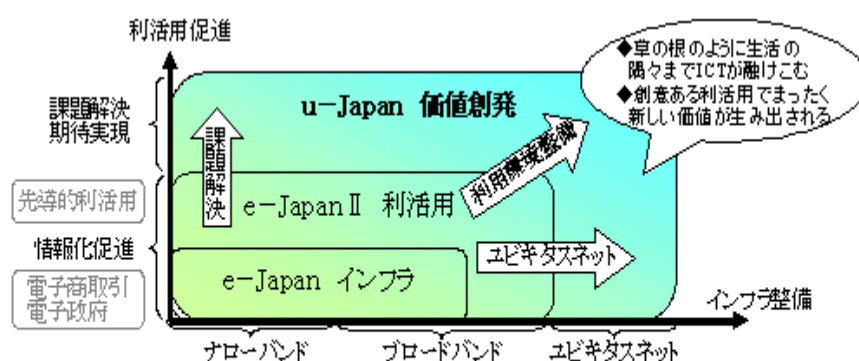
目標の最終年にあたり，利用者の視点でラストスパートをかけるとともに，引き続き世界最先端であり続けるための取組みを行っていくために，I T 利用・活用を一層進め，国民が I T による変化と恩恵を実感できる社会の実現に向けて取り組むことを示したものです。

行政サービス（利用者本位の行政サービス），医療（安全・安心で高度な医療），教育・人材（高度な教育と多様な学習スタイル），生活（安全で便利な生活），電子商取引（高付加価値化による市場の創出・活性化），情報セキュリティ・個人情報保護（安心・安全な I T 利用環境），国際政策（アジアを世界の情報ハブへ），研究開発（次世代の知が生み出される社会）の各分野において，どの府省庁がいつまでに何をするかを具体的に示しています。

(3) u-J a p a n

①ユビキタスネット社会

ユビキタス (ubiquitous) とは「(神のごとく) 遍在する」という意味です。ユビキタスネット社会とは、どこでも、いつでも、情報機器の存在を意識せずに利用できるほど日常生活に溶け込んだ状態のことをいいます。携帯電話や情報家電などの製品でもなく、コンピュータやネットワークなどの個別技術でもなく、それらをインフラとした社会を構築する環境であると認識するのが適切です。人間と情報機器 (ネットワークも含む) との共生社会であり、IT 革



命の目指す高度情報化社会とは、ユビキタスネット社会の実現であるといえます。

総務省・ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会
「u-Japan政策～2010年ユビキタスネット社会の実現に向けて～」2004年12月
http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/041217_7_bt2_all.pdf

② u-Japan 政策パッケージ

「2005年までに世界最先端のIT国家となる」というe-Japan戦略の目標は、インフラ面を中心に達成が目前になってきたが、一方、2006年以降に到来する本格的な少子高齢化社会では、解決すべき課題が山積みしています。そして、それらの課題解決には、社会基盤として定着しつつあるICTの利活用が切り札となると期待されています。

総務省は、ユビキタスネット社会の実現に向けて、その具体的な姿や実現のための政策について検討を行うために、2004年3月から「ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会」を開催してきましたが、2004年12月に最終報告書として、「u-Japan政策」をとりまとめました。これは、2010年をターゲットとして、次世代ICT社会 (u-Japan) を明確に打ち出す

とともに、その実現へ向けて必要な政策パッケージ（u-Japan政策）を示したものです。

これまでのe-Japanでは、2005年までに世界最先端のIT国家になるためのキャッチアップが目標でしたが、u-Japanでは2010年までにフロントランナーとしての先導的立場になることを目標としています。

そして、u-Japanは、次の特質を備えた2010年の次世代ICT社会であるとしています。

Ubiquitous（ユビキタス）：あらゆる人や物が結びつく

Universal（ユニバーサル）：人に優しい心と心の触れ合い

User-oriented（ユーザー）：利用者の視点が融けこむ

Unique（ユニーク）：個性ある活力が湧き上がる

2010年までにu-Japanを実現するための国の政策を次の三本柱にまとめ、それらをパッケージとして総合的に推進することとしています。

- ・ユビキタス・ネットワークの整備：国民の100%が高速または超高速を利用可能に
- ・ICT利活用の高度化：国民の80%がICTは課題解決に役立つと評価する社会に
- ・利用環境整備：国民の80%がICTに安心感を得られる社会に

本時の重要事項

1. 2000年11月に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（IT基本法）が成立、2001年1月から施行されました。
2. IT基本法により設置されたIT戦略本部は、2001年1月に「e-Japan戦略」を取りまとめました。

12. 「情報セキュリティの基礎」

本時のポイント

1. 情報セキュリティについて理解します。

(1) ウイルス・不正アクセス・パスワード

① コンピュータウイルス

(a) ウイルスの定義

経済産業省告示「コンピュータウイルス対策基準」（平成7年7月制定，平成12年12月改訂）による定義

第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり，次の機能を一つ以上有するもの。

(b) 自己伝染機能

自らの機能によって他のプログラムに自らをコピーし又はシステム機能を利用して自らを他のシステムにコピーすることにより，他のシステムに伝染する機能

(c) 潜伏機能

発病するための特定時刻，一定時間，処理回数等の条件を記憶させて，発病するまで症状を出さない機能

(d) 発病機能

プログラム，データ等のファイルの破壊を行ったり，設計者の意図しない動作をする等の機能

② ウイルスの種類

(a) 狭義のウイルス

ウイルスの入っているプログラムファイルを起動することにより感染します。

(b) マクロウイルス

WordやExcelなどのマクロ命令にウイルスを忍ばせたファイルを開いたときに感染します。

(c) スクリプトウイルス

HTMLのスク립ト命令にウイルスを忍ばせておき、そのページを閲覧したときに感染します。

(d) ブーストラップ・ウイルス

パソコンに電源を入れたときにフロッピーが挿入されていると、BIOSというOS機能により、フロッピーのブーストラップ部分を読みます。そこにウイルスが潜んでいると電源を入れただけで感染してしまいます。

③ ウイルスの感染経路

(a) 電子メールの添付ファイル

最も大きな感染経路は、電子メールの添付ファイルによるものです。ウイルスの多くは、単にパソコン内に潜入するだけでなく、パソコンにある宛先のリスト（アドレス帳）を調べて、その宛先へウイルス付きの添付ファイルを転送します。しかも、発信者の名前もリストの名前を騙ることもあるので、送信者を見て信頼することは危険です。

(b) ファイルのダウンロード

Webサイトからウイルスを含むファイルをダウンロードすることにより感染します。意識的にダウンロードをしなくても、閲覧したときにスクリプトにより自動的にダウンロードしてしまう危険もあります。

(c) HTML メール

HTML形式による電子メールにウイルスが潜んでいる場合、そのメールを開くことにより感染します。メールソフトのプレビュー機能をオンにしておくと、受信しただけで感染する危険があります。

(d) 記憶媒体による感染

フロッピーやCD-ROMなどに、ウイルスを含むファイルが存在する場合もあります。ブーストラップ・ウイルスがあると、それらを挿入しただけで感染する場合があります。

④ウイルス対策

(a) ワクチン（アンチウイルス・ソフト）

ウイルスの検査、予防又は修復のいずれかの機能を含むソフトウェアをワクチンといいます。マイクロソフトでは Windows Update により提供していますし、ウイルスバスターやノートンアンチウイルスなど市販のソフトもあります。これらを最新の状況にアップデートしておく必要があります。

(b) 日常の注意

添付ファイルの開封、ダウンロード、フロッピー等の挿入などをするときには、ワクチンでチェックするなどの細心の注意が必要です。

※ウイルスを発見したときの措置

企業などでウイルスを発見したときは、次のような措置が必要です。

(c) 発見者（利用者）

決して独断で解決しようとしてはなりません。かえって対策を困難にする危険があります。

ともかく他のパソコンへの伝染を防ぐために、ネットワークから切り離します。

速やかにシステム管理者に電話して、その指示に従います。

(d) システム管理者

影響がそのパソコンだけに限定できるか、他に伝染しているかを調べます。

他への伝染が懸念される場合には、速やかに関係者全員に対処方法を指示します。

対象パソコンのウイルス除去をします。

ウイルス感染の必要情報をIPAに届けます。

⑤不正アクセス

(a) 不正アクセスの定義

不正アクセス禁止法（不正アクセス行為の禁止等に関する法律，平成11年8月成立，平成12年2月施行）では，

ネットワークを通して

許可されていない者がなりすましをしてアクセスすること

許可されている者が許可されていないアクセスをすること

そのようなアクセスができるような状態にすること

を不正アクセスと定義しています（「なりすまし」とは，他人のユーザIDやパスワードを用いて，その人のように見せかけることをいいます）。

そして，不正アクセスをした者だけでなく，ユーザIDやパスワードなど第三者に漏らす「不正アクセスを助長する行為」も犯罪とされ，本法により罰せられます。また，システム管理者に適切な管理措置を講じる必要があることを努力義務としています。

通商産業省告示「コンピュータ不正アクセス対策基準」（平成8年8月制定，平成12年12月改訂）では，不正アクセスとは「システムを利用する者が，その者に与えられた権限によって許された行為以外の行為をネットワークを介して意図的に行うこと」であると定義して，コンピュータ不正アクセスによる被害の予防，発見及び復旧並びに拡大及び再発防止について，企業等の組織及び個人が実行すべき対策をとりまとめています。

(b) 不正アクセスによる被害

セキュリティ対策が不十分なために不正アクセスを受けると，自社が損失を蒙るだけでなく，第三者に多大な迷惑をかけることになります。

(c) データの漏洩，改ざん，破壊

自社の重要な情報が漏洩，改ざん，破壊されるのは，自社に大きな損害を与えます。

個人情報・取引先情報の漏洩

顧客名簿などの個人情報が漏洩すると顧客に多大な迷惑を与えます。個人情報保護法により，個人情報を保護することは事業者の責務とされています。個人情報ではなくても，取引情報が漏洩すれば取引先に損害を与えます。

(d) ウイルスの伝播

電子メールのサーバを介して，ウイルスを伝播させられる危険，ホームページを改ざんされてウイルスの伝播に使われたり反社会的な表示をさせられたりする危険があります。

(e) D o S 攻撃の踏み台

D o S 攻撃とは，いっせいに大量のデータを送信することにより，受信側の本来の機能を麻痺させる攻撃のことです。セキュリティ対

策が不十分だと、トロイの木馬とかボットというウイルスを仕掛けられ、一定の時刻あるいは不正アクセス者の指示により、第三者に大量のデータを発信させられるD o S 攻撃の踏み台にされる危険があります。

(f) 不正アクセス対策

最も基本的な対策は、社員のパスワードを第三者に使われて、なりすましをされないようにすることです。パスワード管理については後述しますが、次のような対策があります。

⑤ 全体的な対策

(a) ファイアウォール

外部のインターネットと社内のネットワークとの接続個所に、許可されたアクセスは通過させ、そうではない利用は防止するといった関所の役目をするファイアウォールを設置することにより、不正アクセスを防止します。

(b) セキュリティ監視

ファイアウォールを潜り抜けてきたアクセスを監視するために、ネットワークを流れるデータを監視するシステムです。

⑥ 部分的な対策

(a) ワンタイムパスワード

アクセスをするたびに、毎回パスワードを変更する仕組みです。

(b) コールバック

会社のネットワークにダイヤルアップで接続するとき、それでは接続しないで、サーバから登録された端末の電話番号にコールバックすることにより接続します。これにより、登録以外の場所からのなりすましを防止します。

⑦パスワード

(a) 不適切な例

- ・ 氏名，生年月日，電話番号など，他者が知ることが容易な個人情報
- ・ 辞書にある単語－不正者はパスワード発見辞書を持っている
- ・ 短い文字列－総当りで発見できる。

(b) よいパスワード

- ・ 表面的には無意味な文字列
- ・ 適当な長さ（8文字以上）
- ・ 数字，英字，特殊記号を混在させる

⑧パスワードの管理

(a) パスワードの付与

最初にシステム管理者が利用者に仮パスワードを付与するときは，上記の「よいパスワード」になるようなランダムな文字列を与えて，利用者が最初にアクセスするときに，自分でパスワードを設定させます。

(b) パスワードの変更

利用者は，できるだけ頻繁にパスワードを変更すべきです。また，一定期間あるいは一定アクセス回数のたびに，強制的にパスワードを変更させる仕組み，8文字以上とか文字種混在の条件を満たさないと受け入れない仕組みなどが必要です。

(c) パスワードの失念

パスワードは本人以外が知るべきではありません。システム管理者も同様です。本人がパスワードを失念したときは，まず，そのユ

ーザIDでの利用を禁止し、改めてユーザID（同じでもよい）とパスワードを再発行するようにします。

(d) パスワード記録の禁止

パスワードを書いた付箋をパソコンに貼るのは論外。手帳に書くのも落としたとき困ります。特に重要なのが、パソコンの紛失・盗難・廃棄への考慮です。パソコンにパスワードを残さないために、「パスワードを記憶する」にせず、毎回入力させるようにします。

(e) バイオメトリクス認証

パスワードのような自分が覚えるものではなく、指紋、手形、網膜など身体の一部を用いることをバイオメトリクス認証といいます。これにより、さらに厳重な本人認証ができます。

（２）暗号化・電子署名・認証

①暗号方式の種類

(a) 秘密鍵暗号方式

秘密鍵暗号方式は共通鍵暗号方式ともいいます。暗号化鍵と復合鍵が同じです。代表的なものに、DESがあります。

秘密鍵暗号方式には、次の欠点があります。

- ・ 鍵を第三者に秘密にする必要がある
- ・ 鍵を相手に電子メールで送る際に盗聴される危険がある
- ・ 相手が異なるたびに新しい鍵が必要になる
- ・ 相手が多くなると管理しきれない（オンライン取引）

(b) 公開鍵暗号方式

公開鍵暗号方式では、暗号化する鍵と復号する鍵が異なるのです。ドアを開ける鍵は秘密にする必要がありますが、ドアを閉める鍵は他人に使われてもよいように、復号鍵は秘密にしますが暗号化鍵は

公開してもかまいません。それで、秘密鍵暗号方式の欠点がカバーされます。現在、一般的には公開鍵暗号方式が使われています。代表的なものに、R S Aがあります。

送信者Aが受信者Bに暗号化した文書を送るときは、次のようになります。

暗号化：AはBの公開鍵で暗号化する。

Bの公開鍵は、BのW e b ページでのF O R Mに内蔵されている。

Aは、それを意識せずに暗号化して送信できる（のマーク）。

それで、誰でもBに暗号化した文書を送ることができる。

復号： Bはで復号する。

B以外の人はこの文書を読むことができない。

公開鍵暗号方式は優れた方式ですが、秘密鍵暗号方式にくらべて暗号化や復号に時間がかかる欠点があり、長い本文は秘密鍵暗号方式にすることが考えられます。それで、通信ごとに秘密鍵暗号方式の共通鍵を、公開かぎを使って暗号化して通信相手に送付する方式があります。これをセッション鍵暗号方式といいます。実際の暗号化方式では、これが広く採用されています。

②電子署名と認証

電子メールでは、発信者が本人であるかどうか（なりすましをしているのではないか）を確認することができませんし、後になって、そのような電子メールを発信した覚えはないと否認されても、対抗する手段がありません。

実社会では、印鑑証明を得た実印を文書に押印して、その実印の印鑑証明書を添付することにより、本人からの文書であることを証明します。その実印の押印が電子署名で、印鑑証明が認証です。

(a) 電子署名と認証の仕組み

送信者Aが受信者Bに、送信者がAであることを電子署名するとき、次のように行います。当然、これらの操作はクリックするだけで行えるようになっています。

送信者Aは、認証局（CA）から自分の認証番号を得ておく。

送信者Aは、その認証番号をAの秘密鍵で暗号化する。

受信者Bは、Aの公開鍵で復号する。

誰でもAの公開鍵は得られる。文書に添付することもできる。

A以外には、Aの秘密鍵を使える人はいない。

それにより、BはAの実印が押印されていると判断する。

受信者Bは、その認証番号を認証局に問い合わせる。

認証局は、Bに認証証明書（印鑑証明書）を送る。

それにより、Bはその実印が正しいことを確認できる。

(b) 電子署名法

電子署名法（電子署名及び認証業務に関する法律、平成12年5月成立、平成13年4月施行）により、電子署名が実印と同じ法的効力をもつことが定められました。

③暗号化の標準

(a) S/MIME

公開鍵暗号方式を利用したインターネット電子メールの暗号化と電子署名に関する国際規格。

(b) S S L

インターネット上で情報を暗号化して送受信するプロトコル。公開鍵暗号や秘密鍵暗号，デジタル証明書，ハッシュ関数などのセキュリティ技術を組み合わせたもので，WWWやF T Pなどのデータを暗号化して送受信することができます。

(c) S E T

インターネットでクレジットカード決済をするときのセキュリティのプロトコルです。S S Lでは受取側（店舗）でクレジットカード番号を知ることになりますが，S E Tでは受取側にもクレジットカード番号を伝えることなく，取引できる仕組みになっています。

（３）セキュリティマネジメント

①セキュリティ対策の基礎

(a) 情報セキュリティの３要件＝C I A

・機密性（Confidentiality）

許可された者が許可された方法でのみ情報にアクセスできることを確実にすること。

・完全性（Integrity）

情報及び処理方法の正確さ及び完全である状態を安全防護すること。このインテグリティは，完全性，保全性，一貫性など多様な訳語がありますが，どうも適切なものがなく，専門家は訳さずにインテグリティとっています。

・可用性（Availability）

許可された利用者が、必要なときに情報にアクセスできることを確実にすること。

リスクとインシデント

・脅威 (Threat)

情報システムのセキュリティを脅かす原因となるものです。自然災害、機器の故障・誤動作、人間の過失、人間の故意などがあります。

・リスク (Risk)

学問的には、「何らかの事態が起こることに関する不確実性」のことをリスクといますが、ここでは脅威と同義語としてもかまいません。

・インシデント (Incident)

実際に脅威が発生して実際に事件が生じている状態のことをインシデントといいます。

・リスクの大きさ

リスクの大きさ＝発生確率（リスクがインシデントになる確率）

×被害の額（インシデントになったときの損失）

・情報システムの脆弱性と情報セキュリティ対策

情報システムが、機密性・完全性・可用性が欠けている状態を脆弱性（ぜいじゃくせい）といいます。情報セキュリティ対策とは、情報システムでのインシデントを減少させることです。ところが、脅威の存在自体をなくしたり、脅威の発生を減らしたりすることは困難です。脅威が発生してもインシデントにならないようにするには、リスクを減らすことが必要です。そして、リスクを減らすということは、情報システムの脆弱性を減らすことです。

すなわち、情報セキュリティ対策とは機密性、完全性、可用性を高めることにより、情報システムの脆弱性を減らすことだといえます。

経済産業省告示「情報システム安全対策基準」（平成7年8月制定）は、「情報システムの機密性、保全性及び可用性を確保することを目的として、自然災害、機器の障害、故意・過失等のリスクを未然に防止し、また、発生したときの影響の最小化及び回復の迅速化を図るため、情報システムの利用者が実施する対策項目を列挙したもの」ですが、これが情報セキュリティ対策の定義であるといえます。

②個人情報保護法

リスクの大きな分野に、個人情報の漏洩があります。個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律、平成15年5月成立、平成17年4月全面施行）の目的は次の通りです。

「この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

そして、個人情報を含む情報の集合物で、検索することができるように体系的に構成したものを個人情報データベース等といい、個人情報データベース等を事業の用に供しており、個人データの量が過去6ヶ月以内に5000人を超える者を個人情報取扱事業者として、個人情報の保護義務を定めています。

なお、個人情報保護体制を適切に行っている事業者であることを、第三者が認定する制度にプライバシーマーク制度があります。

③セキュリティマネジメント

(a) リスク対策の手順

・情報資産の調査（何を守るのか）

単にコンピュータシステムだけでなく，紙での情報も含む全体的な調査が必要です。

また，すべての情報資産を完全に守るのは非現実的です。優先順位をつける必要があります。情報システム安全対策基準では，次のように重要度を定めています。

A 人命，他人の財産，プライバシー等社会に影響を与える情報システム

B 企業への影響の大きい情報システム

C 企業への影響の小さい情報システム

・脅威の調査（何から守るのか）

自然災害，機器の障害，故意・過失等のリスクを洗い上げることが必要です。

・リスクの大きさの分析（＝どの程度守るのか）

リスクの大きさ（発生確率×発生時の損失）を推定して，何の資産を何の脅威からどの程度のレベルで守るのかを明確にします。

・対策の策定（どのようにして守るのか）

具体的に守る手段を列挙して，効果的な方法を選択します。

(b) セキュリティマネジメントの考えかた

・経営者のリーダーシップ

全社的な継続的な運動として推進するために，経営者が中心となってリーダーシップをとることが重要です。

・成熟度の向上

一挙に理想的な状況にすることはできません。自社の現状を考慮して、逐次的に向上させる必要があります。成熟度として、次の5（6）段階がポピュラです。

（レベル0 Non-Existent（存在しない））

レベル1 Initial（初歩的）

レベル2 Repeatable（繰り返し可能）

レベル3 Defined（定義されている）

レベル4 Managed（管理されている）

レベル5 Optimized（最適化）

・PDCAサイクル

PDCAとは、Plan（計画）→Do（実行）→Check（確認）→Action（是正）のことです。これを適切にまわすことにより、成熟度が向上します。

・セキュリティポリシー

基本方針（狭義のセキュリティポリシー）

情報セキュリティマネジメントの最高責任者である経営者が、情報セキュリティに関する基本的な方針を示すものとして、情報セキュリティに対する目標と、その目標を達成するために企業がとるべき行動を社内外に宣言するものです。

・対策基準

セキュリティポリシーに基づいて適切なセキュリティ対策が行われるために、関係者が遵守すべきセキュリティ活動の基準を具体的に明文化したものです。個々の情報資産のリスクへの対策と

情報資産の重要性を比較し、適切なセキュリティ対策を規定するものです。

通常は、ウイルス対策ガイドラインとかパソコン利用規程など、ガイドラインや規程の形式になります。内容は、「利用者はパスワード秘守をしなければならない」といったレベルの記述になります。

・実施基準

適切なセキュリティを維持するために、関係者が遵守すべきセキュリティ対策の実施手順を具体的に示したものです。対策基準で定めた内容に対応する実施手順を、各担当部門や職務に関して定めます。通常は手引書とかマニュアルのような形式になる。内容は「パスワードは8文字以上で、かならず特殊文字を2文字以上入れること」とか「月1回あるいはアクセス回数が100回以上になったときはパスワードを変更すること」などの記述になります。

・セキュリティ監査

情報セキュリティの分野では、どのようにセキュリティ対策を進めればよいかについては、情報セキュリティ監査制度があり、それを第三者認定するISMS適合性評価制度があります。また個人情報保護の分野での第三者認定にはプライバシーマーク制度があります。

本時の重要事項

1. 不正アクセス禁止法（不正アクセス行為の禁止等に関する法律，平成11年8月成立，平成12年2月施行）では，ネットワークを通して

許可されていない者がなりすましをしてアクセスすること

許可されている者が許可されていないアクセスをすること

そのようなアクセスができるような状態にすること

を不正アクセスと定義しています。

2. リスクの大きな分野に、個人情報の漏洩があります。個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律，平成15年5月成立，平成17年4月全面施行）の目的は次の通りです。

「この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

13. 「著作権の概要」

本時のポイント

1. そもそも著作権とは何かについて、その概要を理解します。

(1) 知的財産権

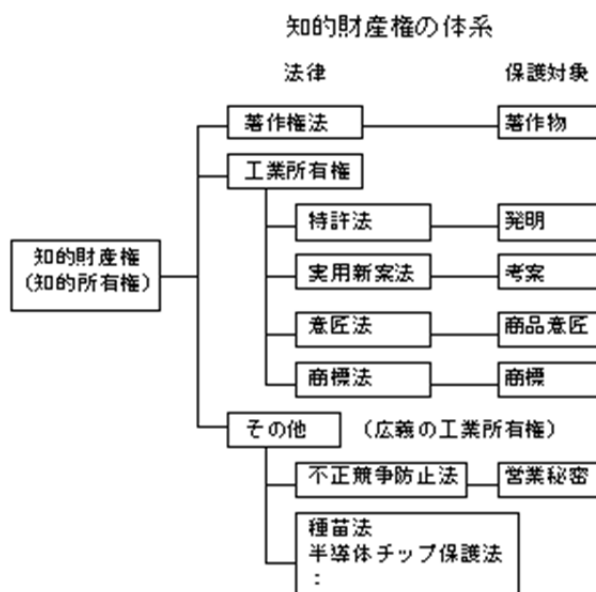
著作権は、特許権などとともに、知的財産権（知的所有権とか無形財産権ともいう）の一部です。まず、知的財産権について理解しましょう。

①知的財産権の意義

カネやモノは眼に見えますし、他人に渡せば自分はそれを失います。それに対して、創作した音楽や考案したアイデアは無形のもので、それを他人が勝手に利用しても、自分の音楽やアイデアがなくなることはありません。

知的財産権とは、発明や著作など人間による知的成果に対する権利と、商標など営業上の無形の財産を

保護する権利などを総称した概念です。



文化や産業の発展のためには、このような知的成果を広く公開して活用することが望まれますが、反面、苦勞して作成した文書や音楽、苦勞して考えた発明などを他人に勝手に利用されたのでは、最初に創作・発明した人の苦勞に応えることができません。創作・発明した人に利用に関する権利を認めることにより、これらの成果を公表し

でも、名誉や利益を確保できるようにしようという考え方が知的財産権の基本です。

②知的財産権の体系

知的財産権法という法律はなく、著作権法と工業所有権（産業財産権）関係の多くの法律からなる体系です。工業所有権関係は、狭義には、発明や工夫などを対象とする特許法と実用新案法、デザインを対象とする商標権法や意匠権法があり、広義には、営業秘密を対象にした不正競争防止法や種苗や半導体チップなどを保護する多くの法律を含んでいます。その体系を下図に示します☆。

③著作権とは？

著作権法の全文は、例えば「電子政府の総合窓口（e-Gov）」などにあります。

(<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45H0048.html>)

④著作権法の目的

著作権法第1条（目的）では、「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作物等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」としています。☆せっかく苦勞して作った文書や音楽を、他人が自分が作ったようなふりをして発表されたら迷惑ですし、時間や費用をかけて出版したのに、勝手にコピーしてばらまかれたら本が売れなくなり経済的な損害も受けます。これでは、著作をするインセンティブがありませんし、第三者に使われないように秘密にしようとしてしまうでしょう。それでは文化の発展が阻害されてしまいます。

文化の発展のためには、著作をした人の権利を保証することにより、著作をすることを支援すること、他人の著作を円滑に利用でき

るようにすることが必要です。それを法律にしたのが著作権法なのです。

第2条（定義）の1では「著作とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」としています。すなわち、著作権とは、人間の思想、感情を創作的に表現したものである著作物を保護するための権利です（第2条2以降で、実演や公衆送信についての定義がありますが、ここでは割愛します）。

著作というと学術的・芸術的に高度なものと解釈されがちですが、それを評価する基準はありませんので、著作権法では創作性（オリジナリティ）だけが判断基準です。ですから、メモ書きにしたものでも子供の描いた絵でも、その学術的芸術的価値はともかく、オリジナリティは十分にあるのですから、立派な著作物であるといえます。

なお、著作権法では「表現」だけが対象になります。ですから発明に関する論文であっても、その論文の表現だけが保護対象になり、発明内容そのものは著作権法の保護対象ではありません。発明を保護するのは特許法です。

⑤著作権の発生と消滅

著作権は、公表したか否かに関わらず、著作が行なわれた時点で自動的に権利が生じます。

著作権に関する国際条約にはベルヌ条約と万国著作権条約があります。万国著作権条約は方式主義で、©マーク（(c)でもよい）の表示（著作した人が自由に付けられる）をすることにより著作権が生じますが、ベルヌ条約は無方式主義で、著作をした時点で自動的に著作権が生じます。日本は両方の条約に加盟していますので、©マークは必要がないのです。

現在は、ほとんどの国がベルヌ条約に加盟しているので、©マークの必要はないのですが、国内の法律や慣習に違いがあるので、特に著作権を主張したいときには©マークをつけておきましょう。

著作権の有効期間は、一般的には著作権者の死後50年、法人等が著作権者の場合は公表後50年となっています。しかし、映画は公表後70年となっています。

著作権の有効期間は、次第に延長されてきました。ミッキーマウスの映画の著作権が切れる頃になると米国での著作権延長が話題になるというのですが・・・

→「ミッキーマウスの著作権はいつ切れるのか??」

http://www.geocities.jp/shun_disney7/club1.html

⑥著作権の侵害

著作権の侵害とは、著作権者（著作権を持っている人）の権利を侵害することです。他人が著作権を侵害したときには、著作権者は、侵害した人に対して掲載の取りやめや損害賠償を要求することができます。逆にいえば法的に訴えることができるのは著作権者だけで、著作権者が自分で権利を侵害されたと思わなければ問題にはなりません。だからといって、見つからなければよいというのは、見つからなければ泥棒をしてもよいというのと同じことです。

なお、場合によっては偶然の一致で他人と同じ著作をすることもあります。著作権は創作性が対象ですから、このような場合は著作権の侵害にはなりません。両者がそれぞれの著作に著作権を持つことになるります。

⑦Webページと著作権

インターネットの普及は、Webページの公開などにより、個人がマスコミのような情報発信の機会を与えました。ところが、作家・芸術家・研究者など以外の一般個人にとって、これまでは著作権は

無縁な存在でしたので、知らないうちに著作権を侵害してしまうことがあります。それで、著作権に関心を持つことが求められているのです。

著作権法では、公衆により直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うことを公衆送信といい、そのうち公衆からの求めに応じ自動的に行うものを自動公衆送信といいます。また、インターネットに接続したWebページはこれに該当します。また、Webページとして登録することは、送信可能化になり、登録したこと自体で、出版したことと同様な公開をしたこととなります。

Webページでも出版などと同様に著作権の規制がありますが、いくつかの注意事項を掲げます。

(a) 他ページからの転載

「戻る」ボタンや横線のリボンなどのちょっとした画像であっても著作物です。しかもこれらの使用は必然性がないので引用には該当しません。無断での利用は著作権侵害にあたります。

利用を許可しているページもありますが、個人利用に限るとは、商用を除くなどの制限を設けているものもあるので留意しましょう。

(b) 引用の曖昧性

引用をするにはルールがあります（後述）。それを守らないと引用だとはいえません。また、引用をする場合、必ず著作権者の許可を求めることは義務化されてはいませんが、多くの著作物では許可を得るように表示されていますし、許可を得るのがエチケットだともいえます。

(c) URLのリンク

他サイトへのリンクやURLの表示を無断で行っても著作権の侵害にはならないというのが、定説ではありませんが一般的な見解のようです。この場合でも、リンク先が他人のページであることを明示する必要があります。ある画像だけを自分のページに取り込むだけのリンクは不当だといえます。

（２）著作権法の保護対象

著作権法で保護される対象には、著作財産権と著作者人格権があります。著作財産権は他人に譲渡することができますが、著作者人格権は譲渡できません。

①著作財産権

著作財産権とは、著作者に無断で他人に著作を利用されないという権利であり、例えば図書を著述してその図書が売れたら印税が入りますが、勝手にコピーされたら印税収入が入りません。無断コピーを禁止するというように、著作による利益を保護する権利です。著作財産権の主要内容には次のものがあります。

複製権：上記のように、無断でコピーさせない権利です。

公衆送信権：無断での放送や上演などを禁止する権利です。社内のサーバに掲載することも含みます。

貸与権：著作物のコピーの貸与により公衆に提供するのを禁止する権利です。

翻訳・翻案権：勝手に他人の著作物を翻訳したり翻案したりしてはならないという権利です。

②著作者人格権

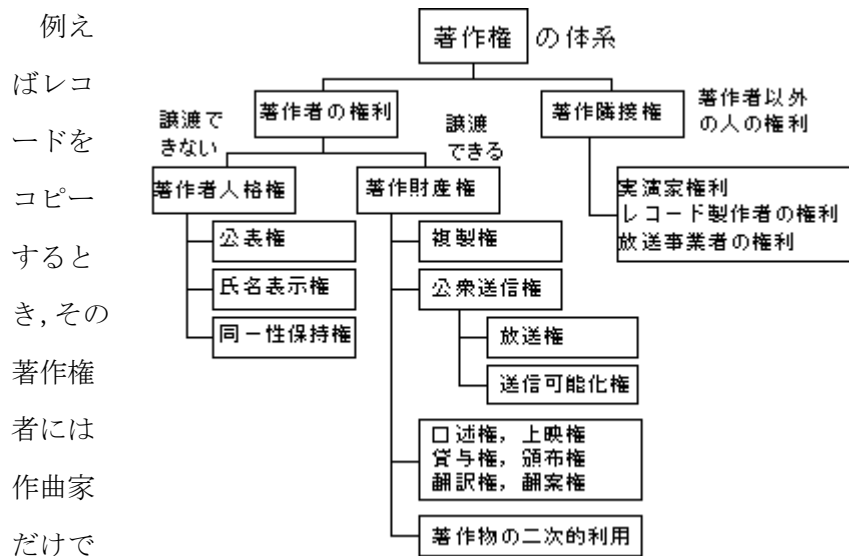
著作者の名誉を守り、不快な事態になることから保護する権利です。

公表権（第18条）：著作物を公表するかしないか、いつ、どのような方法で公表するかといった権利です。

氏名表示権（第19条）：作者の氏名を本名にするかペンネームにするか匿名にするかといった権利です。

同一性保持権（第20条）：著作物の題名や内容を勝手に変更させない権利です。

③ 著作隣接権



はなく、演奏者やレコード製作者など、その作品に関与した人たちも著作権を持ちます。そのような著作隣接者の権利を著作隣接権といいます。

（３）著作権の対象外

そもそも著作権は文化の発展に寄与するためのものですから、一定の制限のもとに他人が利用することはできます。これには複雑な条文があり解釈も定まっていないものもありますが、主なものをだけ挙げてみます。

（a）国等の著作物（第13条）

憲法その他の法令，国や地方公共団体などによる告示・訓令・通達，裁判所の判決などは，著作権法の対象になりません。

(b) 私的利用（第30条）

個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときにコピーをするのは認められます。しかし，それを配布するはいけません。

(c) 図書館等における複製（第31条）

公衆の利用に供することを目的とする図書館等では，営利を目的としない事業として，図書館資料を用いて著作物を複製することができます。

(d) 引用（第32条）

自分の著作の中の一部に他人の著作の一部を引用することは許されます。しかし，それには，引用の必然性があること，自分の著作が主で引用が従の関係があること，引用部分が明確に区分されること，出所を明示することの条件を満足しなければなりません。

(e) 学校の授業での複製（第35条，第36条）

授業に必要な資料を教員や学生がコピーして学生に配布するとか，上映して見せることは許されます☆。しかし，企業での勉強会でコピーを配布するというのはこれには含まれません。また，試験問題での利用も認められています。

(f) 障害者への支援（第33条，第37条）

障害者のための教科用拡大図書，点字による複製，専ら聴覚障害者の用に供するための放送などが認められています。

(g) その他

事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道などは著作物ではないとされています（第10条の2）。また，新聞紙又は雑誌に掲載し

て発行された政治上，経済上又は社会上の時事問題に関する論説などは，利用を禁止する旨の表示がなければ，利用できます（第39条）。公開して行なわれた政治上の演説等も利用できます（第40条）。

(h) 「著作権・プライバシー相談室」

コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）は著作権の認識普及に力をいれていますが，著作権および プライバシーについての質問をメールで受け付けています。

（3）情報システムと著作権

①プログラムの特徴と著作権法

プログラムは，コンピュータで稼働できて価値を持つのですから，一般の著作物とはやや異なる決まりがあります。

(a) 著作物の範囲

プログラム言語，規約，解法は保護対象になりません（第10条の3）。

プログラム言語とプログラムは違います。例えばC言語の命令や構文は対象にはなりませんが，それを用いて作成したプログラム（原始プログラムも実行プログラムも）は対象になります。プログラム言語の仕様書や解説書は保護対象になります。また，解法は特許になる場合もあります。

(b) 創作年月日の登録

公表の有無に関係なく，著作した段階で著作権が発生します。これはプログラムでも同じですが，プログラムではそれを証明してもらうために，創作年月日の登録を受けることができます（第76条の2）。

(c) プログラムの複製

プログラムの所有者は、バックアップ用など必要と認められる限度において複製することができます（第47条の2）。当然ながら、取得時に、不正に作成された複製だと知っていて使用することは著作権の侵害になります（第113条）。

(d) 同一性保持権

一般的には、著作者の同意を得ないで著作物の変更、切除その他の改変をするのは著作権侵害になります（第20条）が、プログラムが特定のコンピュータで利用できるようにするため、またはより効果的に利用し得るようにするために必要な改変は認められます（同条の2）。

② データベースの著作権

ここでのデータベースとは、論文、数値、図形その他の情報の集合物であり、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（第2条）であり、データベースでその情報の選択又は体系的な構成により創作性を有するものは、データベースそのものが著作物として保護されます。そして、データベースを構成する内容は、その著作者の権利になります（第12条）が、それが単なる数値だけのものは対象になりません。

③ 著作権の帰属

プログラムは作成者と利用者が異なるのが通常です。それで、誰が著作権を持つのが大きな問題になります。なお、以下の事項はプログラム本体だけでなく、その仕様書や付帯文書など全般に共通します。

(a) 職務上作成する著作物の著作権

著作物は著作をした個人に著作権がありますが、特に定めがないときは、従業員が業務上作成した著作物は、従業員ではなく会社に著作権があります。これはプログラムでも同じです（第15条）。

(b) 派遣労働者による開発での著作権

プログラムの作成を外部に依頼する形態として、派遣と請負があります。派遣とは、派遣元企業の従業員が派遣先企業にきて、派遣先企業の指示命令により作業する形態です。この場合は派遣労働者は派遣先企業の従業員と同じ取扱になるので、その著作物の著作権は派遣先企業に帰属します。

(c) 請負契約で外注したときの著作権

請負とは、受注者が発注者の要件を満たした成果物を納入する契約であり、その作業方法は受注者の裁量に任されています。システム開発を請負契約で発注したとき、その契約により受注企業の従業員が受注企業の職務として作成した仕様書やプログラムは、それらの著作権は受注企業に帰属します。

請負契約の場合では、発注者企業は作成のための費用を払ったのに、その成果物の著作権がありません。そのプログラムを第三者に提供することができません。しかも、プログラムや仕様書を発展させて作成した多くの成果物が、自由に利用できなくなるなどの不都合が生じます。

それで契約時に、

- ・ 著作権財産権は譲渡できる（第61条）ので、著作権財産権は発注者に譲渡する
- ・ 著作者人格権は譲渡することができない（第59条）が、受注者は著作者人格権を行使しない

という契約を結ぶことが必要になります。

しかし、作成したシステムでは、受注先が汎用的に持っていたものを利用した部分もあるし、あるいは受注先がさらに他の会社に外注して作らせた部分もあるなど、複雑な関係が存在します。後でトラブルが生じないように、契約時に明確にしておく必要があります。

④購入プログラム

プログラムのなかには、自社仕様による自社作成や外注作成以外に、OSやERPパッケージなど市販のプログラムが多くあります。

(a) 不正複製ソフトの禁止

取得時に、不正に作成された複製だと知っていて使用することは著作権の侵害になります（第113条）。

経済産業省では、平成7年に「ソフトウェア管理ガイドライン」

(<http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/softkanri-guide.htm>) を策定しましたが、このガイドラインは「ソフトウェアの違法複製等を防止するため、法人、団体等を対象として、ソフトウェアを使用するに当たって実行されるべき事項をとりまとめたもの」です。

(b) ライセンス契約の意味

通常、ソフトウェアを購入するということは、そのソフトウェアの利用権を得ることになります。ですから、「プログラムの特徴と著作権法」で示したバックアップ用など必要な複製や自分のコンピュータで動作するための変更はできますが、それ以外の複製は著作権侵害になります。

(c) サイトライセンスとボリュームライセンス

利用権の範囲は、個人利用の場合では、1台のコンピュータだけにインストールできるのが通常ですが、企業や団体を対象とした契約には、サイトライセンスやボリュームライセンスがあります。両者にはニュアンスの違いはありますが、厳格な区分はなく、両者を組み合わせたものもあります。

・ボリュームライセンス

大量の利用権を一括して契約することにより割引制度を適用する。ソフトウェアそのものは1セットが提供され、それを契約で定めた多数のパソコンにインストールする。

・サイトライセンス

会社などの利用場所を限定したもので、その場所のなかであれば台数や人数に制限なく使用できる。

それらを組み合わせたものとして、1台のサーバにインストールするが、その利用者の数をパソコンの数、ユーザIDの数、同時に利用できるジョブの数などで制限するものもあります。

(d) フリーソフト

フリーウェアというソフトがありますが、一般的にこの「フリー」には二つの意味があります。それにより、著作権が大きく異なりますので、該当ソフトウェアの注意事項をよく読む必要があります。

・フリー＝無料：無料で利用できる

個人で用いるのは自由ですが、著作権は作成者にあります。それを勝手に配布したり改変したりすることはできません。Adobe Readerなどがこれにあたります。

・著作権からの自由：オープンソースソフトウェア

ソースコードを公開し、再配布、改変、派生ソフトウェアの開発・公開などを認めたものです。そのなかには、販売する自由さえ含むものもあります。これらのルールを明示したものに、GNU／GPLがあります。Linuxなどがこれにあたります。

本時の重要事項

1. 知的財産権とは、発明や著作など人間による知的成果に対する権利と、商標など営業上の無形の財産を保護する権利などを総称した概念です。

2. 著作権法第1条（目的）では、「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」としています。

資料

著作権法

昭和四十五年五月六日

法律第四十八号

改正

昭和五十三年 五月 十八日 法律第四十九号

同 五十六年 五月 十九日 同 第四十五号

〔各種手数料等の改定に関する法律第四条による改正〕

同 五十八年十二月 二日 同 第七十八号

〔国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律第七十六条による改正〕

同 五十九年 五月 一日 同 第二十三号

〔各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律第五条による改正〕

同 五十九年 五月二十五日 同 第四十六号

同 六十年 六月 十四日 同 第六十二号

同 六十一年 五月二十三日 同 第六十四号

同 六十一年 五月二十三日 同 第六十五号

〔プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律附則第三項による改正〕

同 六十三年十一月 一日 同 第八十七号

平成 元 年 六月二十八日 同 第四十三号

同 三 年 五月 二日 同 第六十三号

同 四 年十二月 十六日 同 第 百 六 号

同 五 年十一月 十二日 同 第八十九号

〔行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第八十一条による改正〕

同 六 年十二月 十四日 同 第百十二号

同 七 年 五月 十二日 同 第九十一号

〔刑法の一部を改正する法律附則第八条第六号による改正〕

同 八 年十二月二十六日 同 第百十七号

同 九 年 六月 十八日 同 第八十六号

同 十 年 六月 十二日 同 第 百 一 号

〔学校教育法等の一部を改正する法律附則第三十八条による改正〕

同 十一年 五月 十四日 同 第四十三号

〔行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十一条による改正〕

同 十一年 六月二十三日 同 第七十七号

- 同 十一年十二月二十二日 同 第百六十号
〔中央省庁等改革関係法施行法第五百六十三条による改正〕
- 同 十一年十二月二十二日 同 第二百二十号
〔独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律第十五条による改正〕
- 同 十二年 五月 八日 同 第五十六号
- 同 十二年十一月二十九日 同 第百三十一号
〔著作権等管理事業法附則第八条による改正〕
- 同 十三年十二月 五日 同 第百四十号
〔独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第六条による改正〕
- 同 十四年 六月 十九日 同 第七十二号
- 同 十五年 五月 三十日 同 第六十一号
〔行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十八条による改正〕
- 同 十五年 六月 十八日 同 第八十五号
- 同 十五年 七月 二日 同 第百十九号
〔地方独立行政法人の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十五条による改正〕
- 同 十六年 六月 九日 同 第八十四号
〔行政事件訴訟法の一部を改正する法律第八条による改正〕
- 同 十六年 六月 九日 同 第九十二号
- 同 十六年 六月 十八日 同 第二百十号
〔裁判所法等の一部を改正する法律第九条による改正〕
- 同 十六年十二月 一日 同 第百四十七号
〔民法の一部を改正する法律附則第七十五条による改正〕
- 同 十七年 六月二十九日 同 第七十五号
〔不正競争防止法等の一部を改正する法律六条による改正〕
- 同 十八年 六月 二日 同 第五十号
〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律二七一条による改正〕
- 同 十八年十二月二十二日 同 第二百一十一号

目 次

第一章 総則

第一節 通則（第一条―第五条）

第二節 適用範囲（第六条―第九条の二）

第二章 著作者の権利

- 第一節 著作物（第十条－第十三条）
- 第二節 著作者（第十四条－第十六条）
- 第三節 権利の内容
 - 第一款 総則（第十七条）
 - 第二款 著作者人格権（第十八条－第二十条）
 - 第三款 著作権に含まれる権利の種類
（第二十一条－第二十八条）
 - 第四款 映画の著作物の著作権の帰属（第二十九条）
 - 第五款 著作権の制限（第三十条－第五十条）
- 第四節 保護期間（第五十一条－第五十八条）
- 第五節 著作者人格権の一身専属性等（第五十九条・第六十条）
- 第六節 著作権の譲渡及び消滅（第六十一条・第六十二条）
- 第七節 権利の行使（第六十三条－第六十六条）
- 第八節 裁定による著作物の利用（第六十七条－第七十条）
- 第九節 補償金（第七十一条－第七十四条）
- 第十節 登録（第七十五条－第七十八条の二）
- 第三章 出版権（第七十九条－第八十八条）
- 第四章 著作隣接権
 - 第一節 総則（第八十九条・第九十条）
 - 第二節 実演家の権利（第九十条の二－第九十五条の三）
 - 第三節 レコード製作者の権利（第九十六条－第九十七条の三）
 - 第四節 放送事業者の権利（第九十八条－第百条）
 - 第五節 有線放送事業者の権利（第百条の二－第百条の五）
 - 第六節 保護期間（第百一条）
 - 第七節 実演家人格権の一身専属性等
（第百一条の二・第百一条の三）
 - 第八節 権利の制限、譲渡及び行使等並びに登録
（第百二条－第百四条）
- 第五章 私的録音録画補償金（第百四条の二－第百四条の十）
- 第六章 紛争処理（第百五条－第百十一条）
- 第七章 権利侵害（第百十二条－第百十八条）
- 第八章 罰則（第百十九条－第百二十四条）
- 附則

第一章 総則

第一節 通則

(目的)

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

(昭六一法六四・一部改正)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

二 著作者 著作物を創作する者をいう。

三 実演 著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること（これらに類する行為で、著作物を演じないが芸能的な性質を有するものを含む。）をいう。

四 実演家 俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行なう者及び実演を指揮し、又は演出する者をいう。

五 レコード 蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの（音をもつばら影像とともに再生することを目的とするものを除く。）をいう。

六 レコード製作者 レコードに固定されている音を最初に固定した者をいう。

七 商業用レコード 市販の目的をもつて製作されるレコードの複製物をいう。

七の二 公衆送信 公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（電気通信設備で、その一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信（プログラムの著作物の送信を除く。）を除く。）を行うことをいう。

八 放送 公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信をいう。

九 放送事業者 放送を業として行なう者をいう。

九の二 有線放送 公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信をいう。

九の三 有線放送事業者 有線放送を業として行う者をいう。

九の四 自動公衆送信 公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの（放送又は有線放送に該当するものを除く。）をいう。

九の五 送信可能化 次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようにすることをいう。イ 公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分（以下この号において「公衆送信用記録媒体」という。）に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有す

る装置をいう。以下同じ。)の公衆送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、若しくは情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、又は当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。

ロ その公衆送信用記録媒体に情報が記録され、又は当該自動公衆送信装置に情報が入力されている自動公衆送信装置について、公衆の用に供されている電気通信回線への接続(配線、自動公衆送信装置の始動、送信用プログラムの起動その他の一連の行為により行われる場合には、当該一連の行為のうち最後のものをいう。)を行うこと。

十 映画製作者 映画の著作物の製作に発意と責任を有する者をいう。

十の二 プログラム 電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいう。

十の三 データベース 論文、数値、図形その他の情報の集合体であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

十一 二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。

十二 共同著作物 二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう。

十三 録音 音を物に固定し、又はその固定物を増製することをいう。

十四 録画 影像を連続して物に固定し、又はその固定物を増製することをいう。

十五 複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。イ 脚本その他これに類する演劇用の著作物 当該著作物の上演、放送又は有線放送を録音し、又は録画すること。

ロ 建築の著作物 建築に関する図面に従つて建築物を完成すること。

十六 上演 演奏(歌唱を含む。以下同じ。)以外の方法により著作物を演ずることをいう。

十七 上映 著作物(公衆送信されるものを除く。)を映写幕その他の物に映写することをいい、これに伴つて映画の著作物において固定されている音を再生することを含むものとする。

十八 口述 朗読その他の方法により著作物を口頭で伝達すること(実演に該当するものを除く。)をいう。

十九 頒布 有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することをいい、映画の著作物又は映画の著作物において複製されている著作物にあつては、これらの著作物を公衆に提示することを目的として当該映画の著作物の複製物を譲渡し、又は貸与することを含むものとする。

二十 技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法(次号において「電磁的方法」という。)により、第十七条第一項に規定する著作人格権若しくは著作権又は第八十九条第一項に規定する実演家人格権若しくは同条第六項に規定する著作隣接権(以下この号において「著作権等」という。)を侵害する行為の防止又は抑止(著作権等を侵害する行為の結果に著し

い障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。)をする手段(著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。)であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送(次号において「著作物等」という。)の利用(著作者又は実演家の同意を得ないで行つたとしたならば著作者人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。)に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、又は送信する方式によるものをいう。

二十一 権利管理情報 第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権又は第八十九条第一項から第四項までの権利(以下この号において「著作権等」という。)に関する情報であつて、イからハまでのいずれかに該当するもののうち、電磁的方法により著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録され、又は送信されるもの(著作物等の利用状況の把握、著作物等の利用の許諾に係る事務処理その他の著作物等の管理(電子計算機によるものに限る。)に用いられていないものを除く。)をいう。イ 著作物等、著作権等を有する者その他政令で定める事項を特定する情報

ロ 著作物等の利用を許諾する場合の利用方法及び条件に関する情報

ハ 他の情報と照合することによりイ又はロに掲げる事項を特定することができることとなる情報

二十二 国内 この法律の施行地をいう。

二十三 国外 この法律の施行地外の地域をいう。

2 この法律にいう「美術の著作物」には、美術工芸品を含むものとする。

3 この法律にいう「映画の著作物」には、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むものとする。

4 この法律にいう「写真の著作物」には、写真の製作方法に類似する方法を用いて表現される著作物を含むものとする。

5 この法律にいう「公衆」には、特定かつ多数の者を含むものとする。

6 この法律にいう「法人」には、法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含むものとする。

7 この法律において、「上演」、「演奏」又は「口述」には、著作物の上演、演奏又は口述で録音され、又は録画されたものを再生すること(公衆送信又は上映に該当するものを除く。)及び著作物の上演、演奏又は口述を電気通信設備を用いて伝達すること(公衆送信に該当するものを除く。)を含むものとする。

8 この法律にいう「貸与」には、いずれの名義又は方法をもつてするかを問わず、これと同様の使用の権原を取得させる行為を含むものとする。

9 この法律において、第一項第七号の二、第八号、第九号の二、第九号の四、第九号の五若しくは第十三号から第十九号まで又は前二項に掲げる用語については、それぞれこれらを動詞の語幹として用いる場合を含むものとする。

(昭五九法四六・8項追加9項一部改正、昭六〇法六二・1項十号の二追加、昭六一法六四・1項九号の二、九号の三、十号の三、追加1項十五号十七号7項9項一部改正、平九法八六・1項七号の二、九号の四、九号の五追加1項八号全改1項十七号削除1項九号の二7項9項一部改正、平十一法七七・1項十七号一部改正1項二十号二十一号追加第7項一部改正、平十四法七二・1項二十号一部改正、平十六法九二・1項二十三号追加、平十八法一二一・1項七の二号一部改正)

(著作物の発行)

第三条 著作物は、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、第二十一条に規定する権利を有する者又はその許諾（第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。第四条の二及び第六十三条を除き、以下この章及び次章において同じ。）を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者によつて作成され、頒布された場合（第二十六条、第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利を有する者の権利を害しない場合に限る。）において、発行されたものとする。

2 二次的著作物である翻訳物の前項に規定する部数の複製物が第二十八条の規定により第二十一条に規定する権利と同一の権利を有する者又はその許諾を得た者によつて作成され、頒布された場合（第二十八条の規定により第二十六条、第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利と同一の権利を有する者の権利を害しない場合に限る。）には、その原著作物は、発行されたものとみなす。

3 著作物がこの法律による保護を受けるとしたならば前二項の権利を有すべき者又はその者からその著作物の利用の承諾を得た者は、それぞれ前二項の権利を有する者又はその許諾を得た者とみなして、前二項の規定を適用する。

(昭五九法四六・1項2項一部改正、平十一法七七・1項2項一部改正、平十四法七二・1項一部改正)

(著作物の公表)

第四条 著作物は、発行され、又は第二十二条から第二十五条までに規定する権利を有する者若しくはその許諾を得た者によつて上演、演奏、上映、公衆送信、口述、若しくは展示の方法で公衆に提示された場合（建築の著作物にあつては、第二十一条に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者によつて建設された場合を含む。）において、公表されたものとする。

2 著作物は、第二十三条第一項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者によつて送信可能化された場合には、公表されたものとみなす。

3 二次的著作物である翻訳物が、第二十八条の規定により第二十二条から第二十四条までに規定する権利と同一の権利を有する者若しくはその許諾を得た者によつて上演、演奏、上映、公衆送信若しくは口述の方法で公衆に提示され、又は第二十八条の規定により第二十三条第一項に規定する権利と同一の権利を有する者若しくはその許諾を得た者によつて送信可能化された場合には、その原著作物は、公表されたものとみなす。

4 美術の著作物又は写真の著作物は、第四十五条第一項に規定する者によつて同項の展示が行われた場合には、公表されたものとみなす。

5 著作物がこの法律による保護を受けるとしたならば第一項から第三項までの権利を有すべき者又はその者からその著作物の利用の承諾を得た者は、それぞれ第一項から第三項までの権利を有する者又はその承諾を得た者とみなして、これらの規定を適用する。

(昭六一法六四・1項2項5項一部改正4項追加、平九法八六・4項削除2項追加1項3項5項一部改正、平十一法七七・1項3項一部改正)

(レコードの発行)

第四条の二 レコードは、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、第九十六条に規定する権利を有する者又はその承諾（第百三条において準用する第六十三条第一項の規定による利用の承諾をいう。第四章第二節及び第三節において同じ。）を得た者によつて作成され、頒布された場合（第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項に規定する権利を有する者の権利を害しない場合に限る。）において、発行されたものとする。

(平十四法七二・追加)

(条約の効力)

第五条 著作者の権利及びこれに隣接する権利に関し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

(平元法四三・一部改正)

第二節 適用範囲

(保護を受ける著作物)

第六条 著作物は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 日本国民（わが国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）の著作物

二 最初に国内において発行された著作物（最初に国外において発行されたが、その発行の日から三十日以内に国内において発行されたものを含む。）

三 前二号に掲げるもののほか、条約によりわが国が保護の義務を負う著作物

(平十六法九十二・二号一部改正)

(保護を受ける実演)

第七条 実演は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 国内において行なわれる実演

二 次条第一号又は第二号に掲げるレコードに固定された実演

三 第九条第一号又は第二号に掲げる放送において送信される実演（実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。）

四 第九条の二各号に掲げる有線放送において送信される実演（実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。）

五 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる実演 イ 実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（以下「実演家等保護条約」という。）の締約国において行われる実演

ロ 次条第三号に掲げるレコードに固定された実演

ハ 第九条第三号に掲げる放送において送信される実演（実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。）

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる実演 イ 実演及びレコードに関する世界知的著作権機関条約（以下「実演・レコード条約」という。）の締約国において行われる実演

ロ 次条第四号に掲げるレコードに固定された実演

七 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げるレコード イ 世界貿易機関の加盟国において行われる実演

ロ 次条第五号に掲げるレコードに固定された実演

ハ 第九条第四号に掲げる放送において送信される実演（実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。）

（昭五三法四九・二号一部改正、昭六一法六四・四号追加、平元法四三・三号一部改正五号追加、平六法一一二・六号追加、平十四法七二・六号追加七号一部改正）

（保護を受けるレコード）

第八条 レコードは、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 日本国民をレコード製作者とするレコード

二 レコードでこれに固定されている音が最初に国内において固定されたもの

三 前二号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げるレコード イ 実演家等保護条約の締約国の国民（当該締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）をレコード製作者とするレコード

ロ レコードでこれに固定されている音が最初に実演家等保護条約の締約国において固定されたもの

四 前三号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げるレコード イ 実演・レコード条約の締約国の国民（当該締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）をレコード製作者とするレコード

ロ レコードでこれに固定されている音が最初に実演・レコード条約の締約国において固定されたもの

五 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げるレコード イ 世界貿易機関の加盟国の国民（当該加盟国の法令に基づいて設立された法人及び当該加盟国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）をレコード製作者とするレコード
ロ レコードでこれに固定されている音が最初に世界貿易機関の加盟国において固定されたもの

六 前各号に掲げるもののほか、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（第二百一十一条の二第二号において「レコード保護条約」という。）により我が国が保護の義務を負うレコード

（昭五三法四九・三号追加、平元法四三・四号一部改正三号追加、平三法六三・四号追加、平六法一一二・四号追加五号一部改正、平十四法七二・四号追加五号一部改正）

（保護を受ける放送）

第九条 放送は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 日本国民である放送事業者の放送

二 国内にある放送設備から行なわれる放送

三 前二号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる放送 イ 実演家等保護条約の締約国の国民である放送事業者の放送

ロ 実演家等保護条約の締約国にある放送設備から行われる放送

四 前三号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる放送 イ 世界貿易機関の加盟国の国民である放送事業者の放送

ロ 世界貿易機関の加盟国にある放送設備から行われる放送

（平元法四三・三号追加、平六法一一二・四号追加）

（保護を受ける有線放送）

第九条の二 有線放送は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 日本国民である有線放送事業者の有線放送（放送を受信して行うものを除く。次号において同じ。）

二 国内にある有線放送設備から行われる有線放送

（昭六一法六四・追加）

第二章 著作者の権利

第一節 著作物

(著作物の例示)

第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物

2 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。

3 第一項第九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用いるプログラム言語、規約及び解法に及ばない。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 プログラム言語 プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をいう。
- 二 規約 特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特別の約束をいう。
- 三 解法 プログラムにおける電子計算機に対する指令の組合せの方法をいう。

(昭六〇法六二・1項九号3項追加)

(二次的著作物)

第十一条 二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著作物の作者の権利に影響を及ぼさない。

(編集著作物)

第十二条 編集物（データベースに該当するものを除く。以下同じ。）でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

2 前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の作者の権利に影響を及ぼさない。

(昭六一法六四・1項一部改正)

(データベースの著作物)

第十二条の二 データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

2 前項の規定は、同項のデータベースの部分を構成する著作物の作者の権利に影響を及ぼさない。

(昭六一法六四・追加)

(権利の目的とならない著作物)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。

一 憲法その他の法令

二 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人（独立行政法人通則法＜平成十一年法律第百三号＞第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの

三 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの

四 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの

(平十一法二二〇・二号四号一部改正、平十五法一一九・二号四号一部改正)

第二節 著作者

(著作者の推定)

第十四条 著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称（以下「実名」という。）又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの（以下「変名」という。）として周知のものが著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。

(職務上作成する著作物の著作者)

第十五条 法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時に於ける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時に於ける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

(昭六〇法六二・見出し1項一部改正2項追加)

(映画の著作物の著作者)

第十六条 映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第三節 権利の内容

第一款 総則

（著作者の権利）

第十七条 著作者は、次条第一項、第十九条第一項及び第二十条第一項に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利（以下「著作権」という。）を享有する。

2 著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。

第二款 著作者人格権

（公表権）

第十八条 著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても、同様とする。

2 著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものと推定する。

一 その著作物でまだ公表されていないものの著作権を譲渡した場合 当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、又は提示すること。

二 その美術の著作物又は写真の著作物でまだ公表されていないものの原作品を譲渡した場合 これらの著作物をその原作品による展示の方法で公衆に提示すること。

三 第二十九条の規定によりその映画の著作物の著作権が映画製作者に帰属した場合 当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、又は提示すること。

3 著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものとみなす。

一 その著作物でまだ公表されていないものを行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）に提供した場合（行政機関情報公開法第九条第一項の規定による開示の旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。） 行政機関情報公開法の規定により行政機関の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

二 その著作物でまだ公表されていないものを独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）に提供した場合（独立行政法人等情報公開法第九条第一項の規定による開示の旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。） 独立行政法人等情報公開法の規定により当該独立行政法人等が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

三 その著作物でまだ公表されていないものを地方公共団体又は地方独立行政法人に提供した場合（開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。） 情報公開条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下同じ。）の規定により当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 行政機関情報公開法第五条の規定により行政機関の長が同条第一号ロ若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき、又は行政機関情報公開法第七条の規定により行政機関の長が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

二 独立行政法人等情報公開法第五条の規定により独立行政法人等が同条第一号ロ若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき、又は独立行政法人等情報公開法第七条の規定により独立行政法人等が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

三 情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第二項及び第三項に相当する規定を設けているものに限る。第五号において同じ。）の規定により地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が著作物でまだ公表されていないもの（行政機関情報公開法第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に相当する情報が記録されているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示するとき。

四 情報公開条例の規定により地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が著作物でまだ公表されていないもの（行政機関情報公開法第五条第一号ハに規定する情報に相当する情報が記録されているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示するとき。

五 情報公開条例の規定で行政機関情報公開法第七条の規定に相当するものにより地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示するとき。

（平十一法四三・1項一部改正3項・4項追加、平成十三法一四〇・3項一号一部改正二号追加4項一号一部改正二号追加三号四号五号一部改正、平十五法一一九・3項三号4項三号四号五号一部改正）

（氏名表示権）

第十九条 著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著物の著作者名の表示についても、同様とする。

2 著作物を利用する者は、その著作者の別段の意思表示がない限り、その著作物につきすでに著作者が表示しているところに従って著作者名を表示することができる。

3 著作者名の表示は、著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるときは、公正な慣行に反しない限り、省略することができる。

4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物につき既にその著作者が表示しているところに従つて著作者名を表示するとき。

二 行政機関情報公開法第六条第二項の規定、独立行政法人等情報公開法第六条第二項の規定又は情報公開条例の規定で行政機関情報公開法第六条第二項の規定に相当するものにより行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物の著作者名の表示を省略することとなるとき。

(平十一法四三・四項追加、平十三法百四〇・四項一号二号一部改正、平十五法一一九・四項一号二号一部改正)

(同一性保持権)

第二十条 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

一 第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの

二 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変

三 特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得るようになるため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に利用し得るようになるために必要な改変

四 前三号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変

(昭六〇法六二・二項三号追加四号一部改正、平十五法八五・二項一号一部改正)

第三款 著作権に含まれる権利の種類

(複製権)

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

(上演権及び演奏権)

第二十二条 著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として(以下「公に」という。)上演し、又は演奏する権利を専有する。

(上映権)

第二十二条の二 著作者は、その著作物を公に上映する権利を専有する。

(平十一法七七・追加)

(公衆送信権等)

第二十三条 著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

2 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

(昭六一法六四・見出し1項2項一部改正、平九法八六・見出し全改1項2項一部改正)

(口述権)

第二十四条 著作者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有する。

(展示権)

第二十五条 著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。

(頒布権)

第二十六条 著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。

2 著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。

(平十一法七七・見出し1項2項一部改正)

(譲渡権)

第二十六条の二 著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。以下この条において同じ。）をその原作品又は複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。）の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

2 前項の規定は、著作物の原作品又は複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。

一 前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物

二 第六十七条第一項若しくは第六十九条の規定による裁定又は万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第一項の規定による許可を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物

三 前項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡された著作物の原作品又は複製物

四 国外において、前項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された著作物の原作品又は複製物

(平十一法七七・追加、平十六法九二・2項四号一部改正)

(貸与権)

第二十六条の三 著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

(昭五九法四六・追加、平十一法七七・旧第二十六条の二繰下)

(翻訳権、翻案権等)

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)

第二十八条 二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

第四款 映画の著作物の著作権の帰属

第二十九条 映画の著作物（第十五条第一項、次項又は第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。

2 専ら放送事業者が放送のための技術的手段として製作する映画の著作物（第十五条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該放送事業者に帰属する。

一 その著作物を放送する権利及び放送されるその著作物について、有線放送し、自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行い、又は受信装置を用いて公に伝達する権利

二 その著作物を複製し、又はその複製物により放送事業者に頒布する権利

3 専ら有線放送事業者が有線放送のための技術的手段として製作する映画の著作物（第十五条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該有線放送事業者に帰属する。

一 その著作物を有線放送する権利及び有線放送されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利

二 その著作物を複製し、又はその複製物により有線放送事業者に頒布する権利

(昭六〇法六二・各項一部改正、昭六一法六四・一 項一部改正 3 項追加、平十八法一二一・2 項一部改正)

第五款 著作権の制限

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつてゐる著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製する場合

二 技術的保護手段の回避（技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。）を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第二百十条の二第一号及び第二号において同じ。）により可能となり、又はその結果に障害が生じなくなった複製を、その事実を知りながら行う場合

2 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器（放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。）であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

(昭五九法四六・一部改正、平四法一〇六・1 項一部改正 2 項追加、平十一法七七・1 項柱書一部改正一 号二号追加)

(図書館等における複製)

第三十一条 図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合

二 図書館資料の保存のため必要がある場合

三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

(引用)

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

(平十一法二二〇・二項一部改正、平十五法一一九・二項一部改正)

(教科用図書等への掲載)

第三十三条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書（小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。次条において同じ。）に掲載することができる。

2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が毎年定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

4 前三項の規定は、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信教育用学習図書及び第一項の教科用図書に係る教師用指導書（当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。）への著作物の掲載について準用する。

(平十法一〇一・一項四項一部改正、平十一法一六〇・一項一部改正、平十五法八五・一項一部改正)

(教科用拡大図書等の作成のための複製)

第三十三条の二 教科用図書に掲載された著作物は、弱視の児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等を拡大して複製することができる。

2 前項の規定により文字、図形等を拡大して複製する教科用の図書（当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書」という。）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的とし

て当該教科用拡大図書を頒布する場合にあつては、前条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が毎年定める額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

(平十五法八五・追加)

(学校教育番組の放送等)

第三十四条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠した学校向けの放送番組又は有線放送番組において放送し、若しくは有線放送し、又は当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条の二第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十四条第三項第三号に規定する放送区域をいう。以下同じ。）において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行い、及び当該放送番組用又は有線放送番組用の教材に掲載することができる。

2 前項の規定により著作物を利用する者は、その旨を著作者に通知するとともに、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

(昭六一法六四・見出し1項一部改正、平十八法一二一・1項一部改正)

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

(平十五法八五・見出し1項一部改正2項追加)

(試験問題としての複製等)

第三十六条 公表された著作物については、入学試験その他の人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 営利を目的として前項の複製又は公衆送信を行う者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

（平十五法八五・見出し1項2項一部改正）

（点字による複製等）

第三十七条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。）を行うことができる。

3 点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては、公表された著作物について、専ら視覚障害者向けの貸出しの用若しくは自動公衆送信（送信可能化を含む。以下この項において同じ。）の用に供するために録音し、又は専ら視覚障害者の用に供するために、その録音物を用いて自動公衆送信を行うことができる。

（平十二法五六・1項一部改正2項追加3項一部改正、平十八法一二一・3項一部改正）

（聴覚障害者のための自動公衆送信）

第三十七条の二 聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者で政令で定めるものは、放送され、又は有線放送される著作物（放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。以下この条において同じ。）について、専ら聴覚障害者の用に供するために、当該放送され、又は有線放送される著作物に係る音声を文字にしてする自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。

（平十二法五六・追加、平十八法一二一・一部改正）

（営利を目的としない上演等）

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

- 2 放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、有線放送し、又は専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。
- 3 放送され、又は有線放送される著作物（放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。）は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家計用受信装置を用いてする場合も、同様とする。
- 4 公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。
- 5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設（営利を目的として設置されているものを除く。）で政令で定めるものは、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第二十六条に規定する権利を有する者（第二十八条の規定により第二十六条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。）に相当な額の補償金を支払わなければならない。

（昭五九法四六・1項一部改正4項5項追加、昭六一法六四・1項一部改正2項追加、平十一法七七・1項一部改正、平十八法一二一・2項3項一部改正）

（時事問題に関する論説の転載等）

第三十九条 新聞紙又は雑誌に掲載して発行された政治上、経済上又は社会上の時事問題に関する論説（学術的な性質を有するものを除く。）は、他の新聞紙若しくは雑誌に転載し、又は放送し、若しくは有線放送し、若しくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。ただし、これらの利用を禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定により放送され、若しくは有線放送され、又は自動公衆送信される論説は、受信装置を用いて公に伝達することができる。

（平十八法一二一・1項2項一部改正）

（政治上の演説等の利用）

第四十条 公開して行われた政治上の演説又は陳述及び裁判手続（行政庁の行う審判その他裁判に準ずる手続を含む。第四十二条第一項において同じ。）における公開の陳述は、同一の著作者のものを編集して利用する場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人において行われた公開の演説又は陳述は、前項の規定によるものを除き、報道の目的上正当と認められる場合には、新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は放送し、若しくは有線放送し、若しくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。

3 前項の規定により放送され、若しくは有線放送され、又は自動公衆送信される演説又は陳述は、受信装置を用いて公に伝達することができる。

（平十一法二二〇・2項一部改正、平十五法一一九・2項一部改正、平十八法一二一・1項2項3項一部改正）

（時事の事件の報道のための利用）

第四十一条 写真、映画、放送その他の方法によつて時事の事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴つて利用することができる。

（裁判手続等における複製）

第四十二条 著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 次に掲げる手続のために必要と認められる場合についても、前項と同様とする。

一 行政庁の行う特許、意匠若しくは商標に関する審査、実用新案に関する技術的な評価又は国際出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第二条に規定する国際出願をいう。）に関する国際調査若しくは国際予備審査に関する手続

二 行政庁若しくは独立行政法人の行う薬事（医療機器（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する医療機器をいう。）に関する事項を含む。以下この号において同じ。）に関する審査若しくは調査又は行政庁若しくは独立行政法人に対する薬事に関する報告に関する手続

（平十八法一二一・2項追加）

（行政機関情報公開法等による開示のための利用）

第四十二条の二 行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人は、行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、それぞれ行政機関情報公開法第十四条第一項（同項の規定に基づく政令の規定を含む。）に規定する方法、独立行政法人等情報公開法第十五条第一項に規定する方法（同

項の規定に基づき当該独立行政法人等が定める方法（行政機関情報公開法第十四条第一項の規定に基づく政令で定める方法以外のものを除く。）を含む。）又は情報公開条例で定める方法（行政機関情報公開法第十四条第一項（同項の規定に基づく政令の規定を含む。）に規定する方法以外のものを除く。）により開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

（平十一法四三・追加、平十三法一四〇・見出し本文一部改正、平十五法一一九・一部改正）

（翻訳、翻案等による利用）

第四十三条 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該各号に掲げる方法により、当該著作物を当該各号に掲げる規定に従つて利用することができる。

一 第三十条第一項、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項又は第三十五条 翻訳、編曲、変形又は翻案

二 第三十一条第一号、第三十二条、第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条又は第四十二条 翻訳

三 第三十七条の二 翻案（要約に限る。）

（平四法一〇六・一号一部改正、平十一法四三・二号一部改正、平十二法五六・三号追加、平十五法八五・一号一部改正）

（放送事業者等による一時的固定）

第四十四条 放送事業者は、第二十三条第一項に規定する権利を害することなく放送することができる著作物を、自己の放送のために、自己の手段又は当該著作物を同じく放送することができる他の放送事業者の手段により、一時的に録音し、又は録画することができる。

2 有線放送事業者は、第二十三条第一項に規定する権利を害することなく有線放送することができる著作物を、自己の有線放送（放送を受信して行うものを除く。）のために、自己の手段により、一時的に録音し、又は録画することができる。

3 前二項の規定により作成された録音物又は録画物は、録音又は録画の後六月（その期間内に当該録音物又は録画物を用いてする放送又は有線放送があつたときは、その放送又は有線放送の後六月）を超えて保存することができない。ただし、政令で定めるところにより公的な記録保存所において保存する場合は、この限りでない。

（昭六一法六四・見出し2項一部改正2項追加）

（美術の著作物等の原作品の所有者による展示）

第四十五条 美術の著作物若しくは写真の著作物の原作品の所有者又はその同意を得た者は、これらの著作物をその原作品により公に展示することができる。

2 前項の規定は、美術の著作物の原作品を街路、公園その他一般公衆に開放されている屋外の場所又は建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置する場合には、適用しない。

（公開の美術の著作物等の利用）

第四十六条 美術の著作物でその原作品が前条第二項に規定する屋外の場所に恒常的に設置されているもの又は建築の著作物は、次に掲げる場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

- 一 彫刻を増製し、又はその増製物の譲渡により公衆に提供する場合
- 二 建築の著作物を建築により複製し、又はその複製物の譲渡により公衆に提供する場合
- 三 前条第二項に規定する屋外の場所に恒常的に設置するために複製する場合
- 四 専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する場合

（平十一法七七・一号二号四号一部改正）

（美術の著作物等の展示に伴う複製）

第四十七条 美術の著作物又は写真の著作物の原作品により、第二十五条に規定する権利を害することなく、これらの著作物を公に展示する者は、観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする小冊子にこれらの著作物を掲載することができる。

（プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等）

第四十七条の二 プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案（これにより創作した二次的著作物の複製を含む。）をすることができる。ただし、当該利用に係る複製物の使用につき、第百十三条第二項の規定が適用される場合は、この限りでない。

2 前項の複製物の所有者が当該複製物（同項の規定により作成された複製物を含む。）のいずれかについて滅失以外の事由により所有権を有しなくなつた後には、その者は、当該著作権者の別段の意思表示がない限り、その他の複製物を保存してはならない。

（昭六〇法六二・追加）

（保守、修理等のための一時的複製）

第四十七条の三 記録媒体内蔵複製機器（複製の機能を有する機器であつて、その複製を機器に内蔵する記録媒体（以下この条において「内蔵記録媒体」という。）に記録して行うものをいう。次項において同じ。）の保守又は修理を行う場合には、その内蔵記録媒体に記録されている著作物は、必要と認められる限度において、当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該保守又は修理の後に、当該内蔵記録媒体に記録することができる。

2 記録媒体内蔵複製機器に製造上の欠陥又は販売に至るまでの過程において生じた故障があるためこれを同種の機器と交換する場合には、その内蔵記録媒体に記録されている著作物は、必要と認められる限度

において、当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該同種の機器の内蔵記録媒体に記録することができる。

3 前二項の規定により内蔵記録媒体以外の記録媒体に著作物を記録した者は、これらの規定による保守若しくは修理又は交換の後には、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物を保存してはならない。

(平十八法一二一・追加)

(複製権の制限により作成された複製物の譲渡)

第四十七条の四 第三十一条第一号、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条又は第四十七条の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物（第三十一条第一号、第三十五条第一項、第三十六条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。）を除く。）の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第三十一条第一号、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第四十一条、第四十二条又は第四十二条の二の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（第三十一条第一号、第三十五条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。）を、第三十一条第一号、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第四十一条、第四十二条又は第四十二条の二に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

(平十一法七七・追加、平十二法五六・一部改正、平十五法八五・一部改正、平十八法一二一・旧第四十七条の三繰下)

(出所の明示)

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一 第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十七条第一項、第四十二条又は第四十七条の規定により著作物を複製する場合

二 第三十四条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第三十九条第一項又は第四十条第一項若しくは第二項の規定により著作物を利用する場合

三 第三十二条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は第三十五条、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第四十一条若しくは第四十六条の規定により著作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるとき。

2 前項の出所の明示に当たっては、これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならない。

3 第四十三条の規定により著作物を翻訳し、編曲し、変形し、又は翻案して利用する場合には、前二項の規定の例により、その著作物の出所を明示しなければならない。

(昭六〇法六二・1項一号一部改正、平十二法五六・1項一号二号一部改正、平十五法八五・1項一号一部改正、平十五法八五・1項一号一部改正、平十八法一二一・1項一号二号一部改正)

(複製物の目的外使用等)

第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみなす。

一 第三十条第一項、第三十一条第一号、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第四十一条から第四十二条の二まで又は第四十四条第一項若しくは第二項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者

二 第四十四条第三項の規定に違反して同項の録音物又は録画物を保存した放送事業者又は有線放送事業者

三 第四十七条の二第一項の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第二号の複製物に該当するものを除く。)若しくは第四十七条の三第一項若しくは第二項の規定の適用を受けて同条第一項若しくは第二項に規定する内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録された著作物の複製物を頒布し、又はこれらの当該複製物によつてこれらの当該著作物を公衆に提示した者

四 第四十七条の二第二項又は第四十七条の三第三項の規定に違反してこれらの規定の複製物(次項第二号の複製物に該当するものを除く。)を保存した者

2 次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著物につき第二十七条の翻訳、編曲、変形又は翻案を行つたものとみなす。

一 第三十条第一項、第三十一条第一号、第三十五条、第三十七条第三項、第四十一条又は第四十二条に定める目的以外の目的のために、第四十三条の規定の適用を受けて同条第一号若しくは第二号に掲げるこれらの規定に従い作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物を公衆に提示した者

二 第四十七条の二第一項の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物を公衆に提示した者

三 第四十七条の二第二項の規定に違反して前号の複製物を保存した者

(昭六〇法六二・1項柱書一部改正三三号四号追加2項全改、昭六一法六四・1項一号二号一部改正、平四法一〇六・1項一号2項一号一部改正、平十一法四三・1項一号一部改正、平十二法五六・1項一号2項一号一部改正、平十五法八五・1項一号一部改正、平十八法一二一・1項三号四号一部改正)

(著作者人格権との関係)

第五十条 この款の規定は、著作者人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

第四節 保護期間

（保護期間の原則）

第五十一条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。

2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。）五十年を経過するまでの間、存続する。

（無名又は変名の著作物の保護期間）

第五十二条 無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年を経過するまでの間、存続する。ただし、その存続期間の満了前にその著作者の死後五十年を経過していると認められる無名又は変名の著作物の著作権は、その著作者の死後五十年を経過したと認められる時において、消滅したものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 変名の著作物における著作者の変名がその者のものとして周知のものであるとき。

二 前項の期間内に第七十五条第一項の実名の登録があつたとき。

三 著作者が前項の期間内にその実名又は周知の変名を著作者名として表示してその著作物を公表したとき。

（団体名義の著作物の保護期間）

第五十三条 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年（その著作物とその創作後五十年以内に公表されなかつたときは、その創作後五十年）を経過するまでの間、存続する。

2 前項の規定は、法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作者である個人が同項の期間内にその実名又は周知の変名を著作者名として表示してその著作物を公表したときは、適用しない。

3 第十五条第二項の規定により法人その他の団体が著作者である著作物の著作権の存続期間に関しては、第一項の著作物に該当する著作物以外の著作物についても、当該団体が著作の名義を有するものとみなして同項の規定を適用する。

（昭六〇法六二・3項追加）

（映画の著作物の保護期間）

第五十四条 映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年（その著作物とその創作後七十年以内に公表されなかつたときは、その創作後七十年）を経過するまでの間、存続する。

2 映画の著作物の著作権がその存続期間の満了により消滅したときは、当該映画の著作物の利用に関するその原著作物の著作権は、当該映画の著作物の著作権とともに消滅したものとする。

3 前二条の規定は、映画の著作物の著作権については、適用しない。

(平十五法八五・1項一部改正)

第五十五条 削除

(平八法一一七・全改)

(継続的刊行物等の公表の時)

第五十六条 第五十二条第一項、第五十三条第一項及び第五十四条第一項の公表の時は、冊、号又は回を追って公表する著作物については、毎冊、毎号又は毎回の公表の時によるものとし、一部分ずつを逐次公表して完成する著作物については、最終部分の公表の時によるものとする。

2 一部分ずつを逐次公表して完成する著作物については、継続すべき部分が直近の公表の時から三年を経過しても公表されないときは、すでに公表されたもののうちの最終の部分をもつて前項の最終部分とみなす。

(平八法一一七・1項一部改正)

(保護期間の計算方法)

第五十七条 第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十三条第一項又は第五十四条第一項の場合において、著作者の死後五十年、著作物の公表後五十年若しくは創作後五十年又は著作物の公表後七十年若しくは創作後七十年の期間の終期を計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算する。

(平八法一一七・一部改正、平十五法八五・一部改正)

(保護期間の特例)

第五十八条 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約により創設された国際同盟の加盟国、著作権に関する世界知的所有権機関条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国である外国をそれぞれ文学的及び美術的著作権の保護に関するベルヌ条約、著作権に関する世界知的所有権機関条約又は世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の規定に基づいて本国とする著作物(第六条第一号に該当するものを除く。)で、その本国において定められる著作権の存続期間が第五十一条から第五十四条までに定める著作権の存続期間より短いものについては、その本国において定められる著作権の存続期間による。

(平六法一一二・一部改正、平八法一一七・一部改正、平十二法五六・一部改正)

第五節 著作者人格権の一身専属性等

(著作者人格権の一身専属性)

第五十九条 著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。

(著作者が存しなくなつた後における人格的利益の保護)

第六十条 著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなつた後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。

第六節 著作権の譲渡及び消滅

(著作権の譲渡)

第六十一条 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。

2 著作権を譲渡する契約において、第二十七条又は第二十八条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。

(相続人の不存在の場合等における著作権の消滅)

第六十二条 著作権は、次に掲げる場合には、消滅する。

一 著作権者が死亡した場合において、その著作権が民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百五十九条（残余財産の国庫への帰属）の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

二 著作権者である法人が解散した場合において、その著作権が民法第七十二条第三項（残余財産の国庫への帰属）その他これに準ずる法律の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

2 第五十四条第二項の規定は、映画の著作物の著作権が前項の規定により消滅した場合について準用する。

(平十六法一四七・1項一号二号一部改正)

第七節 権利の行使

(著作物の利用の許諾)

第六十三条 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

3 第一項の許諾に係る著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。

4 著作物の放送又は有線放送についての第一項の許諾は、契約に別段の定めがない限り、当該著作物の録音又は録画の許諾を含まないものとする。

5 著作物の送信可能化について第一項の許諾を得た者が、その許諾に係る利用方法及び条件（送信可能化の回数又は送信可能化に用いる自動公衆送信装置に係るものを除く。）の範囲内において反復して又は他

の自動公衆送信装置を用いて行う当該著作物の送信可能化については、第二十三条第一項の規定は、適用しない。

(昭六一法六四・4項一部改正、平九法八六・5項追加)

(共同著作物の著作者人格権の行使)

第六十四条 共同著作物の著作者人格権は、著作者全員の合意によらなければ、行使することができない。

- 2 共同著作物の各著作者は、信義に反して前項の合意の成立を妨げることができない。
- 3 共同著作物の著作者は、そのうちからその著作者人格権を代表して行使する者を定めることができる。
- 4 前項の権利を代表して行使する者の代表権に加えられた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(共有著作権の行使)

第六十五条 共同著作物の著作権その他共有に係る著作権（以下この条において「共有著作権」という。）については、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又は質権の目的とすることができない。

- 2 共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。
- 3 前二項の場合において、各共有者は、正当な理由がない限り、第一項の同意を拒み、又は前項の合意の成立を妨げることができない。
- 4 前条第三項及び第四項の規定は、共有著作権の行使について準用する。

(質権の目的となつた著作権)

第六十六条 著作権は、これを目的として質権を設定した場合においても、設定行為に別段の定めがない限り、著作権者が行使するものとする。

- 2 著作権を目的とする質権は、当該著作権の譲渡又は当該著作権に係る著作物の利用につき著作権者が受けるべき金銭その他の物（出版権の設定の対価を含む。）に対しても、行なうことができる。ただし、これらの支払又は引渡し前に、これらを受ける権利を差し押えることを必要とする。

第八節 裁定による著作物の利用

(著作権者不明等における著作物の利用)

第六十七条 公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

2 前項の規定により作成した著作物の複製物には、同項の裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあつた年月日を表示しなければならない。

（著作物の放送）

第六十八条 公表された著作物を放送しようとする放送事業者は、その著作権者に対し放送の許諾につき協議を求めたがその協議が成立せず、又はその協議をすることができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払つて、その著作物を放送することができる。

2 前項の規定により放送される著作物は、有線放送し、専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行い、又は受信装置を用いて公に伝達することができる。この場合において、当該有線放送、自動公衆送信又は伝達を行う者は、第三十八条第二項及び第三項の規定の適用がある場合を除き、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

（昭五九法四六・2項一部改正、昭六一法六四・2項一部改正、平十八法一二一・2項一部改正）

（商業用レコードへの録音等）

第六十九条 商業用レコードが最初に国内において販売され、かつ、その最初の販売の日から三年を経過した場合において、当該商業用レコードに著作権者の許諾を得て録音されている音楽の著作物を録音して他の商業用レコードを製作しようとする者は、その著作権者に対し録音又は譲渡による公衆への提供の許諾につき協議を求めたが、その協議が成立せず、又はその協議をすることができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払つて、当該録音又は譲渡による公衆への提供をすることができる。

（平十一法七七・見出し1項一部改正）

（裁定に関する手続及び基準）

第七十条 第六十七条第一項、第六十八条第一項又は前条の裁定の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国又は独立行政法人のうち業務の内容その他の事業を勘案して政令で定めるもの（第七十八条第五項及び第百七条第二項において「国等」という。）であるときは、適用しない。

3 文化庁長官は、第六十八条第一項又は前条の裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る著作権者に通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

4 文化庁長官は、第六十七条第一項、第六十八条第一項又は前条の裁定の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これらの裁定をしてはならない。

一 著作権者がその著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるとき。

二 第六十八条第一項の裁定の申請に係る著作権者がその著作物の放送の許諾を与えないことについてやむを得ない事情があるとき。

5 文化庁長官は、前項の裁定をしない処分をしようとするときは、あらかじめ申請者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならないものとし、当該裁定をしない処分をしたときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

6 文化庁長官は、第六十七条第一項の裁定をしたときは、その旨を官報で告示するとともに申請者に通知し、第六十八条第一項又は前条の裁定をしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、この節に定める裁定に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭五六法四五・1項一部改正、昭五九法二三・1項一部改正、平十一法二二〇・2項追加5項一部改正)

第九節 補償金

(文化審議会への諮問)

第七十一条 文化庁長官は、第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）第三十三條の二第二項、第六十七条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

(昭五八法七八・見出し本文一部改正、平十一法一六〇・見出し本文一部改正、平十五法八五・一部改正)

(補償金の額についての訴え)

第七十二条 第六十七条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条の規定に基づき定められた補償金の額について不服がある当事者は、これらの規定による裁定があつたことを知つた日から六月以内に、訴えを提起してその額の増減を求めることができる。

2 前項の訴えにおいては、訴えを提起する者が著作物を利用する者であるときは著作権者を、著作権者であるときは著作物を利用する者を、それぞれ被告としなければならない。

(平十六法八四・1項一部改正)

(補償金の額についての異議申立ての制限)

第七十三条 第六十七条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条の規定による裁定についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立てにおいては、その裁定に係る補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。ただし、第六十七条第一項の裁定を受

けた者が著作権者の不明その他これに準ずる理由により前条第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

（補償金の供託）

第七十四条 第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金を支払うべき者は、次に掲げる場合には、その補償金の支払に代えてその補償金を供託しなければならない。

- 一 著作権者が補償金の受領を拒み、又は補償金を受領することができない場合
- 二 その者が過失がなく著作権者を確知することができない場合
- 三 その者がその補償金の額について第七十二条第一項の訴えを提起した場合
- 四 当該著作権を目的とする質権が設定されている場合（当該質権を有する者の承諾を得た場合を除く。）

2 前項第三号の場合において、著作権者の請求があるときは、当該補償金を支払うべき者は、自己の見積金額を支払い、裁定に係る補償金の額との差額を供託しなければならない。

3 第六十七条第一項又は前二項の規定による補償金の供託は、著作権者が国内に住所又は居所で知れているものを有する場合にあつては当該住所又は居所のもよりの供託所に、その他の場合にあつては供託をする者の住所又は居所のもよりの供託所に、それぞれするものとする。

4 前項の供託をした者は、すみやかにその旨を著作権者に通知しなければならない。ただし、著作権者の不明その他の理由により著作権者に通知することができない場合は、この限りでない。

（平十五法八五・1 項本文一部改正）

第十節 登録

（実名の登録）

第七十五条 無名又は変名で公表された著作物の著作権者は、現にその著作権を有するかどうかにかかわらず、その著作物についてその実名の登録を受けることができる。

- 2 著作権者は、その遺言で指定する者により、死後において前項の登録を受けることができる。
- 3 実名の登録がされている者は、当該登録に係る著作物の著作権者と推定する。

（第一発行年月日等の登録）

第七十六条 著作権者又は無名若しくは変名の著作物の発行者は、その著作物について第一発行年月日の登録又は第一公表年月日の登録を受けることができる。

- 2 第一発行年月日の登録又は第一公表年月日の登録がされている著作物については、これらの登録に係る年月日において最初の発行又は最初の公表があつたものと推定する。

(創作年月日の登録)

第七十六条の二 プログラムの著作物の著作権は、その著作物について創作年月日の登録を受けることができる。ただし、その著作物の創作後六月を経過した場合は、この限りでない。

2 前項の登録がされている著作物については、その登録に係る年月日において創作があつたものと推定する。

(昭六〇法六二・追加)

(著作権の登録)

第七十七条 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

一 著作権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。）又は処分の制限

二 著作権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅（混同又は著作権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限

(登録手続等)

第七十八条 第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十六条の二第一項又は前条の登録は、文化庁長官が著作権登録原簿に記載して行う。

2 文化庁長官は、第七十五条第一項の登録を行なつたときは、その旨を官報で告示する。

3 何人も、文化庁長官に対し、著作権登録原簿の謄本若しくは抄本若しくはその附属書類の写しの交付又は著作権登録原簿若しくはその附属書類の閲覧を請求することができる。

4 前項の請求をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

5 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国等であるときは、適用しない

6 第一項に規定する登録に関する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

7 著作権登録原簿及びその附属書類については、行政機関情報公開法の規定は、適用しない。

8 著作権登録原簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

9 この節に規定するもののほか、第一項に規定する登録に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭五九法二三・4項一部改正、昭六〇法六二・1項一部改正、平五法八九・5項追加、平十一法四三・3項一部改正6項追加、平十一法二二〇・5項追加、平十三法一四〇・7項一部改正、平十五法六一・8項追加旧8項繰下)

(プログラムの著作物の登録に関する特例)

第七十八条の二 プログラムの著作物に係る登録については、この節の規定によるほか、別に法律で定めるところによる。

(昭六〇法六二・追加)

第三章 出版権

(出版権の設定)

第七十九条 第二十一条に規定する権利を有する者（以下この章において「複製権者」という。）は、その著作物を文書又は図画として出版することを引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。

2 複製権者は、その複製権を目的とする質権が設定されているときは、当該質権を有する者の承諾を得た場合に限り、出版権を設定することができるものとする。

(出版権の内容)

第八十条 出版権者は、設定行為で定めるところにより、頒布の目的をもつて、その出版権の目的である著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利を専有する。

2 出版権の存続期間中に当該著作物の著作権者が死亡したとき、又は、設定行為に別段の定めがある場合を除き、出版権の設定後最初の出版があつた日から三年を経過したときは、複製権者は、前項の規定にかかわらず、当該著作物を全集その他の編集物（その著作権者の著作物のみを編集したものに限る。）に収録して複製することができる。

3 出版権者は、他人に対し、その出版権の目的である著作物の複製を許諾することができない。

(出版の義務)

第八十一条 出版権者は、その出版権の目的である著作物につき次に掲げる義務を負う。ただし、設定行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 複製権者からその著作物を複製するために必要な原稿その他の原品又はこれに相当する物の引渡しを受けた日から六月以内に当該著作物を出版する義務

二 当該著作物を慣行に従い継続して出版する義務

(著作物の修正増減)

第八十二条 著作権者は、その著作物を出版権者があらためて複製する場合には、正当な範囲内において、その著作物に修正又は増減を加えることができる。

2 出版権者は、その出版権の目的である著作物をあらためて複製しようとするときは、そのつど、あらかじめ著作権者にその旨を通知しなければならない

(出版権の存続期間)

第八十三条 出版権の存続期間は、設定行為で定めるところによる。

2 出版権は、その存続期間につき設定行為に定めがないときは、その設定後最初の出版があつた日から三年を経過した日において消滅する。

(出版権の消滅の請求)

第八十四条 出版権者が第八十一条第一号の義務に違反したときは、複製権者は、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる。

2 出版権者が第八十一条第二号の義務に違反した場合において、複製権者が三月以上の期間を定めてその履行を催告したにもかかわらず、その期間内にその履行がされないときは、複製権者は、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる。

3 複製権者である著作者は、その著作物の内容が自己の確信に適合しなくなつたときは、その著作物の出版を廃絶するために、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる。ただし、当該廃絶により出版権者に通常生ずべき損害をあらかじめ賠償しない場合は、この限りでない。

(出版権の消滅後における複製物の頒布)

第八十五条 削除

(平十一法七七・全改)

(出版権の制限)

第八十六条 第三十条第一項、第三十一条、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十六条並びに第四十七条の規定は、出版権の目的となつてゐる著作物の複製について準用する。この場合において、第三十五条第一項及び第四十二条第一項中「著作権者」とあるのは、「出版権者」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第三十条第一項、第三十一条第一号、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第四十一条、第四十二条又は第四十二条の二に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者は、第八十条第一項の複製を行つたものとみなす。

(平四法一〇六・各項一部改正、平十一法四三・1項2項一部改正、平十五法八五・1項2項一部改正、平十八法一二一・1項一部改正)

(出版権の譲渡等)

第八十七条 出版権は、複製権者の承諾を得た場合に限り、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。

(出版権の登録)

第八十八条 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

一 出版権の設定、移転（相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。）、変更若しくは消滅（混同又は複製権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限

二 出版権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅（混同又は出版権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限

2 第七十八条（第二項を除く。）の規定は、前項の登録について準用する。この場合において、同条第一項、第三項、第七項及び第八項中「著作権登録原簿」とあるのは、「出版権登録原簿」と読み替えるものとする。

（平十一法四三・2項一部改正、平十二法一三一・2項一部改正、平十五法六一・2項一部改正）

第四章 著作隣接権

第一節 総則

(著作隣接権)

第八十九条 実演家は、第九十条の二第一項及び第九十条の三第一項に規定する権利（以下「実演家人格権」という。）並びに第九十一条第一項、第九十二条第一項、第九十二条の二第一項、第九十五条の二第一項及び第九十五条の三第一項に規定する権利並びに第九十四条の二及び第九十五条の三第三項に規定する報酬並びに第九十五条第一項に規定する二次使用料を受ける権利を享有する。

2 レコード製作者は、第九十六条、第九十六条の二、第九十七条の二第一項及び第九十七条の三第一項に規定する権利並びに第九十七条第一項に規定する二次使用料及び第九十七条の三第三項に規定する報酬を受ける権利を享有する。

3 放送事業者は、第九十八条から第百条までに規定する権利を享有する。

4 有線放送事業者は、第百条の二から第百条の五までに規定する権利を享有する。

5 前各項の権利の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。

6 第一項から第四項までの権利（実演家人格権並びに第一項及び第二項の報酬及び二次使用料を受ける権利を除く。）は、著作隣接権という。

（昭五九法四六・1項2項6項一部改正、昭六一法六四・5項6項一部改正4項追加、平四法一〇六・2項一部改正、平九法八六・1項2項一部改正、平十一法七七・1項2項一部改正、平十四法七二・1項4項6項一部改正、平十八法一二一・1項6項一部改正）

(著作者の権利と著作隣接権との関係)

第九十条 この章の規定は、著作者の権利に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

第二節 実演家の権利

(氏名表示権)

第九十条の二 実演家は、その実演の公衆への提供又は提示に際し、その氏名若しくはその芸名その他氏名に代えて用いられるものを実演家名として表示し、又は実演家名を表示しないこととする権利を有する。

2 実演を利用する者は、その実演家の別段の意思表示がない限り、その実演につき既に実演家が表示しているところに従つて実演家名を表示することができる。

3 実演家名の表示は、実演の利用の目的及び態様に照らし実演家がその実演の実演家であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるとき又は公正な慣行に反しないと認められるときは、省略することができる。

4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が実演を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該実演につき既にその実演家が表示しているところに従つて実演家名を表示するとき。

二 行政機関情報公開法第六条第二項の規定、独立行政法人等情報公開法第六条第二項の規定又は情報公開条例の規定で行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関が実演を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該実演の実演家名の表示を省略することとなるとき。

(平成十四法七二・追加、平十五法一一九・4項一号二号一部改正)

(同一性保持権)

第九十条の三 実演家は、その実演の同一性を保持する権利を有し、自己の名誉または声望を害するその実演の変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 前項の規定は、実演の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変又は公正な慣行に反しないと認められる改変については、適用しない。

(平成十四法七二・追加)

(録音権及び録画権)

第九十一条 実演家は、その実演を録音し、又は録画する権利を専有する。

2 前項の規定は、同項に規定する権利を有する者の許諾（第百三条において準用する第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。以下この節及び次節において同じ。）を得て映画の著作物において録音され、又は録画された実演については、これを録音物（音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。）に録音する場合を除き、適用しない。

(昭五九法四六・2項一部改正、平十四法七二・2項一部改正)

(放送権及び有線放送権)

第九十二条 実演家は、その実演を放送し、又は有線放送する権利を専有する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 放送される実演を有線放送する場合

二 次に掲げる実演を放送し、又は有線放送する場合 イ 前条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て録音され、又は録画されている実演

ロ 前条第二項の実演で同項の録音物以外の物に録音され、又は録画されているもの

(昭六一法六四・1項2項二号一部改正、平九法八六・見出し1項2項二号柱書一部改正)

(送信可能化権)

第九十二条の二 実演家は、その実演を送信可能化する権利を専有する。

2 前項の規定は、次に掲げる実演については、適用しない。

一 第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て録画されている実演

二 第九十一条第二項の実演で同項の録音物以外の物に録音され、又は録画されているもの

(平九法八六・追加)

(放送のための固定)

第九十三条 実演の放送について第九十二条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得た放送事業者は、その実演を放送のために録音し、又は録画することができる。ただし、契約に別段の定めがある場合及び当該許諾に係る放送番組と異なる内容の放送番組に使用する目的で録音し、又は録画する場合は、この限りでない。

2 次に掲げる者は、第九十一条第一項の録音又は録画を行なつたものとみなす。

一 前項の規定により作成された録音物又は録画物を放送の目的以外の目的又は同項ただし書に規定する目的のために使用し、又は提供した者

二 前項の規定により作成された録音物又は録画物の提供を受けた放送事業者で、これらをさらに他の放送事業者の放送のために提供したもの

(平九法八六・1項一部改正)

(放送のための固定物等による放送)

第九十四条 第九十二条第一項に規定する権利を有する者がその実演の放送を許諾したときは、契約に別段の定めがない限り、当該実演は、当該許諾に係る放送のほか、次に掲げる放送において放送することができる。

一 当該許諾を得た放送事業者が前条第一項の規定により作成した録音物又は録画物を用いてする放送

二 当該許諾を得た放送事業者からその者が前条第一項の規定により作成した録音物又は録画物の提供を受けてする放送

三 当該許諾を得た放送事業者から当該許諾に係る放送番組の供給を受けてする放送（前号の放送を除く。）

2 前項の場合において、同項各号に掲げる放送において実演が放送されたときは、当該各号に規定する放送事業者は、相当な額の報酬を当該実演に係る第九十二条第一項に規定する権利を有する者に支払わなければならない。

（放送される実演の有線放送）

第九十四条の二 有線放送事業者は、放送される実演を有線放送した場合（営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、実演の提示につき受ける対価をいう。次条第一項において同じ。）を受けない場合を除く。）には、当該実演（著作隣接権の存続期間内のものに限る、第九十二条第二項第二号に掲げるものを除く。）に係る実演家に相当な額の報酬を支払わなければならない。

（平十八法一二一・追加）

（商業用レコードの二次使用）

第九十五条 放送事業者及び有線放送事業者（以下この条及び第九十七条第一項において「放送事業者等」という。）は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行つた場合（営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けて、当該放送を受信して同時に有線放送を行つた場合を除く。）には、当該実演（第七条第一号から第五号までに掲げる実演で著作隣接権の存続期間内のものに限る。次項から第四項までにおいて同じ。）に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

2 前項の規定は、実演家等保護条約の締約国については、当該締約国であつて、実演家等保護条約第十六条1（a）（i）の規定に基づき実演家等保護条約第十二条の規定を適用しないこととしている国以外の国の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家について、適用する。

3 第八条第一号に掲げるレコードについて実演家等保護条約の締約国により与えられる実演家等保護条約第十二条の規定による保護の期間が第一項の規定により実演家が保護を受ける期間より短いときは、当該締約国の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家が同項の規定により保護を受ける期間は、第八条第一号に掲げるレコードについて当該締約国により与えられる実演家等保護条約第十二条の規定による保護の期間による。

4 第一項の規定は、実演・レコード条約の締約国（実演家等保護条約の締約国を除く。）であつて、実演・レコード条約第十五条（3）の規定により留保を付している国の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家については、当該留保の範囲に制限して適用する。

- 5 第一項の二次使用料を受ける権利は、国内において実演を業とする者の相当数を構成員とする団体（その連合体を含む。）でその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該団体によつてのみ行使することができる。
- 6 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ、前項の指定をしてはならない。
 - 一 営利を目的としないこと。
 - 二 その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。
 - 三 その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。
 - 四 第一項の二次使用料を受ける権利を有する者（以下この条において「権利者」という。）のためにその権利を行使する業務をみずからの確に遂行するに足る能力を有すること。
- 7 第五項の団体は、権利者から申込みがあつたときは、その者のためにその権利を行使することを拒んではならない。
- 8 第五項の団体は、前項の申込みがあつたときは、権利者のために自己の名をもつてその権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。
- 9 文化庁長官は、第五項の団体に対し、政令で定めるところにより、第一項の二次使用料に係る業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又はその業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。
- 10 第五項の団体が同項の規定により権利者のために請求することができる二次使用料の額は、毎年、当該団体と放送事業者等又はその団体との間において協議して定めるものとする。
- 11 前項の協議が成立しないときは、その当事者は、政令で定めるところにより、同項の二次使用料の額について文化庁長官の裁定を求めることができる。
- 12 第七十条第三項、第六項及び第七項並びに第七十一条から第七十四条までの規定は、前項の裁定及び二次使用料について準用する。この場合において、第七十条第三項中「著作権者」とあるのは「当事者」と、第七十二条第二項中「著作物を利用する者」とあるのは「第九十五条第一項の放送事業者等」と、「著作権者」とあるのは「同条第四項の団体」と、第七十四条中「著作権者」とあるのは「第九十五条第四項の団体」と読み替えるものとする。
- 13 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、第十項の協議による定め及びこれに基づいてする行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合及び関連事業者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
- 14 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の二次使用料の支払及び第四項の団体に関し必要な事項は、政令で定める。

（昭六一法六四・1項一部改正、平元法四三・2項3項追加4項6項7項8項9項11項12項13項一部改正、平六法一一二・1項一部改正、平十一法二二〇・11項一部改正、平十四法七二・1項2項一部改正4項追加7項8項9項10項12項13項14項一部改正、平十八法一二一・1項一部改正）

（譲渡権）

第九十五条の二 実演家は、その実演をその録音物又は録画物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

2 前項の規定は、次に掲げる実演については、適用しない。

一 第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て録画されている実演

二 第九十一条第二項の実演で同項の録音物以外の物に録音され、又は録画されているもの

3 第一項の規定は、実演（前項各号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）の録音物又は録画物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。

一 第一項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された実演の録音物又は録画物

二 第一項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡された実演の録音物又は録画物

三 国外において、第一項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された実演の録音物又は録画物

（平十一法七七・追加、平十六法九二・3項三号一部改正）

（貸与権等）

第九十五条の三 実演家は、その実演をそれが録音されている商業用レコードの貸与により公衆に提供する権利を専有する。

2 前項の規定は、最初に販売された日から起算して一月以上十二月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過した商業用レコード（複製されているレコードのすべてが当該商業用レコードと同一であるものを含む。以下「期間経過商業用レコード」という。）の貸与による場合には、適用しない。

3 商業用レコードの公衆への貸与を営業として行う者（以下「貸レコード業者」という。）は、期間経過商業用レコードの貸与により実演を公衆に提供した場合には、当該実演（著作隣接権の存続期間内のものに限る。）に係る実演家に相当な額の報酬を支払わなければならない。

4 第九十五条第五項から第十四項までの規定は、前項の報酬を受ける権利について準用する。この場合において、同条第十項中「放送事業者等」とあり、及び同条第十二項中「第九十五条第一項の放送事業者等」とあるのは、「第九十五条の三第三項の貸レコード業者」と読み替えるものとする。

5 第一項に規定する権利を有する者の許諾に係る使用料を受ける権利は、前項において準用する第九十五条第五項の団体によつて行使することができる。

6 第九十五条第七項から第十四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合においては、第四項後段の規定を準用する。

（昭五九法四六・追加、平元法四三・1項3項4項5項6項一部改正、平三法六三・1項2項3項一部削除、平十一法七七・旧第九十五条の二繰下4項5項6項一部改正、平十四法七二・4項5項6項一部改正）

第三節 レコード製作者の権利

(複製権)

第九十六条 レコード製作者は、そのレコードを複製する権利を専有する。

(昭五三法四九・2項追加、平元法四三・2項一部改正、平四法一〇六・2項削除)

(送信可能化権)

第九十六条の二 レコード製作者は、そのレコードを送信可能化する権利を専有する。

(平九法八六・追加)

(商業用レコードの二次使用)

第九十七条 放送事業者等は、商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行つた場合（営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、レコードに係る音の提示につき受ける対価をいう。）を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行つた場合を除く。）には、そのレコード（第八条第一号から第四号までに掲げるレコードで著作権隣接権の存続期間内のものに限る。）に係るレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない。

2 第九十五条第二項及び第四項の規定は、前項に規定するレコード製作者について準用し、同条第三項の規定は、前項の規定により保護を受ける期間について準用する。この場合において、同条第二項から第四項までの規定中「国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家」とあるのは「国民であるレコード製作者」と、同条第三項中「実演家が保護を受ける期間」とあるのは「レコード製作者が保護を受ける期間」と読み替えるものとする。

3 第一項の二次使用料を受ける権利は、国内において商業用レコードの製作を業とする者の相当数を構成員とする団体（その連合体を含む。）でその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該団体によつてのみ行使することができる。

4 第九十五条第六項から第十四項までの規定は、第一項の二次使用料及び前項の団体について準用する。

(昭五三法四九・1項一部改正、昭六一法六四・1項一部改正、平元法四三・1項3項4項一部改正2項追加、平十四法七二・1項2項4項一部改正、平十八法一二一・1項一部改正)

(譲渡権)

第九十七条の二 レコード製作者は、そのレコードをその複製物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

2 前項の規定は、レコードの複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。

一 前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡されたレコードの複製物

二 前項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡されたレコードの複製物

三 国外において、前項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡されたレコードの複製物
(平十一法七七・追加、平十六法九二・2項三号一部改正)

(貸与権等)

第九十七条の三 レコード製作者は、そのレコードをそれが複製されている商業用レコードの貸与により公衆に提供する権利を専有する。

2 前項の規定は、期間経過商業用レコードの貸与による場合には、適用しない。

3 貸レコード業者は、期間経過商業用レコードの貸与によりレコードを公衆に提供した場合には、当該レコード(著作隣接権の存続期間内のものに限る。)に係るレコード製作者に相当な額の報酬を支払わなければならない。

4 第九十七条第三項の規定は、前項の報酬を受ける権利の行使について準用する。

5 第九十五条第六項から第十四項までの規定は、第三項の報酬及び前項において準用する第九十七条第三項に規定する団体について準用する。この場合においては、第九十五条の三第四項後段の規定を準用する。

6 第一項に規定する権利を有する者の許諾に係る使用料を受ける権利は、第四項において準用する第九十七条第三項の団体によつて行使することができる。

7 第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第五項中「第九十五条第六項」とあるのは、「第九十五条第七項」と読み替えるものとする。

(昭五九法四六・追加、平元法四三・1項4項5項6項7項一部改正、平三法六三・1項3項一部削除、平十一法七七・旧法九十七条の二繰下4項5項6項一部改正、平十四法七二・5項7項一部改正)

第四節 放送事業者の権利

(複製権)

第九十八条 放送事業者は、その放送又はこれを受信して行なう有線放送を受信して、その放送に係る音又は映像を録音し、録画し、又は写真その他これに類似する方法により複製する権利を専有する。

(再放送権及び有線放送権)

第九十九条 放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する。

2 前項の規定は、放送を受信して有線放送を行う者が法令の規定により行なわなければならない有線放送については、適用しない。

(送信可能化権)

第九十九条の二 放送事業者は、その放送又はこれを受信して行なう有線放送を受信して、その放送を送信可能化する権利を専有する。

(平成十四法七二・追加)

(テレビジョン放送の伝達権)

第百条 放送事業者は、そのテレビジョン放送又はこれを受信して行なう有線放送を受信して、影像を拡大する特別の装置を用いてその放送を公に伝達する権利を専有する。

第五節 有線放送事業者の権利

(昭六一法六四・追加)

(複製権)

第百条の二 有線放送事業者は、その有線放送を受信して、その有線放送に係る音又は影像を録音し、録画し、又は写真その他これに類似する方法により複製する権利を専有する。

(昭六一法六四・追加)

(放送権及び再有線放送権)

第百条の三 有線放送事業者は、その有線放送を受信してこれを放送し、又は再有線放送する権利を専有する。

(昭六一法六四・追加)

(送信可能化権)

第百条の四 有線放送事業者は、その有線放送を受信してこれを送信可能化する権利を専有する。

(平成十四法七二・追加)

(有線テレビジョン放送の伝達権)

第百条の五 有線放送事業者は、その有線テレビジョン放送を受信して、影像を拡大する特別の装置を用いてその有線放送を公に伝達する権利を専有する。

(昭六一法六四・追加、平十四法七二・旧法百条の四繰下)

第六節 保護期間

(昭六一法六四・旧第五節繰下)

(実演、レコード、放送又は有線放送の保護期間)

第百一条 著作隣接権の存続期間は、次の各号に掲げる時に始まる。

- 一 実演に関しては、その実演を行つた時
- 二 レコードに関しては、その音を最初に固定した時
- 三 放送に関しては、その放送を行つた時
- 四 有線放送に関しては、その有線放送を行つた時

2 著作隣接権の存続期間は、次に掲げる時をもつて満了する。

- 一 実演に関しては、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時
- 二 レコードに関しては、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年（その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して五十年を経過する時までの間に発行されなかつたときは、その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して五十年）を経過した時
- 三 放送に関しては、その放送が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時
- 四 有線放送に関しては、その放送が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時

（昭六一法六四・見出し柱書一部改正四号追加、昭六三法八七・一部改正、平三法六三・柱書一部改正、平十四法七二・1項一号三号一部改正2項追加）

第七節 実演家人格権の一身専属性等

（平十四法七二・追加）

（実演家人格権の一身専属性）

第百一条の二 実演家人格権は、実演家の一身に属し、譲渡することができない。

（平十四法七二・追加）

（実演家の死後における人格的利益の保護）

第百一条の三 実演を公衆に提供し、又は提示する者は、その実演の実演家の死後においても、実演家が生存しているとしたならばその実演家人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該実演家の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。

（平十四法七二・追加）

第八節 権利の制限、譲渡及び行使等並びに登録

（昭六一法六四・旧第六節繰下・平十四法七二・旧第七節繰下）

（著作隣接権の制限）

第百二条 第三十条第一項、第三十一条、第三十二条、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十四条（第二項を除く。）並びに第四十七条の三の規定は、著作隣接権の目的となつて実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十条第二項及び第四十七条の四の規定は、著作隣接権の目的となつて実演又はレコードの利用について準用し、第四十四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつて実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十九条第一項又は第百条の三」と、第四十四条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第百条の三」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第三十二条、第三十七条第三項又は第四十二条の規定により実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像（以下「実演等」と総称する。）を複製する場合において、その出所を明示する慣行があるときは、これらの複製の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、その出所を明示しなければならない。

3 著作隣接権の目的となつて実演であつて放送されるものは、専ら当該放送に係る放送対象地域（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条の二第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十四条第三項第三号に規定する放送区域をいう。）において受信されることを目的として送信可能化（公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものに限る。）を行うことができる。ただし、当該放送に係る第九十九条の二に規定する権利を有する者の権利を害することとなる場合は、この限りでない。

4 前項の規定により実演の送信可能化を行う者は、第一項において準用する第三十八条第二項の規定の適用がある場合を除き、当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利を有する者に相当な額の補償金を支払わなければならない。

5 前二項の規定は、著作隣接権の目的となつてレコードの利用について準用する。この場合において、前項中「第九十二条の二第一項」とあるのは、「第九十六条の二」と読み替えるものとする。

6 第三十九条第一項又は第四十条第一項若しくは第二項の規定により著作物を放送し、又は有線放送することができる場合には、その著作物の放送若しくは有線放送について、これを受信してこれを有線放送し、若しくは影像を拡大する特別の装置を用いて公に伝達し、又はその著作物の放送について、これを受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として送信可能化（公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものに限る。）を行うことができる。

7 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第百条の二の録音、録画又は複製を行つたものとみなす。

一 第一項において準用する第三十条第一項、第三十一条第一号、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第四十一条から第四十二条の二まで又は第四十四条第一項若しくは第二項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を公衆に提示した者

二 第一項において準用する第四十四条第三項の規定に違反して同項の録音物又は録画物を保存した放送事業者又は有線放送事業者

三 第一項において準用する第四十七条の三第一項若しくは第二項の規定の適用を受けて同条第一項若しくは第二項に規定する内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を公衆に提示した者

四 第一項において準用する第四十七条の三第三項の規定に違反して同項の複製物を保存した者
(昭五三法四九・4項柱書一部改正、昭五九法四六・昭六一法六四・各項一部改正、平四法一〇六・1項4項柱書一号一部改正、平十一法四三・1項4項一号一部改正、平十一法七七・1項一部改正、平十二法五六・1項2項4項一号一部改正、平十五法八五・4項一号一部改正、平十八法一二一・3項4項5項追加旧3項4項繰下、平十八法一二一・3項4項5項追加旧3項旧4項繰下、1項3項4項6項一部改正7項三号四号追加)

(実演家人格権との関係)

百二条の二 前条の著作隣接権の制限に関する規定(同条第五項及び第六項の規定を除く。)は、実演家人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

(平十四法七二・追加、平十八法一二一・一部改正)

(著作隣接権の譲渡、行使等)

第百三条 第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三条の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは、「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条の二又は第百条の四」と読み替えるものとする。

(昭六一法六四・一部改正、平九法八六・一部改正)

(著作隣接権の登録)

第百四条 第七十七条及び第七十八条(第二項を除く。)の規定は、著作隣接権に関する登録について準用する。この場合において、同条第一項、第三項、第七項及び第八項中「著作権登録原簿」とあるのは、「著作隣接権登録原簿」と読み替えるものとする。

(平十一法四三、平十二法一三一・一部改正、平十五法六一・一部改正)

第五章 私的録音録画補償金

(平四法一〇六・追加)

(私的録音録画補償金を受ける権利の行使)

第百四条の二 第三十条第二項(第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)の補償金(以下この章において「私的録音録画補償金」という。)を受ける権利は、私的録音録画補償金を受ける権利を有する者(以下この章において「権利者」という。)のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、次に掲げる私的録音録画補償金の区分ごとに全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの(以下この章において「指定管理団体」という。)があるときは、それぞれ当該指定管理団体によつてのみ行使することができる。

一 私的使用を目的として行われる録音(専ら録画とともに行われるものを除く。以下この章において「私的録音」という。)に係る私的録音録画補償金

二 私的使用を目的として行われる録画(専ら録音とともに行われるものを含む。以下この章において「私的録画」という。)に係る私的録音録画補償金

2 前項の規定による指定がされた場合には、指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて私的録音録画補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

(平四法一〇六・追加)

(指定の基準)

第百四条の三 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ前条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 民法第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立された法人であること。

二 前条第一項第一号に掲げる私的録音録画補償金に係る場合についてはイ、ハ及びニに掲げる団体を、同項第二号に掲げる私的録音録画補償金に係る場合についてはロからニまでに掲げる団体を構成員とすること。イ 私的録音に係る著作物に関し第二十一条に規定する権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において私的録音に係る著作物に関し同条に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

ロ 私的録画に係る著作物に関し第二十一条に規定する権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において私的録画に係る著作物に関し同条に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

ハ 国内において実演を業とする者の相当数を構成員とする団体(その連合体を含む。)

ニ 国内において商業用レコードの製作を業とする者の相当数を構成員とする団体(その連合体を含む。)

三 前号イからニまでに掲げる団体がそれぞれ次に掲げる要件を備えるものであること。イ 営利を目的としないこと。

ロ その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。

ハ その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。

四 権利者のために私的録音録画補償金を受ける権利を行使する業務（第百四条の八第一項の事業に係る業務を含む。以下この章において「補償金関係業務」という。）を的確に遂行するに足る能力を有すること。

（平四法一〇六・追加）

（私的録音録画補償金の支払の特例）

第百四条の四 第三十条第二項の政令で定める機器（以下この章において「特定機器」という。）又は記録媒体（以下この章において「特定記録媒体」という。）を購入する者（当該特定機器又は特定記録媒体が小売に供された後最初に購入するものに限る。）は、その購入に当たり、指定管理団体から、当該特定機器又は特定記録媒体を用いて行う私的録音又は私的録画に係る私的録音録画補償金の一括の支払として、第百四条の六第一項の規定により当該特定機器又は特定記録媒体について定められた額の私的録音録画補償金の支払の請求があつた場合には、当該私的録音録画補償金を支払わなければならない。

2 前項の規定により私的録音録画補償金を支払つた者は、指定管理団体に対し、その支払に係る特定機器又は特定記録媒体を専ら私的録音及び私的録画以外の用に供することを証明して、当該私的録音録画補償金の返還を請求することができる。

3 第一項の規定による支払の請求を受けて私的録音録画補償金が支払われた特定機器により同項の規定による支払の請求を受けて私的録音録画補償金が支払われた特定記録媒体に私的録音又は私的録画を行う者は、第三十条第二項の規定にかかわらず、当該私的録音又は私的録画を行うに当たり、私的録音録画補償金を支払うことを要しない。ただし、当該特定機器又は特定記録媒体が前項の規定により私的録音録画補償金の返還を受けたものであるときは、この限りでない。

（平四法一〇六・追加）

（製造業者等の協力義務）

第百四条の五 前条第一項の規定により指定管理団体が私的録音録画補償金の支払を請求する場合には、特定機器又は特定記録媒体の製造又は輸入を業とする者（次条第三項において「製造業者等」という。）は、当該私的録音録画補償金の支払の請求及びその受領に関し協力しなければならない。

（平四法一〇六・追加）

(私的録音録画補償金の額)

第百四条の六 第百四条の二第一項の規定により指定管理団体が私的録音録画補償金を受ける権利を行使する場合には、指定管理団体は、私的録音録画補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の認可があつたときは、私的録音録画補償金の額は、第三十条第二項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。

3 指定管理団体は、第百四条の四第一項の規定により支払の請求をする私的録音録画補償金に係る第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、製造業者等の団体に製造業者等の意見を代表すると認められるものの意見を聴かなければならない。

4 文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る私的録音録画補償金の額が、第三十条第一項（第百二条第一項において準用する場合を含む。）及び第百四条の四第一項の規定の趣旨、録音又は録画に係る通常の使用料の額その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならない。

5 文化庁長官は、第一項の認可をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

(平四法一〇六・追加、平十一法一六〇・5項一部改正)

(補償金関係業務の執行に関する規程)

第百四条の七 指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとするときは、補償金関係業務の執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規程には、私的録音録画補償金（第百四条の四第一項の規定に基づき支払を受けるものに限る。）の分配に関する事項を含むものとし、指定管理団体は、第三十条第二項の規定の趣旨を考慮して当該分配に関する事項を定めなければならない。

(平四法一〇六・追加)

(著作権等の保護に関する事業等のための支出)

第百四条の八 指定管理団体は、私的録音録画補償金（第百四条の四第一項の規定に基づき支払を受けるものに限る。）の額の二割以内で政令で定める割合に相当する額を、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

3 文化庁長官は、第一項の事業に係る業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(平四法一〇六・追加、平十一法一六〇・2項一部改正)

(報告の徴収等)

第百四条の九 文化庁長官は、指定管理団体の補償金関係業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、補償金関係業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又は補償金関係業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。

(平四法一〇六・追加)

(政令への委任)

第百四条の十 この章に規定するもののほか、指定管理団体及び補償金関係業務に関し必要な事項は、政令で定める。

(平四法一〇六・追加)

第六章 紛争処理

(平四法一〇六・旧第五章繰下)

(著作権紛争解決あつせん委員)

第百五条 この法律に規定する権利に関する紛争につきあつせんによりその解決を図るため、文化庁に著作権紛争解決あつせん委員（以下この章において「委員」という。）を置く。

2 委員は、文化庁長官が、著作権又は著作隣接権に係る事項に関し学識経験を有する者のうちから、事件ごとに三人以内を委嘱する。

(あつせんの申請)

第百六条 この法律に規定する権利に関し紛争が生じたときは、当事者は、文化庁長官に対し、あつせんの申請をすることができる。

(手数料)

第百七条 あつせんの申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国等であるときは、適用しない。

(昭五六法四五・2項一部改正、昭五九法二三・1項一部改正2項削除、平十一法二二〇・2項追加)

(あつせんへの付託)

第百八条 文化庁長官は、第百六条の規定に基づき当事者の双方からあつせんの申請があつたとき、又は当事者の一方からあつせんの申請があつた場合において他の当事者がこれに同意したときは、委員によるあつせんに付するものとする。

2 文化庁長官は、前項の申請があつた場合において、事件がその性質上あつせんをするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりにあつせんの申請をしたと認めるときは、あつせんに付さないことができる。

(あつせん)

第百九条 委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならない。

2 委員は、事件が解決される見込みがないと認めるときは、あつせんを打ち切ることができる。

(報告等)

第百十条 委員は、あつせんが終わつたときは、その旨を文化庁長官に報告しなければならない。

2 委員は、前条の規定によりあつせんを打ち切つたときは、その旨及びあつせんを打ち切ることとした理由を、当事者に通知するとともに文化庁長官に報告しなければならない。

(政令への委任)

第百十一条 この章に規定するもののほか、あつせんの手続及び委員に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 権利侵害

(平四法一〇六・旧第六章繰下)

(差止請求権)

第百十二条 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によつて作成された物又は専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができる。

(平十四法七二・1項2項一部改正)

(侵害とみなす行為)

第百十三条 次に掲げる行為は、当該著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

一 国内において頒布する目的をもつて、輸入の時に国内で作成したとしたならば著作権者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となるべき行為によつて作成された物を輸入する行為

二 著作権者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為によつて作成された物（前号の輸入に係る物を含む。）を、情を知つて、頒布し、若しくは頒布の目的をもつて所持し、又は業として輸出し、若しくは業としての輸出の目的をもつて所持する行為

2 プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によつて作成された複製物（当該複製物の所有者によつて第四十七条の二第一項の規定により作成された複製物並びに前項第一号の輸入に係るプログラムの著作物の複製物及び当該複製物の所有者によつて同条第一項の規定により作成された複製物を含む。）を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知つていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす。

3 次に掲げる行為は、当該権利管理情報に係る著作権者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

一 権利管理情報として虚偽の情報を故意に付加する行為

二 権利管理情報を故意に除去し、又は改変する行為（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による場合その他の著作物又は実演等の利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる場合を除く。）

三 前二号の行為が行われた著作物若しくは実演等の複製物を、情を知つて、頒布し、若しくは頒布の目的をもつて輸入し、若しくは所持し、又は当該著作物若しくは実演等を情を知つて公衆送信し、若しくは送信可能化する行為

4 第九十四条の二、第九十五条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項に規定する報酬又は第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料を受ける権利は、前項の規定の適用については、著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権者」とあるのは「著作隣接権者（次条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を有する者を含む。）」と、同条第一項中「著作隣接権」とあるのは「著作隣接権（同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。）」とする。

5 国内において頒布することを目的とする商業用レコード（以下この項において「国内頒布目的商業用レコード」という。）を自ら発行し、又は他の者に発行させている著作権者又は著作隣接権者が、当該国内頒布目的商業用レコードと同一の商業用レコードであつて、専ら国外において頒布することを目的とするもの（以下この項において「国外頒布目的商業用レコード」という。）を国外において自ら発行し、又は他の者に発行させている場合において、情を知つて、当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布する目的をもつて輸入する行為又は当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布し、若しくは国内において頒布する目的をもつて所持する行為は、当該国外頒布目的商業用レコードが国内で頒布されることにより当該国内頒布目的商業用レコードの発行により当該著作権者又は著作隣接権者の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合に限り、それらの著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。ただし、国内において最初に発行された日から起算して七年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過した国内頒布目的商業用レコードと同一の国外頒布目的商業用レコードを輸入する行

為又は当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布し、若しくは国内において頒布する目的をもつて所持する行為については、この限りでない。

6 著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす。

(昭六〇法六二・2項追加、昭六三法八七・1項二号一部改正、平十一法七七・3項4項追加5項一部改正、平十四法七二・1項柱書一号二号3項一部改正、平十六法九二・5項追加旧5項繰下、平十八法一二一・1項二号4項一部改正)

(善意者に係る譲渡権の特例)

第百十三条の二 著作物の原作品若しくは複製物（映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。）を除く。以下この条において同じ。）、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物の譲渡を受けた時において、当該著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物がそれぞれ第二十六条の二第二項各号、第九十五条の二第三項各号又は第九十七条の二第二項各号のいずれにも該当しないものであることを知らず、かつ、知らないことにつき過失がない者が当該著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物を公衆に譲渡する行為は、第二十六条の二第一項、第九十五条の二第一項又は第九十七条の二第一項に規定する権利を侵害する行為でないものとみなす。

(平十一法七七・追加)

(損害の額の推定等)

第百十四条 著作権者、出版権者又は著作隣接権者（以下この項において「著作権者等」という。）が故意又は過失により自己の著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為によつて作成された物を譲渡し、又はその侵害の行為を組成する公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行つたときは、その譲渡した物の数量又はその公衆送信が公衆によつて受信されることにより作成された著作物若しくは実演等の複製物（以下この項において「受信複製物」という。）の数量（以下この項において「譲渡等数量」という。）に、著作権者等がその侵害の行為がなければ販売することができた物（受信複製物を含む。）の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、著作権者等の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において、著作権者等が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡等数量の全部又は一部に相当する数量を著作権者等が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

2 著作権者、出版権者又は著作隣接権者が故意又は過失によりその著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為

により利益を受けているときは、その利益の額は、当該著作権者、出版権者又は著作隣接権者が受けた損害の額と推定する。

3 著作権者又は著作隣接権者は、故意又は過失によりその著作権又は著作隣接権を侵害した者に対し、その著作権又は著作隣接権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる。

4 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、著作権又は著作隣接権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

(平十二法五六・2項一部改正、平十五法八五・1項追加旧1項2項3項繰下一部改正)

(具体的態様の明示義務)

第百十四条の二 著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者が侵害の行為を組成したもの又は侵害の行為によつて作成されたものとして主張する物の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

(平十五法八五・追加)

(書類の提出等)

第百十四条の三 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあっては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。第百十四条の六第一項において同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

4 前三項の規定は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟における当該侵害の行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

(平八法一一七・追加、平十二法五六・見出し1項一部改正2項3項追加、平十五法八五・旧第百十四条の二繰下、平十六法一二〇・1項一部改正3項追加旧3項繰下一部改正)

(鑑定人に対する当事者の説明義務)

第百十四条の四 著作権、出版権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。

(平十二法五六・追加、平十五法八五・旧第百十四条の三繰下)

(相当な損害額の認定)

第百十四条の五 著作権、出版権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

(平十二法五六・追加、平十五法八五・旧第百十四条の四繰下)

(秘密保持命令)

第百十四条の六 裁判所は、著作人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第百十四条の三第三項の規定により開示された書類を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

2 前項の規定による命令（以下「秘密保持命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 秘密保持命令を受けるべき者

二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足る事実

三 前項各号に掲げる事由に該当する事実

- 3 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。
- 4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達された時から、効力を生ずる。
- 5 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(平十六法一二〇・追加、平十七法七五・1項一部改正)

(秘密保持命令の取消し)

第百十四条の七 秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所（訴訟記録の存する裁判所がない場合にあつては、秘密保持命令を発した裁判所）に対し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。

- 2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。
- 3 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 4 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 5 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

(平十六法一二〇・追加)

(訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)

第百十四条の八 秘密保持命令が発せられた訴訟（すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。）に係る訴訟記録につき、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手続を行つた者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者（その請求をした者を除く。第三項において同じ。）に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があつた日から二週間を経過する日までの間（その請求の手続を行つた者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあつては、その申立てについての裁判が確定するまでの間）、その請求の手続を行つた者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

3 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。

(平十六法一二〇・追加)

(名誉回復等の措置)

第百十五条 著作者は、故意又は過失によりその著作者人格権を侵害した者に対し、損害の賠償に代えて、又は損害の賠償とともに、著作者であることを確保し、又は訂正その他著作者の名誉若しくは声望を回復するために適当な措置を請求することができる。

(著作者又は実演家の死後における人格的利益の保護のための措置)

第百十六条 著作者又は実演家の死後においては、その遺族（死亡した著作者又は実演家の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ。）は、当該著作者又は実演家について第六十条又は第百一条の三の規定に違反する行為をする者又はするおそれがある者に対し第百十二条の請求を、故意又は過失により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為又は第六十条若しくは第百一条の三の規定に違反する行為をした者に対し前条の請求をすることができる。

2 前項の請求をすることができる遺族の順位は、同項に規定する順序とする。ただし、著作者又は実演家が遺言によりその順位を別に定めた場合は、その順序とする。

3 著作者又は実演家は、遺言により、遺族に代えて第一項の請求をすることができる者を指定することができる。この場合において、その指定を受けた者は、当該著作者又は実演家の死亡の日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した後（その経過する時に遺族が存する場合にあつては、その存しなくなつた後）においては、その請求をすることができない。

(平十四法七二・見出し1項2項3項一部改正)

(共同著作物等の権利侵害)

第百十七条 共同著作物の各著作者又は各著作権者は、他の著作者又は他の著作権者の同意を得ないで、第百十二条の規定による請求又はその著作権の侵害に係る自己の持分に対する損害の賠償の請求若しくは自己の持分に応じた不当利得の返還の請求をすることができる。

2 前項の規定は、共有に係る著作権又は著作隣接権の侵害について準用する。

(無名又は変名の著作物に係る権利の保全)

第百十八条 無名又は変名の著作物の発行者は、その著作物の著作者又は著作権者のために、自己の名をもつて、第百十二条、第百十五条若しくは第百十六条第一項の請求又はその著作物の著作者人格権若しくは著作権の侵害に係る損害の賠償の請求若しくは不当利得の返還の請求を行なうことができる。ただし、

著作者の変名がその者のものとして周知のものである場合及び第七十五条第一項の実名の登録があつた場合は、この限りでない。

2 無名又は変名の著作物の複製物にその実名又は周知の変名が発行者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の発行者と推定する。

第八章 罰則

(平四法一〇六・旧第七章繰下)

第百十九条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第三十条第一項（第百二条第一項において準用する場合を含む。）に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行つた者、第百十三条第三項の規定により著作権若しくは著作隣接権（同条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第三号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行つた者、第百十三条第五項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者又は次項第三号若しくは第四号に掲げる者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者（第百十三条第三項の規定により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。）

二 営利を目的として、第三十条第一項第一号に規定する自動複製機器を著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となる著作物又は実演等の複製に使用させた者

三 第百十三条第一項の規定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

四 第百十三条第二項の規定により著作権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

(昭五九法四六・全改、平四法一〇六・各号一部改正、平八法一一七・柱書一部改正、平十一法七七・一号二号一部改正、平十四法七二・一号一部改正、平十六法九二・柱書一号一部改正、平十八法一二一・全改)

第百二十条 第六十条又は第百一条の三の規定に違反した者は、五百万円以下の罰金に処する。

(昭五九法四六・一部改正、平八法一一七・一部改正、平十四法七二・一部改正、平十六法九二・一部改正)

第百二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置（当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができるものを含む。）若しくは技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化した者

二 業として公衆からの求めに応じて技術的保護手段の回避を行つた者

三 営利を目的として、第百十三条第三項の規定により著作人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

四 営利を目的として、第百十三条第五項の規定により著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

（平十一法七七・追加、平十四法七二・三号一部改正、平十六法九二・柱書一部改正四号追加）

第二百十一条 著作者でない者の実名又は周知の変名を著作者名として表示した著作物の複製物（原著作者の著作者でない者の実名又は周知の変名を原著作者の著作者名として表示した二次的著作物の複製物を含む。）を頒布した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（昭五九法四六・柱書一部改正、昭六三法八七・二号一部改正、平三法六三・全改、平八法一一七・一部改正、平十六法九二・一部改正）

第二百十一条の二 次の各号に掲げる商業用レコード（当該商業用レコードの複製物（二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。）を含む。）を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、又はその複製物を頒布の目的をもつて所持した者（当該各号の原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した後において当該複製、頒布又は所持を行つた者を除く。）は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 国内において商業用レコードの製作を業とする者が、レコード製作者からそのレコード（第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード

二 国外において商業用レコードの製作を業とする者が、実演家等保護条約の締約国の国民、世界貿易機関の加盟国の国民又はレコード保護条約の締約国の国民（当該締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。）であるレコード製作者からそのレコード（第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード

（平三法六三・追加、平六法一一二・二号一部改正、平八法一一七・柱書一部改正、平十六法九二・柱書二号一部改正）

第二百二十二条 第四十八条又は第二百条第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

（昭五九法四六・一部改正、平八法一一七・一部改正、平十六法九二・一部改正）

第二百二十二条の二 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の罪は、国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

(平十六法一二〇・追加、平十七法七五・1項一部改正2項追加)

第二百二十三条 第一百十九条、第二百十条の二第三号及び第四号、第二百一条の二並びに前条第一項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 無名又は変名の著作物の発行者は、その著作物に係る前項の罪について告訴をすることができる。ただし、第一百八条第一項ただし書に規定する場合及び当該告訴が作者の明示した意思に反する場合は、この限りでない。

(平三法六三・1項一部改正、平七法九一・1項一部改正、平十一法七七・1項一部改正、平十六法九二・1項一部改正、平十六法一二〇・1項一部改正、平十七法七五・1項一部改正)

第二百二十四条 法人の代表者（法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第一百十九条第一項若しくは第二項第三号若しくは第四号又は第二百二十二条の二第一項 三億円以下の罰金刑

二 第一百十九条第二項第一号若しくは第二号又は第二百十条から第二百二十二条まで 各本条の罰金刑

2 法人格を有しない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

3 第一項の場合において、当該行為者に対してした告訴又は告訴の取消しは、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴又は告訴の取消しは、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

4 第一項の規定により第一百十九条第一項若しくは第二項又は第二百二十二条の二第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

(平十二法五六・1項一部改正1項一号二号追加、平十四法七二・1項一号二号一部改正、平十六法九二・1項一号一部改正、平十六法一二〇・1項二号追加旧二号繰下、平十七法七五・1項一号一部改正二号削除旧三号繰上、平十八法一二一・1項一号二号一部改正4項追加)

 附 則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

（適用範囲についての経過措置）

第二条 改正後の著作権法（以下「新法」という。）中著作権に関する規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法（以下「旧法」という。）による著作権の全部が消滅している著作物については、適用しない。

2 この法律の施行の際現に旧法による著作権の一部が消滅している著作物については、新法中これに相当する著作権に関する規定は、適用しない。

3 この法律の施行前に行われた実演（新法第七条各号のいずれかに該当するものを除く。）又はこの法律の施行前にその音が最初に固定されたレコード（新法第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）でこの法律の施行の際現に旧法による著作権が存するものについては、新法第七条及び第八条の規定にかかわらず、著作権法中著作隣接権に関する規定（第九十四条の二、第九十五条、第九十五条の三第三項及び第四項、第九十七条並びに第九十七条の三第三項から第五項までの規定を含む。附則第十五条第一項において同じ。）を適用する。

（昭五九法四六・3項5項一部改正、平元法四三・5項削除、平八法一一七・3項削除4項一部改正、平十一法七七・3項一部改正、平十八法一二一・3項一部改正）

（国等が作成した翻訳物等についての経過措置）

第三条 新法第十三条第四号に該当する著作物でこの法律の施行の際現に旧法による出版権が設定されているものについては、当該出版権の存続期間内に限り、同号の規定は、適用しない。

（法人名義の著作物等の著作者についての経過措置）

第四条 新法第十五条及び第十六条の規定は、この法律の施行前に創作された著作物については、適用しない。

（書籍等の貸与についての経過措置）

第四条の二 削除

（昭五九法四六・追加、平十一法七七・一部改正、平十六法九二・全改）

（映画の著作物等の著作権の帰属についての経過措置）

第五条 この法律の施行前に創作された新法第二十九条に規定する映画の著作物の著作権の帰属については、なお従前の例による。

2 新法の規定は、この法律の施行前に著作物中に挿入された写真の著作物又はこの法律の施行前に嘱託によつて創作された肖像写真の著作物の著作権の帰属について旧法第二十四条又は第二十五条の規定により生じた効力を妨げない。

（自動複製機器についての経過措置）

第五条の二 著作権法第三十条第一項第一号及び第百十九条第二項第二号の規定の適用については、当分の間、これらの規定に規定する自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないものとする。

（昭五九法四六・追加、平四法一〇六・一部改正、平十一法七七・一部改正、平十八法一二一・一部改正）

（公開の美術の著作物についての経過措置）

第六条 この法律の施行の際現にその原作品が新法第四十五条第二項に規定する屋外の場所に恒常的に設置されている美術の著作物の著作権者は、その設置による当該著作物の展示を許諾したものとみなす。

（著作物の保護期間についての経過措置）

第七条 この法律の施行前に公表された著作物の著作権の存続期間については、当該著作物の旧法による著作権の存続期間が新法第二章第四節の規定による期間より長いときは、なお従前の例による。

（翻訳権の存続期間についての経過措置）

第八条 この法律の施行前に発行された著作物については、旧法第七条及び第九条の規定は、なおその効力を有する。

（著作権の処分についての経過措置）

第九条 この法律の施行前にした旧法の著作権の譲渡その他の処分は、附則第十五条第一項の規定に該当する場合を除き、これに相当する新法の著作権の譲渡その他の処分とみなす。

（合著作物についての経過措置）

第十条 この法律の施行前に二人以上の者が共同して創作した著作物でその各人の寄与を分離して個別的に利用することができるものについては、旧法第十三条第一項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の著作物は、新法第五十一条第二項又は第五十二条第一項の規定の適用については、共同著作物とみなす。

(裁定による著作物の利用についての経過措置)

第十一条 新法第六十九条の規定は、この法律の施行前に国内において販売された商業用レコードに録音されている音楽の著作物の他の商業用レコードの製作のための録音については、適用しない。

2 旧法第二十二条ノ五第二項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定により著作物を利用することができることとされた者は、なお従前の例により当該著作物を利用することができる。

3 旧法第二十二条ノ五第二項又は第二十七条第二項の規定に基づき文化庁長官が定めた償金の額は、新法第六十八条第一項又は第六十七条第一項の規定に基づき文化庁長官が定めた補償金の額とみなして、新法第七十二条及び第七十三条の規定を適用する。

4 前項の場合において、当該償金の額について不服のある当事者が裁定のあつたことをこの法律の施行前に知つているときは、新法第七十二条第一項に規定する期間は、この法律の施行の日から起算する。

(登録についての経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした旧法第十五条の著作権の登録、実名の登録及び第一発行年月日の登録に関する処分又は手続は、附則第十五条第三項の規定に該当する場合を除き、これらに相当する新法第七十五条から第七十七条までの登録に関する処分又は手続とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第十五条第三項の著作年月日の登録がされている著作物については、旧法第三十五条第五項の規定は、なおその効力を有する。

(出版権についての経過措置)

第十三条 この法律の施行前に設定された旧法による出版権でこの法律の施行の際現に存するものは、新法による出版権とみなす。

2 この法律の施行前にした旧法第二十八条ノ十の出版権の登録に関する処分又は手続は、これに相当する新法第八十八条の登録に関する処分又は手続とみなす。

3 第一項の出版権については、新法第八十条から第八十五条までの規定にかかわらず、旧法第二十八条ノ三から第二十八条ノ八までの規定は、なおその効力を有する。

(録音物による演奏についての経過措置)

第十四条 削除

(昭六一法六四・一部改正、平九法八六・一部改正、平十一法七七・全改)

(著作隣接権についての経過措置)

第十五条 この法律の施行前にした旧法の著作権の譲渡その他の処分で、この法律の施行前に行われた実演又はこの法律の施行前にその音が最初に固定されたレコードでこの法律の施行の日から新法中著作隣接権に関する規定が適用されることとなるものに係るものは、新法のこれに相当する著作隣接権の譲渡その他の処分とみなす。

- 2 前項に規定する実演又はレコードでこの法律の施行の際現に旧法による著作権が存するものに係る著作隣接権の存続期間は、旧法によるこれらの著作権の存続期間の満了する日が新法第百一条の規定による期間の満了する日後の日であるときは、同条の規定にかかわらず、旧法による著作権の存続期間の満了する日（その日がこの法律の施行の日から起算して五十年を経過する日後の日であるときは、その五十年を経過する日）までの間とする。
- 3 この法律の施行前に第一項に規定する実演又はレコードについてした旧法第十五条第一項の著作権の登録に関する処分又は手続は、これに相当する新法第百四条の著作隣接権の登録に関する処分又は手続とみなす。
- 4 附則第十条第一項及び第十二条第二項の規定は、第一項に規定する実演又はレコードについて準用する。

（昭六三法八七・2項一部改正、平三法六三・2項一部改正、平八法一一七・1項一部改正2項全改）

（複製物の頒布等についての経過措置）

第十六条 この法律の施行前に作成した著作物、実演又はレコードの複製物であつて、新法第二章第三節第五款（新法第百二条第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用するとしたならば適法なものとなるべきものは、これらの規定に定める複製の目的の範囲内において、使用し、又は頒布することができる。この場合においては、新法第百十三条第一項第二号の規定は、適用しない

（権利侵害についての経過措置）

第十七条 この法律の施行前にした旧法第十八条第一項若しくは第二項の規定に違反する行為又は旧法第三章に規定する偽作に該当する行為（出版権を侵害する行為を含む。）については、新法第十四条及び第七章の規定にかかわらず、なお旧法第十二条、第二十八条ノ十一、第二十九条、第三十三条、第三十四条、第三十五条第一項から第四項まで、第三十六条及び第三十六条ノ二の規定の例による。

（平四法一〇六・一部改正）

（罰則についての経過措置）

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十三年法律第四十九号）

（施行期日）

- 1 この法律は、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。〔昭和五十三年十月十四日から施行〕

（経過措置）

- 2 改正後の著作権法中著作隣接権に関する規定は、この法律の施行前にその音が最初に固定された著作権法第八条第六号に掲げるレコードについては、適用しない。

附 則（昭和五十六年法律第四十五号）（抄）

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。〔昭和五十六年五月十九日から施行〕

附 則（昭和五十八年法律第七十八号）（抄）

- 1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年法律第二十三号）（抄）

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔昭和五十九年五月二十一日から施行〕

附 則（昭和五十九年法律第四十六号）

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和六十年一月一日から施行する。

(暫定措置法の廃止)

- 2 商業用レコードの公衆への貸与に関する著作権等の権利に関する暫定措置法（昭和五十八年法律第七十六号。以下「暫定措置法」という。）は、廃止する。

(暫定措置法の廃止に伴う経過措置)

- 3 この法律の施行前に暫定措置法の規定により商業用レコードの公衆への貸与について許諾を得た者は、改正後の著作権法第二十六条の三、第九十五条の三及び第九十七条の三の規定にかかわらず、その許諾に係る条件の範囲内において当該商業用レコードに複製されている著作物、実演及びレコードを当該商業用レコードの貸与により公衆に提供することができる。

- 4 この法律の施行前にした暫定措置法第四条第一項の規定に違反する行為については、暫定措置法（これに基づく政令を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

附 則（昭和六十年法律第六十二号）（抄）

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和六十一年一月一日から施行する。ただし、第七十六条の次に一条を加える改正規定及び第七十八条第一項の改正規定並びに附則第六項の規定は、改正後の著作権法第七十八条の二に規定する法律の施行の日から施行する。〔昭和六十二年四月一日〕

(昭六一法六五・一部改正)

(職務上作成する著作物についての経過措置)

- 2 改正後の著作権法第十五条の規定は、この法律の施行後に創作された著作物について適用し、この法律の施行前に創作された著作物については、なお従前の例による。

(創作年月日登録についての経過措置)

3 改正後の著作権法第七十八条の二に規定する法律の施行の日前六月以内に創作されたプログラムの著作物に係る著作権法第七十六条の二第一項の登録については、その施行の日から三月を経過する日までの間は、同項ただし書の規定は、適用しない。

(昭六一法六五・追加)

(プログラムの著作物の複製物の使用についての経過措置)

4 改正後の著作権法第百十三条第二項の規定は、この法律の施行前に作成されたプログラムの著作物の複製物であつて、改正後の著作権法第四十七条の二の規定を適用するとしたならば適法であり、かつ、保存し得るべきものとなるものについては、適用しない。

(昭六一法六五・旧三項の繰下)

(罰則についての経過措置)

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(昭六一法六五・旧四項の繰下)

附 則 (昭和六十一年法律第六十四号)

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十二年一月一日から施行する。

(有線放送のための映画の著作物の著作権の帰属についての経過措置)

2 この法律の施行前に創作された改正後の著作権法第二十九条第三項に規定する映画の著作物の著作権の帰属については、なお従前の例による。

(有線放送事業者又は実演家に係る著作隣接権についての経過措置)

3 著作権法中有線放送事業者又は実演家に係る著作隣接権に関する規定(第九十五条並びに第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。)は、この法律の施行前に行われた有線放送又はその有線放送において送信された実演(同法第七条第一号から第三号までに規定する実演に該当するものを除く。)については、適用しない。

(罰則についての経過措置)

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平十一法七七・3項一部改正)

附 則（昭和六十一年法律第六十五号）（抄）

（施行期日）

1 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年法律第八十七号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔昭和六十三年十一月二十一日から施行〕

（経過措置）

2 改正後の著作権法第二百一十二条第二号の規定は、この法律の施行後に行われる次に掲げる行為については、適用しない。

一 国内において商業用レコードの製作を業とする者がレコード製作者からそのレコード（第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード（次号において「特定外国原盤商業用レコード」という。）で、当該原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して二十年を経過する日（次号において「改正前の禁止期間経過日」という。）がこの法律の施行前であるものを商業用レコードとして複製し、又はその複製物を頒布する行為

二 改正前の禁止期間経過日以前に特定外国原盤商業用レコードを複製した商業用レコードで、改正前の禁止期間経過日がこの法律の施行前であるものを頒布する行為

附 則（平成元年法律第四十三号）

（施行期日）

1 この法律は、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。〔平成元年十月二十六日から施行〕

（条約により保護の義務を負う実演等についての経過措置）

2 改正後の著作権法（以下「新法」という。）中著作隣接権に関する規定（第九十五条及び第九十七条の規定を含む。）は、次に掲げるものについては、適用しない。

一 この法律の施行前に行われた新法第七条第五号に掲げる実演

二 この法律の施行前にその音が最初に固定された新法第八条第三号に掲げるレコードで次項に規定するもの以外のもの

三 この法律の施行前に行われた新法第九条第三号に掲げる放送

3 この法律の施行前にその音が最初に固定された新法第八条第三号に掲げるレコードで許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約により我が国が保護の義務を負うものについては、なお従前の例による。

（国内に常居所を有しない外国人であった実演家についての経過措置）

4 著作権法中著作隣接権に関する規定（第九十五条並びに第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）は、この法律の施行前に行われた実演に係る実演家で当該実演が行われた際に国内に常居所を有しない外国人であったものについては、適用しない。ただし、著作権法の施行前に行われた実演で同法の施行の際現に旧著作権法（明治三十二年法律第三十九号）による著作権が存するものに係る実演家については、この限りでない。

（平八法一一七・一部改正、平十一法七七・4項一部改正、平十八法一二一・4項一部改正）

附 則（平成三年法律第六十三号）

（施行期日）

1 この法律は、平成四年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 著作権法第九十五条の三の規定は、著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号。次項第二号において「平成元年改正法」という。）の施行前に行われた著作権法第七条第五号に掲げる実演については、適用しない。

3 著作権法第九十七条の三の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。

一 許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（次号及び附則第五項第三号において「レコード保護条約」という。）により我が国が保護の義務を負うレコード（著作権法第八条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）であって著作権法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十九号）の施行前にその音が最初に固定されたもの

二 著作権法第八条第三号に掲げるレコード（レコード保護条約により我が国が保護の義務を負うものを除く。）であって平成元年改正法の施行前にその音が最初に固定されたもの

4 最初に販売された日がこの法律の施行前である商業用レコード（第七条第一号から第四号までに掲げる実演が録音されているもの及び第八条第一号又は第二号に掲げるレコードが複製されているものに限る。）を実演家又はレコード製作者が貸与により公衆に提供する権利に関する第九十五条の三第二項に規定する期間経過商業用レコードに係る期間の起算日については、なお従前の例による。

5 改正後の第二百二十一条の二の規定は、この法律の施行後に行われる次に掲げる行為については、適用しない。

一 国内において商業用レコードの製作を業とする者がレコード製作者からそのレコード（第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード（次号において「特定外国原盤商業用レコード」という。）で、当該原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して二十年を経過する日（次号において「二十年の禁止期間経過日」という。）が著作権法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第八十七号。次号及び第三号において「昭和六十三年改正法」という。）の施行前であるもの（当該商業用レコードの複製物（二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。）を含む。）を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、又はその複製物を頒布の目的をもって所持する行為

二 二十年の禁止期間経過日以前に特定外国原盤商業用レコードを複製した商業用レコードで、二十年の禁止期間経過日が昭和六十三年改正法の施行前であるものを頒布し、又は頒布の目的をもって所持する行為

三 著作権法の施行地外において商業用レコードの製作を業とする者が実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約又はレコード保護条約の締約国の国民（これらの条約の締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。）であるレコード製作者からそのレコード（第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）の原盤の提供を受けて製作した商業用レコードで、当該原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して二十年を経過する日が昭和六十三年改正法の施行前であるもの（当該商業用レコードの複製物（二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。）を含む。）を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、又はその複製物を頒布の目的をもって所持する行為

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（平十一法七七・2項3項柱書4項一部改正、平十八法一二一・2項3項一号二号一部改正）

附 則（平成四年法律第百六号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定、第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第五章を第六章とし、第四章の次に一章を加える改正規定（第百四条の四、第百四条の五並びに第百四条の八第一項及び第三項に係る部分を除く。）及び附則第十七条の改正規定は、公布の日から施行する。〔平成五年政令第百四十六号で平成五年六月一日から施行〕

（経過措置）

2 改正後の著作権法（以下「新法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の購入（小売に供された後の最初の購入に限る。以下同じ。）に係る新法第百四条の四第一項の特定機器により施行日前の購入に係る同項の特定記録媒体に行われる新法第百四条の二第一項第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画については、適用しない。

3 施行日前の購入に係る新法第百四条の四第一項の特定機器により施行日以後の購入に係る同項の特定記録媒体に新法第百四条の二第一項第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画を行う場合には、当該特定機器は、新法第百四条の四第一項の規定により私的録音録画補償金が支払われたものとみなす。施行日以後の購入に係る同項の特定機器により施行日前の購入に係る同項の特定記録媒体に新法第百四条の二第一項第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画を行う場合の当該特定記録媒体についても、同様とする。

附 則（平成五年法律第八十九号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。〔平成六年十月一日から施行〕

附 則（平成六年法律第百十二号）

（施行期日）

- 1 この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日の翌日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成八年一月一日から施行〕

（著作隣接権に関する規定の適用）

- 2 第一条の規定による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第七条第四号に掲げる実演（同条第一号から第三号までに掲げる実演に該当するものを除く。）で次に掲げるもの又は同条第五号に掲げる実演で次に掲げるものに対する著作権法中著作隣接権に関する規定（第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、著作権法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十四号）附則第三項、著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号。以下「平成元年改正法」という。）附則第二項及び著作権法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十三号。附則第四項において「平成三年改正法」という。）附則第二項の規定は、適用しない。

一 世界貿易機関の加盟国において行われた実演

二 次に掲げるレコードに固定された実演 イ 世界貿易機関の加盟国の国民（当該加盟国の法令に基づいて設立された法人及び当該加盟国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）をレコード製作者とするレコード

ロ レコードでこれに固定されている音が最初に世界貿易機関の加盟国において固定されたもの

三 次に掲げる放送において送信された実演（実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されたものを除く。） イ 世界貿易機関の加盟国の国民である放送事業者の放送

ロ 世界貿易機関の加盟国にある放送設備から行われた放送

- 3 前項各号に掲げる実演に係る実演家で当該実演が行われた際国内に常居所を有しない外国人であったものに対する著作権法中著作隣接権に関する規定（第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、平成元年改正法附則第四項の規定は、適用しない。

- 4 次に掲げるレコードに対する著作権法中著作隣接権に関する規定（第九十七条の三第三項から第五項までの規定を含む。）の適用については、平成元年改正法附則第二項及び第三項並びに平成三年改正法附則第三項の規定は、適用しない。

一 新法第八条第三号に掲げるレコードで次に掲げるもの イ 世界貿易機関の加盟国の国民をレコード製作者とするレコード

ロ レコードでこれに固定されている音が最初に世界貿易機関の加盟国において固定されたもの

二 著作権法第八条第五号に掲げるレコードで許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（附則第六項において「レコード保護条約」という。）により我が国が保護の義務を負うものの

5 新法第九条第三号に掲げる放送で次に掲げるものに対する新法中著作隣接権に関する規定の適用については、平成元年改正法附則第二項の規定は、適用しない。

- 一 世界貿易機関の加盟国の国民である放送事業者の放送
- 二 世界貿易機関の加盟国にある放送設備から行われた放送

(外国原盤商業用レコードの複製等についての経過措置)

6 新法第二百一十一条の二の規定は、著作権法の施行地外において商業用レコードの製作を業とする者が世界貿易機関の加盟国の国民（実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約又はレコード保護条約の締約国の国民（これらの条約の締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。）である場合を除く。）であるレコード製作者からそのレコード（新法第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）の原盤の提供を受けて製作した商業用レコードで、当該原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して二十年を経過する日が著作権法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第八十七号）の施行前であるもの（当該商業用レコードの複製物（二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。）を含む。）を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、又はその複製物を頒布の目的をもって所持する行為であって、この法律の施行後に行われるものについては、適用しない。

(平十一法七七・2項柱書3項4項一部改正、平十八法一二一・2項3項4項二号一部改正)

附 則（平成七年法律第九十一号）（抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔平成七年六月一日から施行〕

附 則（平成八年法律第百十七号）（抄）

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成九年三月二十五日から施行〕

(写真の著作物の保護期間についての経過措置)

2 改正後の著作権法中著作物の保護期間に関する規定（次項において「新法」という。）は、写真の著作物については、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存するものについて適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している写真の著作物については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に創作された写真の著作物の著作権の存続期間は、当該写真の著作物の改正前の著作権法中著作物の保護期間に関する規定（以下「旧法」という。）による期間の満了する日が新法による期間の満了する日後の日であるときは、新法にかかわらず、旧法による期間の満了する日までの間とする。

附 則（平成九年法律第八十六号）

（施行期日）

1 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

（自動公衆送信される状態に置かれている著作物等についての経過措置）

2 改正後の著作権法（以下「新法」という。）第二十三条第一項、第九十二条の二第一項又は第九十六条の二の規定は、この法律の施行の際現に自動公衆送信される状態に置かれている著作物、実演（改正前の著作権法（以下「旧法」という。）第九十二条第二項第二号に掲げるものに限る。以下この項において同じ。）又はレコードを、当該自動公衆送信に係る送信可能化を行った者（当該送信可能化を行った者との法律の施行の際現に当該著作物、実演又はレコードを当該送信可能化に係る新法第二条第一項第九号の五の自動公衆送信装置を用いて自動公衆送信される状態に置いている者が異なる場合には、当該自動公衆送信される状態に置いている者）が当該自動公衆送信装置を用いて送信可能化する場合には、適用しない。

3 この法律の施行の際現に自動公衆送信される状態に置かれている実演（旧法第九十二条第二項第二号に掲げるものを除く。）については、同条第一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（罰則についての経過措置）

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十年法律第百一号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年法律第四十三号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。）の施行の日から施行する。〔平成十三年四月一日〕（以下略）

（著作権法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第十一条の規定による改正後の著作権法第十八条第三項の規定は、この法律の施行前に著作者が情報公開法第二条第一項に規定する行政機関又は地方公共団体に提供した著作物でまだ公表されていないもの（その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。）については、適用しない。

附 則（平成十一年法律第七十七号）（抄）

（施行期日）

1 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十九号の次に二号を加える改正規定、第三十条第一項の改正規定、第百十三号の改正規定、第百十九号の改正規定、第百二十号の次に一条を加える改正規定、第百二十三号第一項の改正規定及び附則第五条の二の改正規定並びに附則第五項の規定は、平成十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の著作権法第二十六条の二第一項、第九十五条の二第一項及び第九十七条の二第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物（著作権法第二十一条、第九十一条第一項又は第九十六条に規定する権利を有する者の権利を害さずに作成されたものに限り、出版権者が作成した著作物の複製物を除く。）の譲渡による場合には、適用しない。
- 3 改正後の著作権法第二十六条の二第一項の規定は、この法律の施行前に設定された出版権でこの法律の施行の際現に存するものを有する者が当該出版権の存続期間中に行う当該出版権の目的となっている著作物の複製物の頒布については、適用しない。
- 4 出版権（この法律の施行前に設定されたものに限る。）が消滅した後において当該出版権を有していた者が行う当該出版権の存続期間中に作成した著作物の複製物の頒布については、なお従前の例による。
- 5 平成十一年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間は、改正後の著作権法第百十三条第四項中「第九十五条の三第三項」とあるのは「第九十五条の二第三項」と、「第九十七条の三第三項」とあるのは「第九十七条の二第三項」とする。
- 6 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第四十三号。以下「整備法」という。）の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、整備法の施行の日の前日までの間は、改正後の著作権法第四十七条の三中「第四十二条、第四十二条の二」とあるのは「第四十二条」と、「第四十二条又は第四十二条の二」とあるのは「又は第四十二条」とする。
- 7 この法律の施行前にした行為及び附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十一年法律第百六十号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

附 則（平成十一年法律第二百二十号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三 （略）

附 則（平成十二年法律第五十六号）（抄）

（施行期日）

1 この法律は、平成十三年一月一日から施行する。ただし、第一条中著作権法第五十八条の改正規定及び第二条の規定は、著作権に関する世界知的所有権機関条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。〔平成十四年三月六日から施行〕

(損害額の認定についての経過措置)

2 第一条の規定による改正後の著作権法第百十四条の四の規定は、この法律の施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

(罰則についての経過措置)

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成十二年法律第百三十一号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十三年法律第百四十号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成十四年十月一日〕 (以下略)

附 則 (平成十四年法律第七十二号) (抄)

(施行期日)

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の改正規定、第八条の改正規定、第九十五条の改正規定、第九十五条の三の改正規定、第九十七条の改正規定、第九十七条の三の改正規定並びに附則第二項から第四項まで、第六項、第七項及び第九項の規定 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約 (以下「実演・レコード条約」という。) が日本国について効力を生ずる日〔平成十四年十月九日から施行〕

二 目次の改正規定 (「第百条の四」を「第百条の五」に改める部分に限る。)、第八十九条第四項の改正規定、第九十九条の次に一条を加える改正規定、第四章第五節中第百条の四を第百条の五とし、第百条の三の次に一条を加える改正規定及び第百三条の改正規定 平成十五年一月一日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 実演・レコード条約が日本国について効力を生ずる日又は平成十五年一月一日のうちいずれか早い日〔平成十四年十月九日から施行〕

2～8 (略)

附 則 (平成十五年法律第八十五条) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。

(映画の著作物の保護期間についての経過措置)

第二条 改正後の著作権法 (次条において「新法」という。) 第五十四条第一項の規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物について適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については、なお従前の例による。

第三条 著作権法の施行前に創作された映画の著作物であつて、同法附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされるものの著作権の存続期間は、旧著作権法（明治三十二年法律第三十九号）による著作権の存続期間の満了する日が新法第五十四条第一項の規定による期間の満了する日後の日であるときは、同項の規定にかかわらず、旧著作権法による著作権の存続期間の満了する日までの間とする。

（罰則についての経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十五年法律第六十一号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。〔平成十七年四月一日から施行〕

附 則（平成十五年法律第百十九号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。〔平成十六年四月一日から施行〕

附 則（平成十六年法律第八十四号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成十七年四月一日から施行〕

附 則（平成十六年法律第九十二号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

（商業用レコードの輸入等についての経過措置）

第二条 改正後の著作権法第百十三条第五項の規定は、この法律の施行前に輸入され、この法律の施行の際現に頒布の目的をもって所持されている同項に規定する国外頒布目的商業用レコードについては、適用しない。

第三条 改正後の著作権法第百十三条第五項に規定する国内頒布目的商業用レコードであつてこの法律の施行の際現に発行されているものに対する同項の規定の適用については、同項ただし書中「国内において最初に発行された日」とあるのは「当該国内頒布目的商業用レコードが著作権法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十二号）の施行の際現に発行されているものである場合において、当該施行の日」と、「経過した」とあるのは「経過した後、当該」とする。

（書籍等の貸与についての経過措置）

第四条 この法律の公布の日の属する月の翌々月の初日において現に公衆への貸与の目的をもって所持されている書籍又は雑誌（主として楽譜により構成されているものを除く。）の貸与については、改正前の著作権法附則第四条の二の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成十六年法律第百二十号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 この法律による改正後の裁判所法、民事訴訟法、民事訴訟費用等に関する法律、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法及び著作権法の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前のこれらの法律の規定により生じた効力を妨げない。

（特許法等の一部改正に伴う経過措置）

第三条 次に掲げる規定は、この法律の施行前に、訴訟の完結した事件、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

一 第四条の規定による改正後の特許法（以下この条及び附則第五条第二項において「新特許法」という。）第百四条の三及び第百五条の四から第百五条の六までの規定（新特許法、第五条の規定による改正後の実用新案法（第三号において「新実用新案法」という。）、第六条の規定による改正後の意匠法（次号において「新意匠法」という。）及び第七条の規定による改正後の商標法（同号において「新商標法」という。）において準用する場合を含む。）

二 新特許法第百六十八条第五項及び第六項の規定（新特許法、新意匠法及び新商標法において準用する場合を含む。）

三 新実用新案法第四十条第五項及び第六項の規定（新実用新案法第四十五条第一項において読み替えて準用する新特許法第百七十四条第二項において準用する場合を含む。）

四 第八条の規定による改正後の不正競争防止法第六条の四から第六条の六までの規定

五 第九条の規定による改正後の著作権法第百十四条の六から第百十四条の八までの規定

附 則（平成十六年法律第百四十七号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成十七年六月二十九日法律第七十五号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条、第十三条及び第十四条の規定は、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十六号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成十八年法律第百二十一号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、第一条及び附則第四条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（放送のための映画の著作物の著作権の帰属についての経過措置）

第二条 この法律の施行前に創作されたこの法律による改正後の著作権法（次条において「新法」という。）第二十九条第二項に規定する映画の著作物の著作権の帰属については、なお従前の例による。

（放送される実演の有線放送についての経過措置）

第三条 新法第九十四条の二の規定は、著作権法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十四号）附則第三項若しくは著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号。以下この条において「平成元年改正法」という。）附則第二項の規定の適用により新法中著作隣接権に関する規定の適用を受けない実演又は平成元年改正法附則第四項の規定の適用により新法中著作隣接権に関する規定の適用を受けない実演家に係る実演については、適用しない。

（罰則についての経過措置）

第四条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

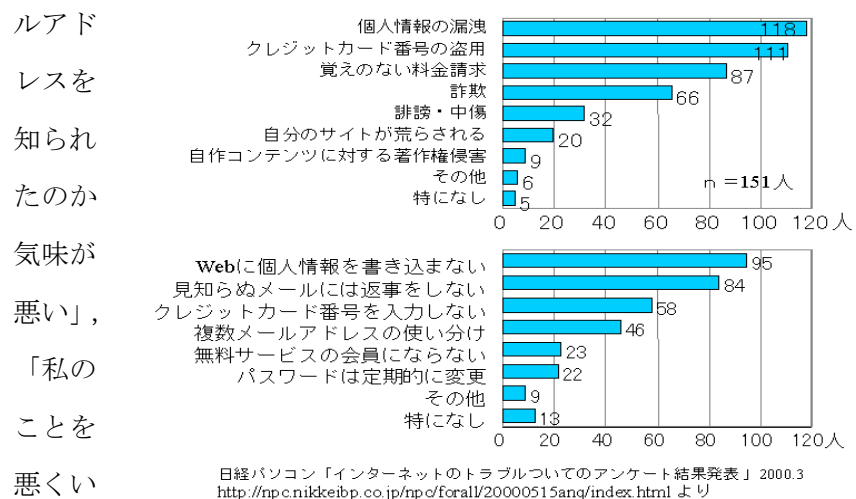
14. 「プライバシー」

本時のポイント

1. インターネットで自分に関するデータを入力することがありますが、それらのデータが目的以外に使われないか、第三者に漏れるのではないかという、プライバシーに関する危険が気になります。
2. ここでは、自分のプライバシーを守ること、他人のプライバシーを尊重することについて考えます。

(1) 自分のプライバシーを守る

「関係のないところから商品宣伝のメールがきた。どうしてメー



「うメールを多くの人たちに流された」「自分の気に入っている電子掲示板に、最近卑猥な言葉を書き込む人がいた」などの被害が多くあります。このような、自分のことについて自分が望まないのに他人に知られてしまうことを防ぐ必要があります。

①アンケートでの注意

プレゼントや懸賞のサイトは、単にサービスをしているのではなく、あなたの住所、年齢、趣味などの顧客情報を入手して販売戦略を立てるのに利用しているのです。それ自体は悪いことではありま

せんが、そこから情報が漏洩する事件がよくあります。顧客情報、特に特定の目的のために整理された顧客リストは、結構な値段で売れるのです☆。それで入手した情報を他社に売るとか、あるいはプライバシーを入手する目的でデータを集めている連中もいるのです。そのようなサイトに自分に関するデータを入力したら、そのデータがどこにまわされるかわかりません。

(a) プライバシーポリシー

ですから、いかがわしそうなサイトには個人情報を入力しないのが無難です。いかがわしいかどうかを判断するのは困難ですが、次のことが一応の基準になるでしょう。

通商産業省の個人情報保護ガイドラインに準拠して個人情報の取扱いを適切に行っている民間事業者に対しては、「プライバシーマーク」や「個人情報保護マーク」をつける制度があります。それを付けているページはまだ少ないのが現状ですが、このマークがあれば安全なサイトであるといえましょう。

信用のおけるサイトでは、「プライバシーポリシー」（名称は多様ですが）が掲げてあります。これは、送ったデータをどのような目的に使い、どのように管理するのかを示しているものです。

そのサイトの周りのページを見ましょう。特に「会社概要」のよう



なものを探しましょう。そうすれば、まともなページかそうでないかは、ほぼ理解できましょう。どこを探しても、メールアドレスだけで住所や電話番号がないというサイトは危険です。

(b) 個人情報の漏洩事件

良心的なサイトでも、ミスにより個人情報を外部から見えるところに掲げ、内部の者が不正に持ち出すとか外部から不正アクセスにより盗みだすなど、顧客情報が第三者に漏洩した事件は多いのです。ですから、信用のあるサイトであっても、提供する情報は必要最小限に絞りましょう。あなたが考えて「どうしてこんなデータまでも必要なのだろうか」と不審に思うような項目は入力するべきではないし、その入力を必須としている場合は、そのデータ何か異なる目的に使うためでしょうから、たとえプライバシーポリシーを掲げていても信用してはいけません。

②掲示板・チャット・メーリングリストでの注意

掲示板やチャットは仲間同士のおしゃべりのようなもので楽しいので、とかく自己紹介を兼ねて自分のプライバシーに関することを気楽に掲げがちです。ところが、その中身を誰が見ているかわかりません。覗き趣味のような人はどこにでもいるのです。

(a) ハンドル名に注意

電子掲示板やチャットでは、ハンドル名（仮名）を使うことが通常です。本当に信頼できる場所でない限り、本名を出すとか女性名称にするのは避けたほうが無難です。それに、なるべく本人が特定できること一住所とか大学など一がわかるような名前は避けましょう。

(b) 相手に気を許すな

逆にいえば、女子大生だと名乗りそれらしいハンドル名で、女の子らしい表現の文章を書いているとしても、実は40代の男性だったというようなことはよくあります。単に楽しんでいる程度なら罪も軽いのですが、そこでカモを物色していることすらあります。そのような人は、いくつもメールアドレスを持っていて、チャットのときはAというアドレスを使い、Bというアドレスであなたに近づくのですから、あなたはAとBが同一人物だとは気づかないでしょう。

(c)トラブル対応

掲示板やメーリングリストであなたのプライバシーを暴かれたり誹謗されたりするトラブルが多くあります。その内容が真実であろうと虚偽であろうと、それはれっきとした犯罪です。それに敢然と立ち向かうこともよいでしょうが、このようなことをする人はストーリー的な性格なことが多いので、さらに過激になる危険があります。このような内容の掲示を許している主宰者にも責任があります。主宰者に抗議して掲示板の内容を削除させたり、メーリングのときには加害者をリストから外させるようにしましょう。そうすることは被害者の権利であり、それに従うのは主宰者の義務なのです。

③ホームページでの注意

自分でホームページを作っている人への注意です。ここからプライバシーが漏洩する（というよりも公表している！）ことが多いのです。特に次のようなことに注意しましょう。

(a) ページの内容

まるで日記を公表しているようなページがあります。たとえそれがフィクションであっても、それを見る人がどう解釈するかわかりません。

(b) 自己紹介

あなたのページの内容に正当な抗議をする手段を提供することはエチケットです。少なくともメールアドレスは明示すべきです。しかし、本名、住所、身分などに関しては、そのページの内容により必要な場合もあれば不要な場合もあります。そのページをよりよく理解するための情報は提供すべきですが、不要な情報はできるだけ掲げないほうが安全です。逆にいえば、自分が知られたくない個人情報掲げなければ他人が理解できないような内容は、そもそもホームページに掲げるべきではないのです。

③その他の注意

(a) メールアドレスや送信者名について

これからの社会では電子メールの利用が進みます。ビジネスに従事している人は、メールアドレスを名刺に印刷する人も多くなりました。就職活動でも連絡に電子メールを使うことが多くなりました。そのようなわけで、メールアドレスを秘密にするのは無理でしょう。でも、若い女性はいたずらの対象になりやすいので、女性であることがすぐわかるようなユーザID（メールアドレスでの@の前）にしないほうが無難です。とはいえ、あまりふざけた名前にすると、就職活動などでは不適切ですね。苗字だけあるいは名前の頭文字と苗字とにしておくのがよいでしょう。

メールソフトでは、自分のメールアドレスに名前をつける（「送信者」あるいは「From」に表示する名称）ことが多いですね。相手にはその名前が表示されます。そのときも本名を隠す必要がある場合と、本名を示すのがエチケットな場合があります。いくつかの名前を用意しておき、場合によって使い分けるようにしましょう。

(b) すべては自己責任

ホームページに掲げるのはもちろんのこと、チャットに参加したりアンケートに答えるのも強制されたのではなく、あなたの自由意思で行なったことです。ですから、その結果には自分に責任があることを認識してください。インターネットの世界は、実世界よりもドライな世界なのです。

（２）他人のプライバシーを尊重しよう

自分のプライバシーを自分で守るのは当然ですが、もっと重要なことは、他人のプライバシーを守ることです。案外気づかないでそれを洩らしていることが多いのです。

①プライバシーの対象

プライバシーとは、「自分のこと」を自分の意思に反して他人に知られたくないということです。では、その「自分のこと」とは何でしょうか？ 一般に病歴や犯罪歴などは秘密にしたいのは当然です。社会人なら収入や学歴もそうでしょう。女性ならば3サイズも知られたくないでしょう。住所や電話番号もみだりに知られるのは困ります。大学や会社も知られたくないないし、ある会合に参加したことも知られたくないので、名簿とか集団写真も公表されたくないようなこともあります。このように、プライバシーとは客観的な範囲があるのではなく、本人がプライバシーであると思うことがプライバシーなのであり、他人が判断することではありません。

②インターネットの特徴

あなたが本を出版しても、よれを読んでもくれる（立ち読みでも）人数はたかがしれています。テレビで放送しても、録画でもしない限りその時点で消えてしまいます。ところがインターネットでは、世界中の数億という人数がそれを見る機会がありますし、積極的に削除しない限り永久に残ってしまうのです。

とくにホームページに掲げたものは、多くのポータルサイト（YahooやGooなど）がそのURLを収集していますし、ロボットによるサーチエンジンにより内容全体ではなく部分的な文字で判断している場合もあります。それで積極的にあなたのホームページを探さなくても、何かの拍子にそのページを見ることもあるのです。ですから「どうせ私のホームページなんか見る人は少ない」とはいえないのです。

③漏洩の原因と対処

メールやホームページで、友人の紹介をしたりしませんか？ 悪口ではなく褒めたことであっても、当人は不快になるかもしれません。また、名前を出さなくても、それを見る人がほかの情報を持っていて、それが誰のことか特定できることもあります。

ホームページに旅行の写真を掲げることもあるでしょうが、そのときに友人も写っていませんか？ 友人は、あなたのグループに入っていること、その旅行に参加したことを公表されたくないと思っているかもしれませんし、（名前が出ていなくても）自分の写真を使われたくないと思っているかもしれません。みだりに他人の写真を公表するのは肖像権の侵害にもなります。

このように、思いがけないことで他人のプライバシーを侵害することが多いのです。ですから、他人のことには触れないのが安全ですし、それを掲げるときには本人の承諾を得るようにしましょう。逆に、他人があなたの情報を掲げることが承諾するときには、それによる結果はあなたの責任であることを認識しましょう。

本時の重要事項

1. プライバシーとは、「自分のこと」を自分の意思に反して他人に知られたくないということです。

15. 「個人情報保護法」

本時のポイント

1. 個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）が2003年に公布され、2005年4月から全面施行されました。ここでは、個人情報保護法の概要と関連法規・基準などについて学習します。

（1）個人情報保護法の概要

個人情報保護法は正式には「個人情報の保護に関する法律」（平成十五年法律第五十七号）といます。

また、法律では「政令で定める」との記述がありますが、それは個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号、以下「政令という」）があります。

①個人情報保護法の体系

個人情報保護法の構成は次の通りです。

第1章 総則

目的（第1条）

定義（第2条）

基本理念（第3条）

第2章 国及び地方公共団体の責務等（第4条～第6条）

第3章 個人情報の保護に関する施策等（第7条～第14条）

第4章 個人情報取扱事業者の義務等

第1節 個人情報取扱事業者の義務（第15条～第36条）

第2節 民間団体による個人情報の保護の推進（第37条～第49条）

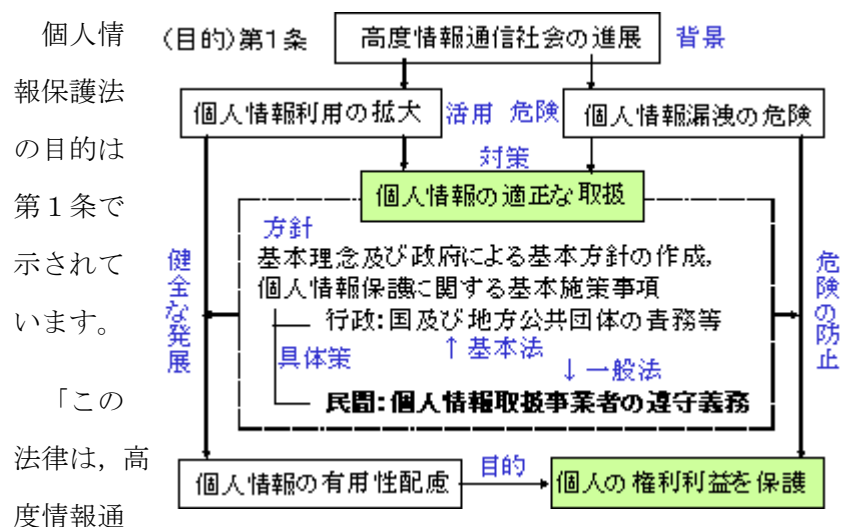
第5章 雑則（第50条～第55条）

第6章 罰則（第56条～第59条）

附則

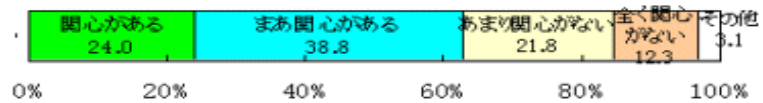
第1章から第3章までは、行政等も含む個人情報保護を総合的に推進する基本的な枠組みを示した基本法であり、第4章～第6章は、民間事業者が個人情報取扱での義務を規定した一般法になっています。基本法の部分は公布の日（2003年5月30日）から施行、一般法の部分は2005年4月1日から施行されました。

②個人情報保護法の目的

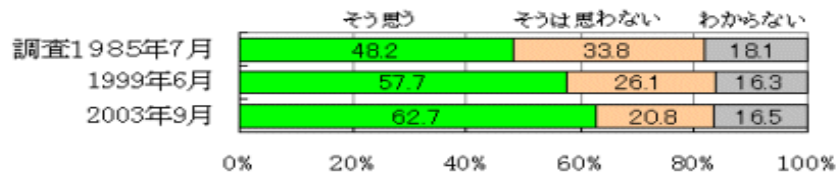


信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

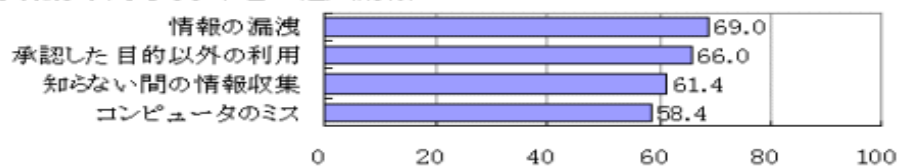
個人情報保護問題への関心度



最近個人情報の利用に関係したプライバシー侵害が増えたと思うか



行政機関や民間事業者の個人情報の取扱いに対する不安



内閣府「個人情報(漏洩)に関する世論調査」2003年9月調査より作成
<http://www8.cao.go.jp/survey/h15/h15-kojinjouho/index.html>

内閣府は2003年9月（個人情報保護法公布3ヶ月後）に「個人情報保護に関する世論調査」を行いました。個人情報保護に「関心がある」「まあ関心がある」が63%あり、「関心がない」の22%を大きく上回っています。同法の審議のときに報道の観点からの指摘や住民基本台帳ネ

(定義) 第2条

個人情報取扱事業者

5000人超を事業の用に供している事業者
 除:行政,報道,学術研究,宗教,政治等団体

個人情報	個人データ	保有個人データ
生存する個人 特定個人の識別可能 他の情報と容易に照合でき、特定個人の識別ができるものを含む	個人情報DB等を構成するデータ = 特定の個人情報を体系的に検索できるもの デジタル情報だけではない 非個人情報DB等 体系的に検索できない情報 個人情報以外の情報と混在(検索エンジン)	個人情報取扱事業者が開示、内容訂正、追加削除等の権限を持つもの 非保有個人データ 6ヶ月以内に廃棄するもの データ入力や配送依頼など、自社が訂正等の権限を持たないもの
非個人情報	abc123@nifty.co.jpのようなメールアドレス(対応表なし) 法人名は個人情報ではない	

ットワークでのセキュリティ問題が話題になったことも理由でしょうが、個人情報の漏洩が頻繁に発生するなど、個人情報の利用に関係したプライバシー侵害が増えて、個人情報を取扱う事業者への不安が大きくなってきたのが大きな理由だと思われます。

③個人情報保護法での用語の定義

(a) 個人情報

「個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう」とされています。

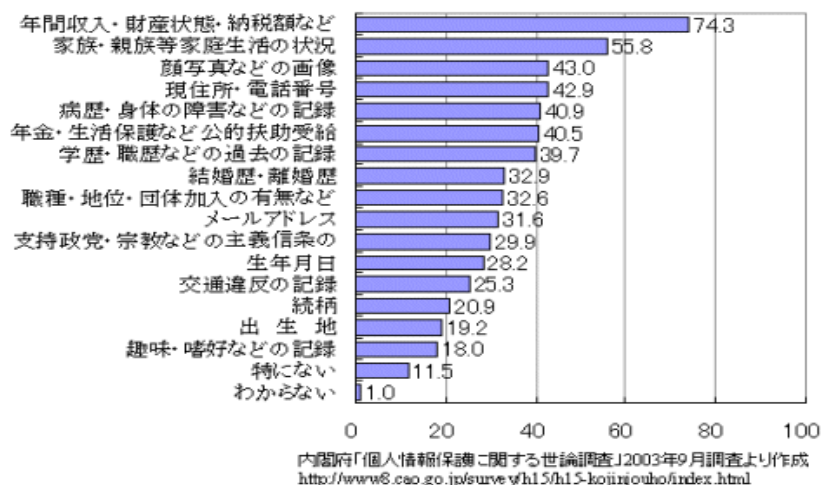
ここで「生存する個人」としているのは、「死亡した個人」についてはこの法律では対象にしていけないということであり、死亡した人であっても個人情報を不注意に取扱いと、遺族などの権利や利益を侵害することがあります。「個人」ですので、会社や団体などの名称や住所などは対象になりません。「個人名ではなくコードにしておけば個人情報にならない」と思うかもしれませんが、個人マスターファイルなどを参照すれば個人を識別することができます。

(b) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報のことです。そして、「個人情報を含む情報の集合物で、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」を個人情報データベースといい、それに、「個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの」を加えて個人情報データベース等といいます。ですから、カルテや指導要録等、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順、年月日順等）に従って整理・分類しものや、名刺を一定の規則で保管していれば、それも個人情報データベース等になります。

(c) 個人情報取扱事業者

個人情報データベース等を事業の用に供している者で、国や地方公共団体等および個人情報の量が過去6ヶ月以内で5000人分以下のものは除くとしています。



とは、業務の一環として用いることで、従業員の給与計算も事業の用ですから、従業員の個人情報も個人データになります。

ここで5000人分とは、同じ個人のデータが複数の個人情報データベース等に重複しており、その合計が5000件を超えたとしても、個人情報取扱事業者にはなりません。5000人分以下を除外したのは、小規模な企業や個人までも対象にしても、現実には個人情報取扱事業者として義務の適用が困難だとの理由にすぎません。この法律の適用は受けませんが、決して5000人分以下ならば個人情報保護の責任はないというわけではありません。たった1人の個人情報でも、不正利用や漏洩があってはならないのです。この法律の適用外であっても民法などの法律により、訴えられることがあります。

なお、国や地方公共団体等を除いているのは、この法律とは別に「行政等個人情報保護法」があるからです。これ以外にも、報道、学術研究、宗教、政治などの団体も、それぞれの本来の業務遂行の観点から除外しています（自主的な取組みが期待されています）。

(e) 保有個人データ

個人情報取扱事業者が開示、訂正等の権限を有する個人データです。すなわち、保有個人データに関しては、本人から請求があったときには、訂正や削除をする責任を持つことになります。

データ入力やコンピュータ処理を受託したり、配送を受託したりして受けた個人データは、それらのデータは自社で勝手に開示、訂正等をする権限を持っていないのですから、保有個人データではありません。また、6ヶ月以内に廃棄が予定されている個人データも保有個人データには入りません。

④「個人情報」と「プライバシー」

一般に個人情報は次のように区分されます。

(a) 公知情報

氏名や住所など、日常的に公表しているもの

(b) 非公知情報

職業や学歴など、あえて秘密にはしないが、広くは知られたくないもの

(c) 機微情報

思想、宗教、病歴、犯罪歴など、秘密にしたいもの。センシティブ情報ともいいます。先の内閣府の調査では、「他人に知られたくない情報」の上位2つが「年間収入・財産状態・納税額などの記録」と「家族・親族等家庭生活の状況」でした。

個人情報保護法では、個人情報の内容が示されていません。それは、公知情報も含むすべての情報を対象にしているからです。氏名と住所だけの一覧表も個人情報の対象になります。個人情報に似た概念に「プライバシー」があります。プライバシーとは、そもそも「他人から個人の静穏を侵害されない自由」という概念でしたが、

最近では「個人情報へのアクセスをコントロールする権利」であると認識されるようになり、個人情報保護と近くなってきました。それでも公知情報をプライバシーとするのは一般的ではないでしょう。また、プライバシー保護では、芸能スキャンダルのような個人により異なる情報を対象にしているのに対して、個人情報保護では多数の人に共通する情報を対象にしている傾向があります。しかし、プライバシーの概念が個人情報と似てきましたので、通常の場合は、あえて区別する必要はないと思います。

②個人情報取扱事業者の義務等

個人情報保護法の「第4章第1節 個人情報取扱事業者の義務（第15条～第36条）」のポイントを列挙します（「第〇条」のような表記がありますが、法律の条文は正確を期すあまり、あまりにも冗長ですので、要点だけにしています）。

(a) 利用目的の特定，利用目的による制限（個人情報）

利用目的をできる限り特定しなければならない（第15条）

特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない（第16条）

個人情報を収集するときには、それを何に使うのかを本人に伝え、それ以外の目的に使うなということです。例えば、アンケートに使うとして取得したものをダイレクトメールなどに使ってはいけません。そのような利用をする予定があるときには、アンケート用紙に明記するなど、あらかじめ本人に示しておく必要があります。

(b) 適正な取得，取得に際しての利用目的の通知等（個人情報）

偽りその他不正の手段により取得してはならない。（第17条）

取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。（第18条）

第17条に違反するのは、2つのケースがあります。

1 ダイレクトメールに使いたいのに、それを隠してアンケート目的だといって取得するような場合。

2 名簿業者などから、個人情報保護法に違反していることを知っていて、それを利用するような場合。

(c) データ内容の正確性の確保（個人データ）

個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

（第19条）

このように「努めなければならない」という表現を努力規定といいます。厳格に「正確かつ最新の内容に保つ」のは現実には多くの困難がありますので、そのような努力をしていれば、実際に「正確かつ最新の内容に保」たれていないデータがあっても違反とはしないという意味です。

(d) 安全管理措置、従業者・委託先の監督（個人データ）

取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。（第20条）

従業員・委託先に対して必要な監督を行わなければならない（第21、22条）

これらの規定は、実務では大きな影響を持っています。

第20条での適切な措置とは、社内体制を整備し、マニュアルを整備して遵守させ、情報システムの情報セキュリティ対策を向上させるなど、かなり大掛かりな対策を講じる必要があります。

第22条の「委託先監督義務」では、個人情報取扱事業者である大企業が、5000人以下の個人データに関する業務を中小企業に委託したとき、大企業は中小企業が個人データの保護に関する体制を

整備することを要求します。中小企業がその体制が整備できていなければ、受注することができなくなることもあります。逆に、それが整備できている中小企業は受託の機会が増大します。法律的には対象にならなくても、現実には個人情報取扱事業者に準じる体制整備が求められているのです。

(e) 第三者提供の制限（個人データ）

本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
(第 23 条)

単純には個人データの横流しをするなということですが、現在では企業間での情報共有による連携が進んでいます。このとき、個人データの取扱いをどうするかが大きな課題になっています。

(f) 公表等，開示，訂正等，利用停止等（保有個人データ）

利用目的等を本人の知りうる状態に置かなければならない（第 24 条）

本人の求めに応じて保有個人データを開示・訂正・利用停止等を行わなければならない（第 25，26，27 条）

これらは無条件で本人の要求に従えというのではなく、誤りがあることが確かであるとか、利用停止要求はそのデータが違法に入手・利用されているなどの場合に限定されます。しかし、次の「苦情の処理」と合わせて、迅速に対処することが必要になります。

(g) 苦情の処理（個人情報全般）

苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない（第 31 条）

(h) 行政との関係

個人情報取扱事業者が義務規定に違反し、個人の権利利益保護のため必要がある場合には、主務大臣は、報告の徴収や必要な助言を行い、勧告に従わないときは、適切な命令をすることができます（第

32～34条)。そして、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金（第57条）、行政命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（第57条）が科されます。

個人情報保護法では、漏洩が明らかになったからといって、直ちに事業者が罰せられるわけではありません。行政命令に従わないときに罰せられるのです（間接罰）。罰せられるのは漏洩をした当事者と事業者の両方です（両罰制）。

このように、個人情報保護法は個人情報取扱事業者の義務等を明確にすることにより個人情報の保護を図ろうとするものであり、個人情報の不正な取扱により生じた事業者と被害者の間のトラブルに関して取り決めたものではありません。その点では交通法規と同じような性格です。

個人情報保護法では、事業者と被害者の間のトラブルは、原則として当事者間の話し合いや裁判で解決することとし、それで解決できないときは、行政が苦情の申し立てを受ける仕組みになっています。

（２）個人情報保護法に関連した法規・基準

①行政個人情報保護法

個人情報保護法では民間だけを対象にしていました。それは、国や地方公共団体には「行政機関等の個人情報保護に関する法律」があるからです。これには、

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

情報公開・個人情報保護審査会設置法

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

があります。2003年5月30日に個人情報保護法と同時に公布されました。

②OECD8原則

1980年にOECD（経済協力開発機構）理事会は、「プライバシー保護と個人データの国際流通についての勧告」を採択しました。

(a) 目的明確化の原則

収集目的を明確にし、データ利用は収集目的に合致するべき

(b) 利用制限の原則

データ主体の同意がある場合、法律の規定による場合以外は目的以外に利用使用してはならない

(c) 収集制限の原則

適法・公正な手段により、かつ情報主体に通知又は同意を得て収集されるべき

(d) データ内容の原則

利用目的に沿ったもので、かつ、正確、完全、最新であるべき

(e) 安全保護の原則

合理的安全保護措置により、紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護するべき

(f) 公開の原則

データ収集の実施方針等を公開し、データの存在、利用目的、管理者等を明示するべき

(g) 個人参加の原則

自己に関するデータの所在及び内容を確認させ、又は意義申立を
保証するべき

(h) 責任の原則

管理者は諸原則実施の責任を有する

この8原則は、個人情報保護法の基礎になっています。両者には次の対応があります。

目的明確化の原則, 利用制限の原則	第15条, 第16条, 第23条
収集制限の原則	第17条
データ内容の原則	第19条
安全保護の原則	第20条～第22条
公開の原則, 個人参加の原則	第18条, 第24条 ～第27条
責任の原則	第31条

③各省庁の「個人情報保護法ガイドライン」

個人情報取扱事業者には、婦人用アクセサリーの通信販売会社、病院、金融機関など多様な業種・業態があり、それぞれの業種・業態により、取扱う個人情報も異なるし、重視すべき観点、具体的な手段も異なります。それで、個人情報保護法では、あいまいな表現が多く、具体的に遵守手段を講じるのには不十分です。

それで、個人情報保護法および政府の「個人情報の保護に関する基本方針」などに基づいて、経済産業省では「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」、厚生労働省では「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、金融庁では「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」というように、各省庁が所轄の分

野でのガイドラインを策定しています。また、業界での自主的なガイドラインもあります。実際には、これらのガイドラインに従って、具体的な対策を行うことが求められます。

例えば経済産業省のガイドラインは、「経済産業分野」における事業者等が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援する具体的な指針として定めるもので、個人情報保護法や関連政令を逐条的に解説するとともに、理解を助けるための具体的な例を示しています。また、本ガイドラインのなかで、「しなければならない」と記載されている規定は、それに従うことが強制される義務規定であり、「望ましい」と記載されている規定については、できるだけ取り組むべき努力規定であるとされています。

④プライバシーマーク

個人情報の取扱いについて第三者が審査を行い、適切な保護措置を講ずる体制を整備している民間事業者等に対して、プライバシーマークを付与する制度があります。付与機関（プライバシーマーク付与機関）は（財）日本情報処理開発協会（J I P D E C）で、そこから指定を受けた指定機関が審査します。

なお、この審査は企業全体を対象にしており、事業部だけの申請は受け付けていません。また、2年ごとに更新の審査をしています。

プライバシーマークの付与条件は、「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項(JIS Q 15001)」への適合度を認証するものです。その JIS Q 15001 は、全般的には個人情報保護法の主旨と合致していますが、細かい事項では相互に対象の違いや観点の違いもあります。それで、プライバシーマークを得ていれば、個人情報保護法の義務を完全の実現しているということにはなりませんし、個人情報保護法の義務規定を実現していれば、プライバシーマークが付与されるものでもありません。

しかし、プライバシーマークという第三者認証を得ることは、世間に対する信用が高まります。しかも全般的には、プライバシーマークのほうが、高いレベルを要求しています。

それで、個人情報保護法は法律遵守という最低限のレベルを規定したものであり、それ以上に実務での実現をしており、さらに向上に努めていることを示すのがプライバシーマーク制度だと理解するのが適切です。

本時の重要事項

1. 個人情報保護法は正式には「個人情報の保護に関する法律」（平成十五年法律第五十七号）といいます。

また、法律では「政令で定める」との記述がありますが、それは個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号、以下「政令という」）があります。

2. 「個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう」とされています。

資料

個人情報の保護に関する法律（平成一五年五月三十日法律第五十七号）

最終改正：平成十五年七月十六日法律第百十九号

目次

第一章 総則（第一条－第三条）

第二章 国及び地方公共団体の責務等（第四条－第六条）

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針（第七条）

第二節 国の施策（第八条－第十条）

第三節 地方公共団体の施策（第十一条－第十三条）

第四節 国及び地方公共団体の協力（第十四条）

第四章 個人情報取扱事業者の義務等

第一節 個人情報取扱事業者の義務（第十五条－第三十六条）

第二節 民間団体による個人情報の保護の推進（第三十七条－第四十九条）

第五章 雑則（第五十条－第五十五条）

第六章 罰則（第五十六条－第五十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
- 四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）
- 五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

4 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(基本理念)

第三条 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

第二章 国及び地方公共団体の責務等

(国の責務)

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針

第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
- 三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 六 個人情報取扱事業者及び第四十条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保

護のための措置に関する基本的な事項

七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、国民生活審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第二節 国の施策

(地方公共団体等への支援)

第八条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理のための措置)

第九条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)

第十条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第三節 地方公共団体の施策

(地方公共団体等が保有する個人情報の保護)

第十一条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(区域内の事業者等への支援)

第十二条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第十三条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四節 国及び地方公共団体の協力

第十四条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

第四章 個人情報取扱事業者の義務等

第一節 個人情報取扱事業者の義務

(利用目的の特定)

第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難で

あるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第十八条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で

あって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保)

第十九条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業員の監督)

第二十一条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第二十二条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対し

て協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

- 3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

- 5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第二十四条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称
- 二 すべての保有個人データの利用目的（第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）
- 三 次項、次条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続（第三十条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- 二 第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合

3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（開示）

第二十五条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示

しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

- 3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

（訂正等）

第二十六条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停

止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第二十八条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第三項、第二十五条第二項、第二十六条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)

第二十九条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

- 3 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。

- 4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第三十条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項の規定による利用目的の通知又は第二十五条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第三十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(報告の徴収)

第三十二条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

(助言)

第三十三条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十四条 主務大臣は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七条まで又は第三十条第二項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条、第十七条、第二十条から第二十二条まで又は第二十三条第一項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反

行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(主務大臣の権限の行使の制限)

第三十五条 主務大臣は、前三条の規定により個人情報取扱事業者に対し報告の徴収、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第五十条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(主務大臣)

第三十六条 この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち特定のものについて、特定の大員又は国家公安委員会（以下「大臣等」という。）を主務大臣に指定することができる。

一 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等

二 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等

2 内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

3 各主務大臣は、この節の規定の施行に当たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

第二節 民間団体による個人情報の保護の推進

(認定)

第三十七条 個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）

は、主務大臣の認定を受けることができる。

一 業務の対象となる個人情報取扱事業者（以下「対象事業者」という。）の個人情報の取扱いに関する第四十二条の規定による苦情の処理

二 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供

三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

2 前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、主務大臣に申請しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（欠格条項）

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第四十八条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第四十八条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であった者でその取消しの日から二年を経過しない者

（認定の基準）

第三十九条 主務大臣は、第三十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 第三十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

二 第三十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに足る知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。

三 第三十七条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

(廃止の届出)

第四十条 第三十七条第一項の認定を受けた者（以下「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(対象事業者)

第四十一条 認定個人情報保護団体は、当該認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者又は認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者を対象事業者としなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。

(苦情の処理)

第四十二条 認定個人情報保護団体は、本人等から対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(個人情報保護指針)

第四十三条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じる手続その他の事項に関し、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成し、公表するよう努めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を公表したときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとるよう努めなければならない。

(目的外利用の禁止)

第四十四条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(名称の使用制限)

第四十五条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(報告の徴収)

第四十六条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

(命令)

第四十七条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(認定の取消し)

第四十八条 主務大臣は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第三十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第三十九条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- 三 第四十四条の規定に違反したとき。
- 四 前条の命令に従わないとき。
- 五 不正の手段により第三十七条第一項の認定を受けたとき。

2 主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(主務大臣)

第四十九条 この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、第三十七条第一項の認定を受けようとする者のうち特定のものについて、特定の大臣等を主務大臣に指定することができる。

- 一 設立について許可又は認可を受けている認定個人情報保護団体（第三十七条第一項の認定を受けようとする者を含む。次号において同じ。）については、その設立の許可又は認可をした大臣等
- 二 前号に掲げるもの以外の認定個人情報保護団体については、当該認定個人情報保護団体の対象事業者が行う事業を所管する大臣等

2 内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

第五章 雑則

(適用除外)

第五十条 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前章の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的
- 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- 三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的
- 四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- 五 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。

3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自

ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(地方公共団体が処理する事務)

第五十一条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限又は事務の委任)

第五十二条 この法律により主務大臣の権限又は事務に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(施行の状況の公表)

第五十三条 内閣総理大臣は、関係する行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関をいう。次条において同じ。）の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(連絡及び協力)

第五十四条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に係る行政機関の長は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(政令への委任)

第五十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第五十六条 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第三十二条又は第四十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同

じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第四十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第四十五条の規定に違反した者

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(本人の同意に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第十五条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第十六条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

第三条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第二十三条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があったものとみなす。

(通知に関する経過措置)

第四条 第二十三条第二項の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同項の規定により行われたものとみなす。

第五条 第二十三条第四項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ

ればならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、第四十五条の規定は、同条の規定の施行後六月間は、適用しない。

附 則（平成十五年法律第六十一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成十五年法律第百十九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の規定 個人情報の保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

「情報と人権」問題

1. 「身の回りの情報化」

第1問 インターネットなどの普及は急速であり、現在は本文のデータとはかなり異なっていると思われる。参考URLにより現在のパソコンやインターネットの普及状況を調べましょう。また、あなたのグループ（学校のクラスや会社の部課など）での普及状況と比較してみましょう。

第2問 家庭でのインターネット利用の増加により、どのような家庭での生活の変化、情報提供側の変化が起こっている（将来起こる）と考えられますか。

2. 「ユビキタス・コンピューティング」

第1問 次の文のうち、正しいものには○印をつけ、誤りのものには×印をつけて誤りの理由を示しなさい。

1. ユビキタス・コンピューティングという概念は、2000年代になってからいわれるようになった。
2. ユビキタス社会とは、高度情報化社会の一局面であるといえる。
3. ウェアラブル・コンピュータは、人間が持ち歩くのだから、モバイル・コンピューティングでありユビキタス・コンピューティングとはいわない。
4. RFIDタグを用いる情報活用は、すべてユビキタス・コンピューティングである。
5. 情報家電をネットワークアクセスする観点からも、IPv6の普及が望まれる。
6. 日本は、ユビキタス・コンピューティングに関連する技術が進んでいる。
7. ユビキタス・コンピューティングが普及すれば、情報セキュリティ対策での大部分の課題は解決される。
8. ユビキタスネット社会憲章は、インターネットでのウイルスや不正アクセスを防止する情報セキュリティ対策を示したものである。

第2問 次の問に答えなさい。

1. ユビキタス・コンピューティングとして、あなたはどのような情報機器やサービスがあればよいと思いますか。
2. 「ユビキタス社会とはいっても、現在の情報活用環境が発展しただけで、本質的な変化はない」という意見に、あなたはどのように考えますか。

3. 「企業での情報化」

第1問 企業での情報化では「エンドユーザ・コンピューティング」が重視されています。どうしてそれが重要なのかを考えましょう。

第2問 このような状況において、企業で求められる人材とはどのような知識能力を持つ（あるいは持てる能力のある）人のことでしょうか。いろいろな観点から考えてください。

4. 「情報化社会とIT革命」

第1問 次の文のうち明らかに誤りである文をあげて、誤りの理由を示しなさい。

1. 「情報化社会」とは、インターネットが急速に普及してきたことが原因になりいわれるようになった概念である。
2. メットカーフの法則は収益逡減の法則でもある。
3. 「情報の価値は端末数（利用者数）の2乗に比例する」現象をジョージ・キルダーの仮説という。
4. 情報技術の急速な発展により、広範囲に急激な変化が発生している。これをIT革命という。
5. インターネットに代表される情報技術の発展により、従来の産業構造を支えてきた秩序が大きく崩れてきた。

第2問 次の作業をなさい

1. 本文の記述以外にも工業化社会と情報化社会では多様な違いがあるでしょう。その対比表を作成しましょう。

2. あなたが現実体験・見聞していることで、ITの発展により急激に大きな変化が進んでいる現象を列挙しましょう。

5. 「ITで産業構造が変わる」

第1問 インターネットは、中小企業が大企業と互角に戦えるデジタル・オポチュニティであるといわれていますが、なぜでしょうか。

第2問 このように変化が激しい環境では、企業はどのような人材を必要とするでしょうか。

6. 「ITで経済が変わる」

第1問 米国では不況のときにIT投資を行なって経済を復活させたのに、日本では不況が原因で「失われた十年」を続けてきました。その理由は何なのでしょう。

第2問 早期にIT革命を達成した国とそれに乗り遅れた国とは、将来どのような違いが出てくるのでしょうか。

7. 「ITで教育が変わる」

第1問 高校まででかなりの情報教育が行なわれるようになると、大学ではどのような情報教育をする（大学生にはどのような知識能力が求められる）のでしょうか。

第2問 大学での授業の方法や大学の情報化について、学生の立場から期待することを列挙しましょう。

8. 「デジタル・デバイド」

第1問 「自由競争の世の中なのだから、デジタル・デバイドが発生するのは当然であり、その解消のために税金などの社会資源を使うべきではない」という意見に、人道的な観点ではなく、経済的な観点からどう考えますか。

第2問 デジタル・デバイド解消の政策を期待するまでもなく、私たちは自分が「情報弱者」にならないよう努力することが必要です。それにはどのような知識能力が必要になるでしょうか。

9. 「バリアフリー」

第1問 高齢者や障害者に適したパソコンとはどのようなパソコンでしょうか。技術的制約や価格面を無視して「理想的な」パソコンのアイデアを列挙してください。

第2問 現状のパソコンを前提としてあなたがWebページを作成するとき、バリアフリーを少なくするために、どのような工夫をすればよいでしょうか。

10. 「Webアクセシビリティ」

第1問 総務省「ウェブ・アクセシビリティ実証実験」の結果報告を読み、高齢者や障害者がどのようなことで戸惑うか、それを解決するにはどのようなことに留意する必要があるかを調べなさい。

(<http://www2.nict.go.jp/ts/barrierfree/accessibility/proof/index.html>)

第2問 目隠しをしてWebページを閲覧しなさい。他の人に読み上げてもらったり、ガイドしてもらったりして、「1」を実感して報告しなさい。自分が作成公開しているページ（それがなければ私の任意のページ）を対象にするとよいでしょう。

第3問 インターネットでは、アクセシビリティに考慮したHTMLの書き方などを説明したサイトが多くあります。そのうち、推奨するサイトとその特徴を報告しなさい。

第4問 ユーザビリティやアクセシビリティの観点から、Webページを評価してランキングした結果を掲載しているページを探しなさい。特に、その評価項目として何を用いているかを調べなさい。

11. 「IT革命への国の政策」

第1問 次の文中に適切な語句を挿入しなさい。

1. 1980年代末から1990年代にかけて、汎用コンピュータによる集中処理から多数のパソコンをLANで接続した分散処理へと移行する[1]の動向が進んだ。経営の面では、1990年代前半には、情報技術をインフラとして業務を抜本的に改

革しようとする〔 2 〕の概念が普及した。1990年中頃には、利用しやすいブラウザが出現し、インターネットが爆発的に普及発展した。インターネットに代表される情報技術の発展は、国家経済から企業経営、個人生活にいたるまで広範囲に大きな影響を与えていることから〔 3 〕とまでいわれている。

1 ダウンサイジング 2 BPR 3 IT革命

2. 米国は、積極的な情報化投資により、その〔 3 〕に乗ることができ、低迷していた経済を回復しただけでなく、2000年のITバブル崩壊までの長期にわたり、〔 4 〕と呼ばれるインフレなき経済成長を実現した。それに対して、日本は1990年前後のバブル崩壊や平成不況になると、情報化投資を抑制してしまった。そのために〔 3 〕に乗り遅れてしまい、不況脱出ができない状況になった。これは「〔 5 〕」と呼ばれている。その間に米国どころかアジア諸国にまで追い抜かれ、日本の国際競争力は低下してしまった。

4 ニューエコノミー 5 失われた10年

3. この状況を打破するべく、国は2001年1月7日に、〔 6 〕を施行した。同法に基づき設置された〔 7 〕は、日本を2005年までに世界で最高の情報化社会にすることを目標とした〔 8 〕を策定した。

6 IT基本法 7 IT戦略本部 8 e-Japan

第2問

1. 米国では不況のときにIT投資を行なって経済を復活させたのに、日本では不況が原因で「失われた十年」を続けてきました。その理由は何なのでしょう。
2. 早期にIT革命を達成した国とそれに乗り遅れた国とは、将来どのような違いが出てくるのでしょうか。

12. 「情報セキュリティの基礎」

1. Webで「コンピュータ不正アクセス対策基準」のシステムユーザ基準の個所を調べ、あなたが「なぜこれが必要なのか」と思う事項があれば、それを列挙して、みんなで考えましょう。

2. あなたが不正アクセス対策の提案をしたところ、A氏からは「当社には他人のほしがるような情報はないので、不正アクセスがあってもかまわない」、B氏からは「どんなに対策をしても、優秀なハッカーにはかなわないので、やるだけ無駄だ」といわれました。あなたはこれらの意見にどう反論しますか。

13. 「著作権の概要」

1. もし著作権という概念がなかったら、どのような弊害が起こるでしょうか。
2. 授業で担当教員が他人の著作をコピーして学生に配布することは著作権法で認められていますが、教員が他人の著作をインターネットのページに登録して学生の自習に供することは認められるでしょうか。いろいろなケースを想定してください。

14. 「プライバシー」

1. 個人情報を入力させているサイトを1つ例にとり、入力項目のうち、このサイトを利用するために必要な項目、不必要な項目を分けて列挙し、そう考えて理由を述べましょう。
2. 個人情報を入力させているいくつかのサイトについて、個人情報保護に関するページがどのように記載されているかを確認しましょう。

15. 「個人情報保護法」

第1問 次の文のうち、正しいものには○印、誤りには×印をつけて誤りの理由を示しなさい。

1. 名刺を企業別や氏名順などで整理すると個人情報データベース等に該当するので、名刺を交換するときには、そのように整理すること、その利用目的を伝えることが必要である。現実にはこのようなことをする人は少ないが、法律的にはそれが要求されていると考えるべきである。
2. 市の主催で子供向けのパソコン教室を開催した。それを支援したパソコンメーカーがアンケートをしたのだが、そこには保護者の氏名、住所、パソコンの有無などの項目があり、後日保護者あてにメーカーからダイレクトメールが送られた。アンケートに

- はそれに関する記述があったので、メーカーの行動は個人情報保護法に抵触したとはいえない。
3. 個人のインターネット活用に関するアンケートを行った。アンケートの謝礼を送るために回答者の住所氏名も回答させたが、アンケートデータをコンピュータに入力する段階でそれらは入力せず、入力後は回答用紙は適切な処分をした。それでもコンピュータにあるアンケートデータがあるのだから、これは個人情報である。
 4. A社（製造業）では、顧客情報を4500、社員情報を300、その他の個人情報を400持っている。このうち社員情報は個人情報とはいえないので、A社は個人情報取扱事業者ではない。
 5. 個人情報が5000人以下の企業では、個人情報が漏洩しても訴えられることはない。
 6. A社では、5000人を超える顧客があるが、コンピュータ処理はすべてアウトソーシングしているので、自社内にある個人情報は非常に少ない。このような場合では、A社は個人情報取扱事業者ではない。
 7. 大学は学術研究をしているので、在学生や卒業生の個人情報が5000を超えていても、個人情報取扱事業者ではない。
 8. A団体は、老人福祉を目的とした非営利団体である。それで5000人を超える老人の情報とボランティアの情報を持っているが、利益を目的としているのではないから、個人情報取扱事業者ではない。
 9. A社では、NTTの電話帳をそのまま用いてダイレクトメールを発送している。このたび、発送先から、電話帳の自分が記載している部分を塗りつぶすよう要求された。この要求には従う義務がある。
 10. A社では個人情報が漏洩したことが警察の内偵で発覚し、経営者と漏洩に関与した者が検挙された。

第2問 次の問に答えなさい

1. インターネットの検索エンジンなどにより、個人情報漏洩の事例をいくつか探し、それが本文の「個人情報取扱事業者の義務等」でのどれが不十分だったことにより発生したのかを示しなさい。
2. 経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象としたガイドラインの策定」平成16年6月では、いろいろと事例が掲載されています。2ページ～6ページを読んで、興味を持った事例をいくつかあげて、どうしてそれが個人情報あるいは個人情報データベース等であるのか、そうでないのかの理由を述べなさい。

(<http://www.meti.go.jp/feedback/downloadfiles/i40615hj.pdf>)